

江戸川区長期計画

EDOGAWACITY

えどがわ新世紀デザイン ~共育 協働 安心への道~



江戸川区長 多田正晃

共育
協働
安心への道

ごあいさつ

私たちのふるさと、愛するまちである江戸川区の21世紀初頭の基本方針となる長期計画「えどがわ新世紀デザイン」を、区民の皆様のご意見・ご提言をいただきながら、ここに策定いたしました。

社会が予想できないほどのスピードで変化し続けるなかで、時代の潮流は、「もの」から「こころの豊かさ」「生活の質」を大切にするように変わってきています。

いつの時代においても、その中心にあって、理想のまちづくりを進めるのは「人」であり、これから生まれる人も含めた「一人ひとりの区民」であります。

私は、新しい長期計画を策定するにあたり、区民の皆様一人ひとりの知恵や活力、創造性、倫理観などを十分に活かしていくことが、江戸川区の理想の姿を創り上げるものと考えております。

新しい長期計画「えどがわ新世紀デザイン」は、この考えのもとに、男女・世代・国籍を問わず、誰もが人生のそれぞれのライフステージに応じて充実した人生をおくり、あらゆる場面において安心生活を営むことのできるまち、「生きる喜びを実感できる都市」をめざして、今後20年間に区政が取り組むべき方向を明らかにしたものです。

今後、「生きる喜びを実感できる都市」の実現をめざし、家庭、地域が互いに助け、支え、教え、学び、育てあう「共育」のもとに、区民の皆様と区が手をたずさえて「協働」しながら、この長期計画に全力をあげて取り組んでまいります。

区民の皆様方の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

なお、計画の策定にあたりまして、多くの貴重なご意見やご提言をいただきました皆様、さらに終始熱心なご審議をいただきました長期計画審議会委員の皆様へ深く感謝申し上げます。

平成14年7月

•長期計画とは

- 1 区民と区がパートナーシップに基づき、協働して、まちづくりを進めていくための指針です。
- 2 区が行財政の計画的運営の指針です。
- 3 国や都、事業者などが進める計画や事業などを調整し、誘導していくための指針です。



基本構想とは、これからの20年間に、区民と区がともにめざすべき江戸川区の将来都市像と基本目標を明らかにするとともに、これを実現するための基本的な考え方や施策を示すものです。

基本計画とは、基本構想を実現するために、平成14年度から平成23年度までの10か年で区が行う施策や事業を体系化・計画化するとともに、その進め方を示すものです。

実施計画とは、基本計画を、現実の行政の中でどのように実現していくかを明らかにする3か年計画で、予算編成の指針となるものです。

江戸川区基本構想

第1章 新しい基本構想の背景と目的	10
第1節 これまでの歩みと江戸川区の特長	10
第2節 受け止めるべき時代の潮流	12
第3節 基本構想策定の基本姿勢（新しい時代に向かって）	13
第2章 理念と役割	14
第1節 理念	14
第2節 性格と役割	15
第3章 将来都市像と基本目標	16
第1節 将来都市像	16
第2節 将来都市像を実現するための基本目標	17
第3節 将来人口像	18
第4章 将来都市像と基本目標を実現するための基本的施策	20
第1節 未来を担う人づくり	20
第2節 学びと協働による区民文化づくり	25
第3節 いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくり	30
1) 区民の健康づくりのために	30
2) 高齢の人々・障害のある人々のために	33
第4節 区民参加による環境づくり	37
第5節 活力を創造する産業づくり	41
第6節 区民の暮らしを力づくよく支えるまちづくり	46
第5章 基本構想の実現に向けて	52
第1節 基本計画及び実施計画の策定	52
第2節 変化への柔軟な対応	52
第3節 横断的取組み	52
第4節 区政の区民本位で効率的な運営	53
第5節 信頼と協働による構想の実現	53

江戸川区基本計画

第1章 基本計画の前提	56
第1節 基本計画の役割	56
第2節 基本計画の期間	56
第3節 基本計画の位置づけ	57
第4節 計画のフレーム	58
1) 人口フレーム	58
2) 財政フレーム	59
第2章 基本計画の内容	62
第1節 未来を担う人づくり	62
第2節 学びと協働による区民文化づくり	82
第3節 いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくり	100
1) 区民の健康づくりのために	100
2) 高齢の人々・障害のある人々のために	112
第4節 区民参加による環境づくり	128
第5節 活力を創造する産業づくり	144
第6節 区民の暮らしを力づくよく支えるまちづくり	164
第3章 基本計画の実現のために	200
第1節 信頼と協働による推進	200
第2節 区民本位で効率的な区政運営	200
第3節 計画を実現するための横断的取組み	201

資料編

1. 人口推計（事務所地域別・年齢別）	204
2. 長期計画の策定経過	205
(1) 長期計画立案委員会	205
(2) 区民参加による意見交換の実施	206
(3) 長期計画審議会	207
(4) 議決	208

本文中の 印のついた用語は、ページ欄外の用語解説をご参照ください。





p r o g r a m

江戸川区基本計画

第1章

基本計画の前提

第1節 基本計画の役割

第2節 基本計画の期間

第3節 基本計画の位置づけ

第4節 計画のフレーム

第2章 基本計画の内容

第3章 基本計画の実現のために

第1節 基本計画の役割

基本計画は、基本構想に掲げる「将来都市像と基本目標」を実現するための基本的施策を体系化したものです。そして、計画期間内に区が行う施策の内容、方向、手法などを明らかにし、基本構想の実現への道筋を示しています。

また、この基本計画は、区民の参加を得て、区民と区が協働することではじめて実現するものです。

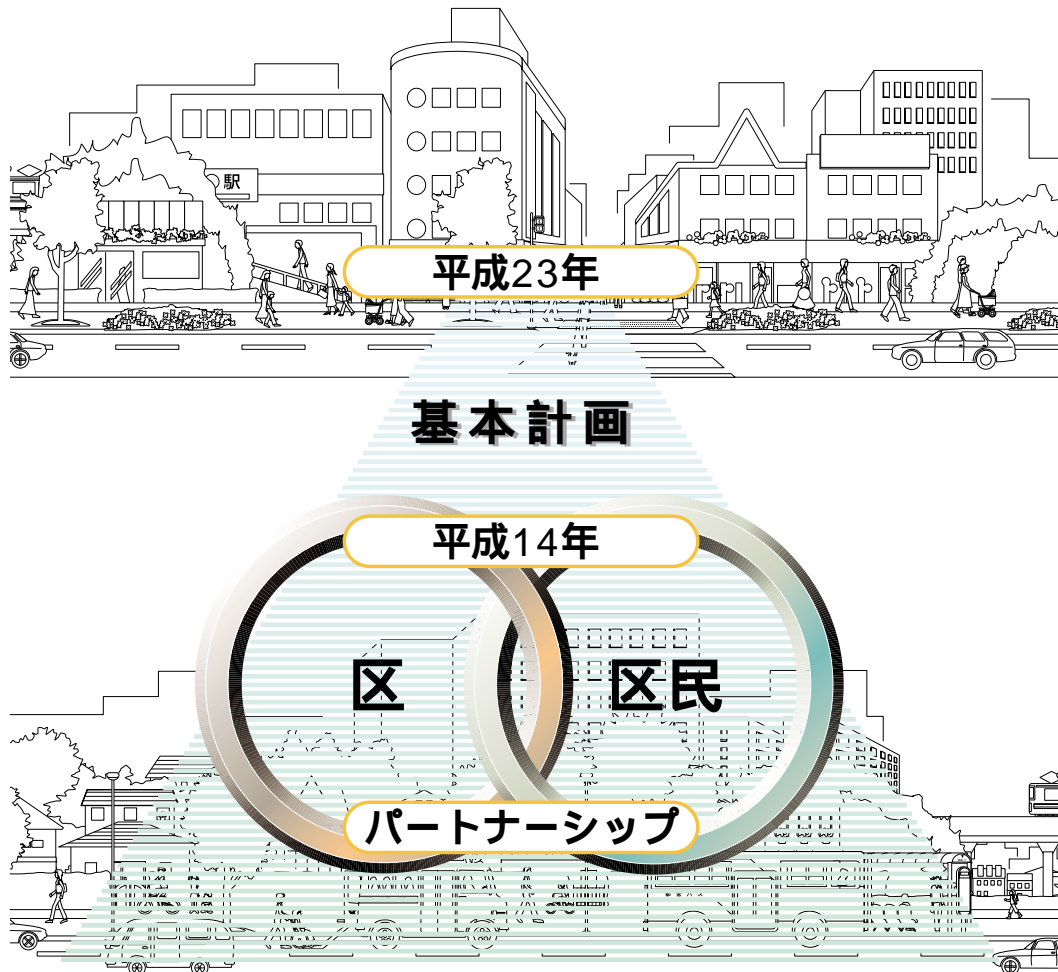
この実現のためには、区民と区は、お互いの特性と能力に応じた役割を分担し、それぞれが責任をもってその役割を果たす必要があります。

したがって、この基本計画は、区の行財政運営の基本的指針であるとともに、区民が積極的に区政に参加し、区民と区がパートナーシップに基づき、協働しながらまちづくりを進めていくための指針ともなります。

同時に、国・都をはじめ事業者、NPOなどが江戸川区にかかわる施策・事業等を行うにあたって、調整・誘導するための指針としての役割をもちます。

第2節 基本計画の期間

基本計画の期間は、平成14年度から平成23年度までの10か年とし、原則として現行の行財政制度を前提として策定します。



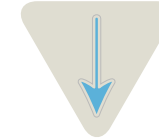
NPO
Nonprofit (または Not-for-profit)
Organizationの略。営利を目的としな
い民間非営利組織。

第3節 基本計画の位置づけ

基本計画を基本構想、実施計画、予算との関係で、次のように位置づけます。

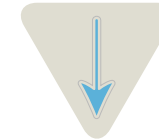
基本構想

これからの20年間に、区民と区がともにめざすべき江戸川区の将来都市像と基本目標を明らかにするとともに、これを実現するための基本的な考え方や施策を示すものです。



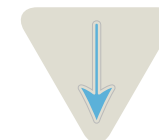
基本計画

基本構想を実現するために、平成14年度から平成23年度までの10か年間で区が行う施策や事業を体系化・計画化するとともに、その進め方を示すものです。



実施計画

基本計画を、現実の行政の中でどのように実現していくかを明らかにする3か年計画で、予算編成の指針となるものです。



予算

政策目標を実現するために、予測される収入・支出を見積り、行政施策を具体的に金額で表した1年間の計画です。

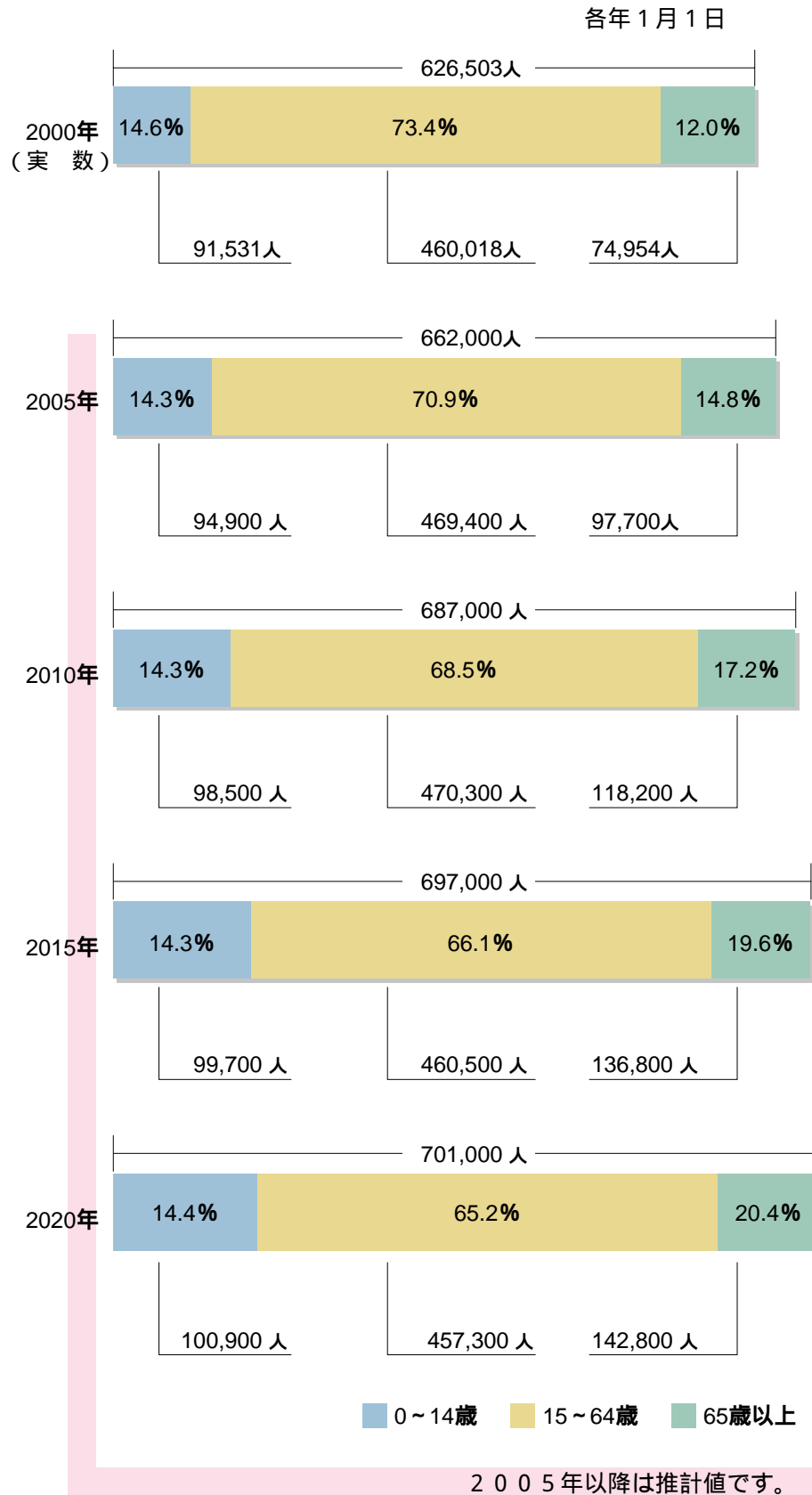
なお、基本計画は、計画期間中に社会状況や行財政条件の大幅な変化が生じた場合には、その変化に柔軟に対応するために、区政についての情報を公開しつつ、幅広い区民の参加を得ながら、弾力的に見直すものとします。

また、実施計画についても、3年ごとにその進行状況を確認し、必要に応じて修正を加えます。

第4節 計画のフレーム

1) 人口フレーム

将来人口について、次の計画指標を設定します。



2) 財政フレーム

財政フレームは、この計画の実効性を確保するための財政的裏付けとして、平成14年度から10か年を推計しました。

推計にあたっては、現行の行財政制度を前提として、国や都の財政見通し、人口の伸び、その他経済、社会状況の変化などを考慮しました。

その内訳及び算定方法は、次のとおりです。

算定方法

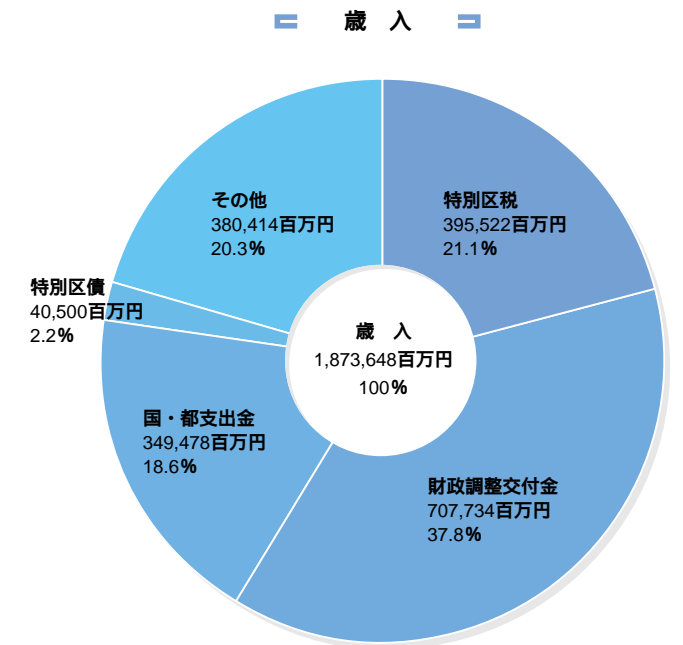
特別区税は、過去の収入実績を踏まえるとともに、今後の経済動向、人口などを考慮して算定しました。

財政調整交付金は、過去の実績を参考に、調整3税の動向などを考慮して算定しました。

国・都支出金は、過去の実績を参考に、歳出との相関を勘案して算定しました。

特別区債は、将来に及ぼす財政負担を考慮し、健全財政を堅持しつつ、施設整備、用地取得、減税補てんなどの適債事業への活用を図りました。

その他については、過去の実績を基礎に算定しました。



算定方法

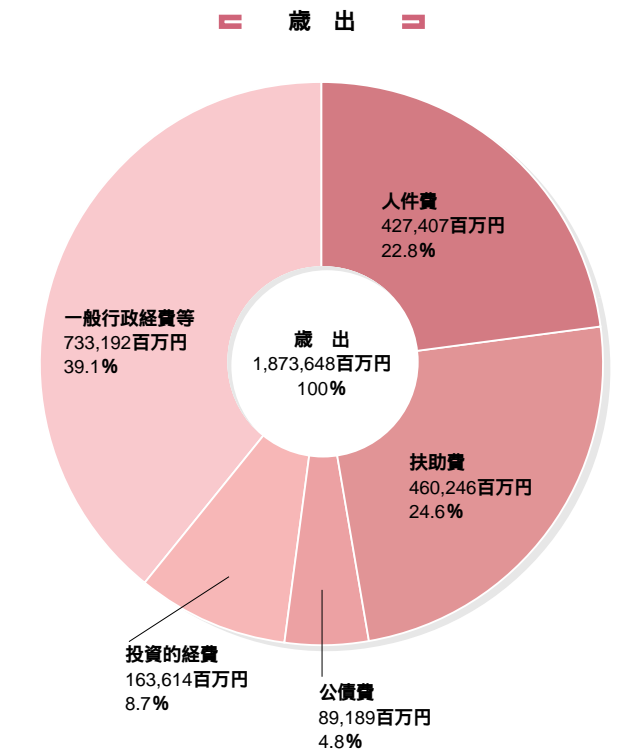
人件費は、再任用制度を積極的に活用しながら、新規採用の抑制や退職者数の見込みなどを考慮して算定しました。

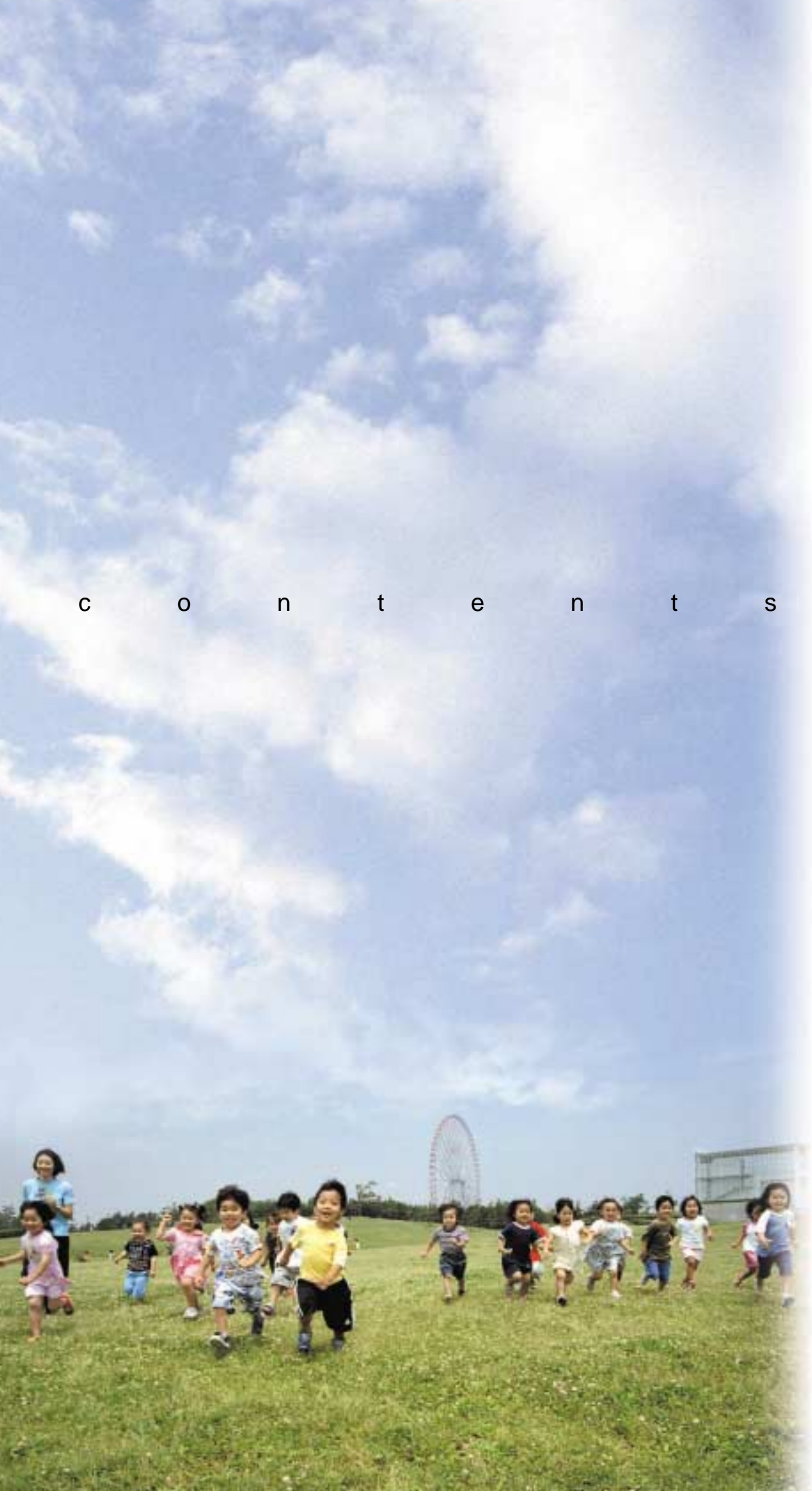
扶助費は、過去の実績を参考とし、人口などの伸びを基礎に算定しました。

公債費は、既発行分及び施設設備等にともなう新規発行債の元利償還額を見込んで算定しました。

一般行政経費等（物件費、維持補修費、補助費など）は、経費の節減を前提とし、人口の推移などを勘案して算定しました。

投資的経費は、生活の質を高める都市基盤整備を中心に算定しました。





c o n t e n t s

第2章 基本計画の内容

第1節 未来を担う人づくり

第2節 学びと協働による区民文化づくり

第3節 いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくり

第4節 区民参加による環境づくり

第5節 活力を創造する産業づくり

第6節 区民の暮らしを力づくよく支えるまちづくり

第1節 未来を担う人づくり

施策の背景

いつの時代でも、子どもはそれぞれの家庭にとってだけでなく、社会全体あるいは人類の宝であり、希望といえます。変化の激しい21世紀の新しい社会において、子どもたちが夢をもち、個性や能力を伸ばし、自主性、自律性を高め、社会性に富み、人間性豊かに育っていくことが大切です。

1 家庭教育の充実

家庭は、子どもにとって最も大切な生活の場であり、今後も子どもが増加する本区では、家庭教育がしっかりしていることが何より大切です。一方で、家族形態やライフスタイルが多様化し、時代が大きく変化するなかで、親が子育てを行うことはこれまで以上にむずかしさを増しています。

親になる人や現に子育てを行っている人が、父親・母親としての自覚と自信をもてるのが大切です。子どもの手本となる親であるように、子育てに関する学びや相談に対するニーズが満たされるとともに、働く親が増加するなかで、さまざまな形で子育ての支援を行うことが必要です。

2 地域での次代を担う人づくり（地域教育の充実）

本区では、多くの地域ボランティアがスポーツや子ども会などの活動を通じて、子どもたちの教育を担っています。また、親水公園や身近な公園などが親と子の貴重なふれあいの場として活用されています。さらに、多様な都市の顔をもつ本区は、町会や自治会などのコミュニティがしっかりしており、地域が子どもを教育していく環境に恵まれているといえます。

今後、本区では人口がさらに増加し、住む人とそのライフスタイルがますます多様化するなかで、「地域の子」が地域に愛着をもち、次代の地域社会を担う人材となるように、地域の人々がともに支えあって教育していくことが大切であり、これを支えるさまざまな施策を実施することが重要です。



ライフスタイル
生活様式（暮らしぶり）。生活に対する考え方や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。

3 多様な保育サービスの提供

本区では、現在、0～2歳児の低年齢期は家庭で保育する世帯が多く、また、3～5歳児の幼年期はその9割以上が集団保育されています。

近年、低年齢児保育のニーズが高まり、すぐに入園できない子どもがいます。また、女性の就労の増加などライフスタイルの多様化にともなう、延長保育などのニーズも増加してきています。これらのニーズに柔軟に対応していくために、民間や区民ボランティアの協力を得てさまざまな施策を展開していくことが大切です。

4 21世紀にふさわしい学校教育の推進

21世紀は、地球環境問題、資源エネルギー問題、食糧問題など人類の生存基盤をおびやかす問題がさらに厳しさを増す時代になると予想されています。また、子どもをとりまく環境の急激な変化のなかで、受験競争、いじめや不登校などの課題も一部にみられます。こうしたなかで、次代を担っていく子どもたちが、未来への夢や目標を抱き、創造的で活力に満ちた豊かな社会をつくるために果敢に取り組み、世界の中で信頼される人間として成長するように、地域社会全体で支えていくことが重要です。

学校は、家庭とは異なる集団での「教育の場」であり、「学習の場」であると同時に子どもたちの「生活の場」です。これからは、情報技術の発達などにより、学校のあり方が大きく変わり、優れた授業のやり方が広く共有されることも考えられます。

本区では、このような学校教育における変化に対応しつつ、家庭、地域と連携した新しい時代にふさわしい学校づくりを推進していきます。



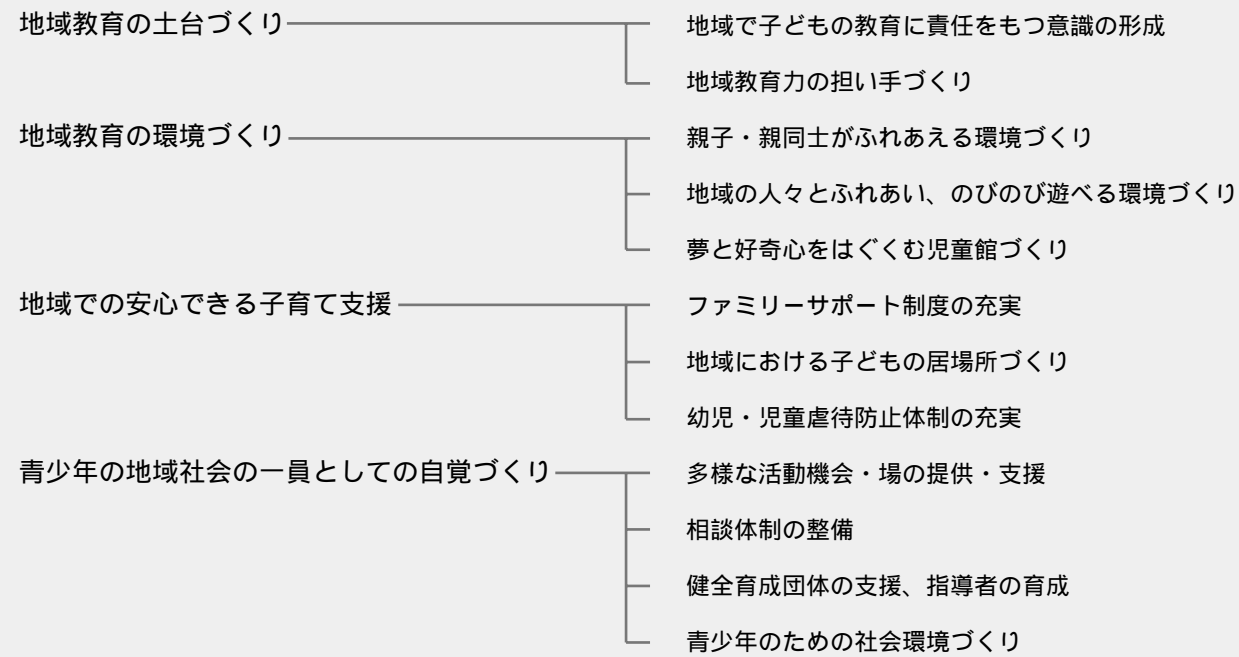
延長保育
保育所の開所時間（11時間）を超えて保育すること。

施策の体系

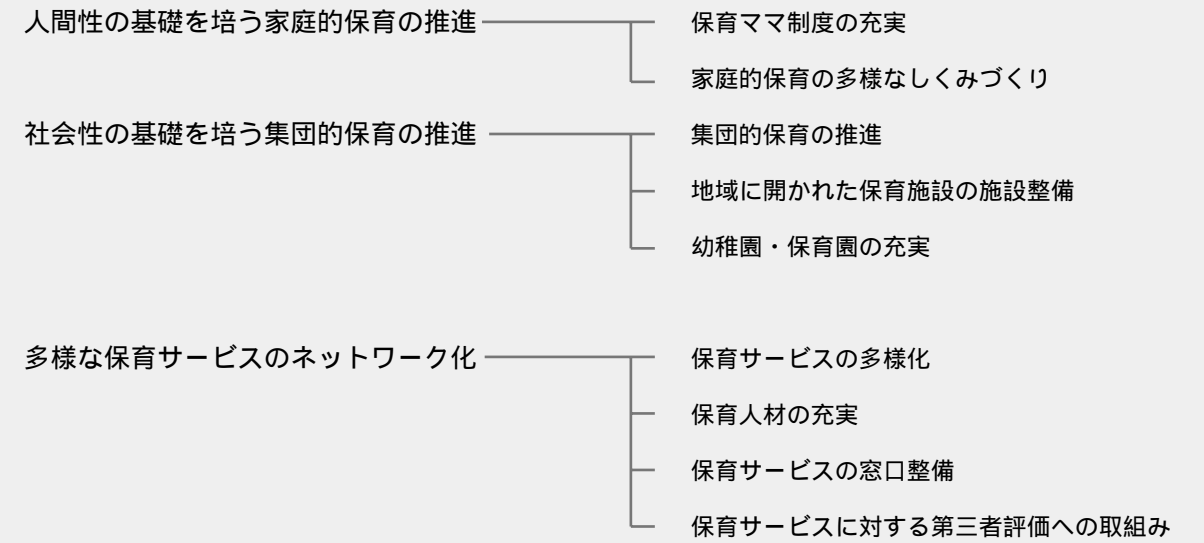
1 家庭教育の充実



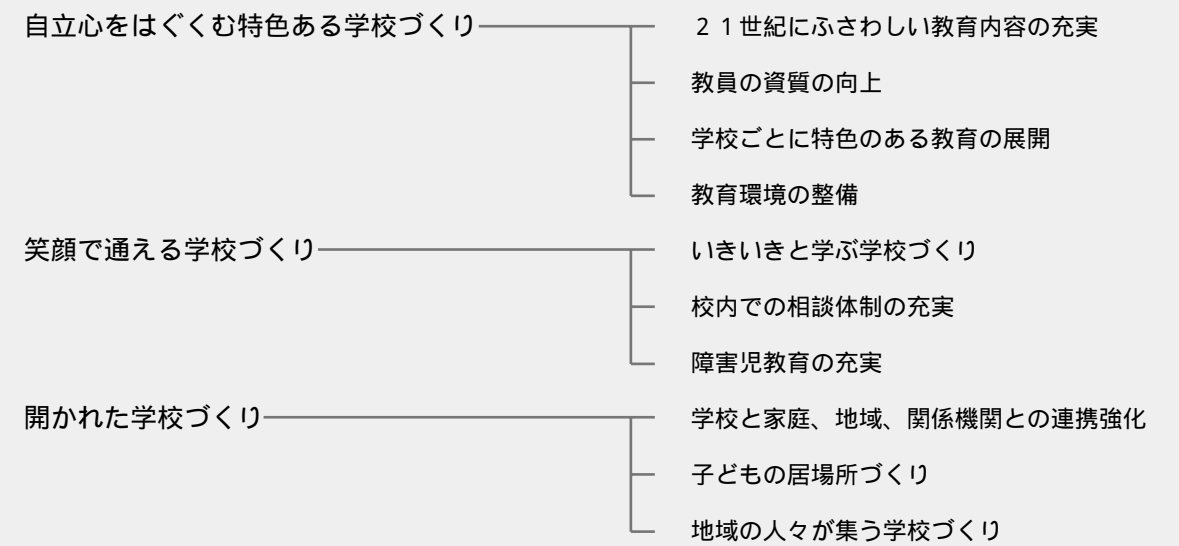
2 地域での次代を担う人づくり（地域教育の充実）



3 多様な保育サービスの提供



4 21世紀にふさわしい学校教育の推進



施策の内容

1 家庭教育の充実

子どもの手本となる親であるために

親として必要な学びの場の整備
親になるための節目学習

親になる前から、親としての心がまえ、知識、技術などを学べるように、成人や結婚などの人生の節目の時期に「江戸川総合人生大学(仮称)」などにおいて、親の役割、子どものしつけの仕方、発達・健康、子どもとのかかわり方などについての学習機会を提供します。

また、妊娠期の親や幼い子どもをもつ親などに対する、母親学級、親子学級などの充実を図ります。

子どもとの交流の支援

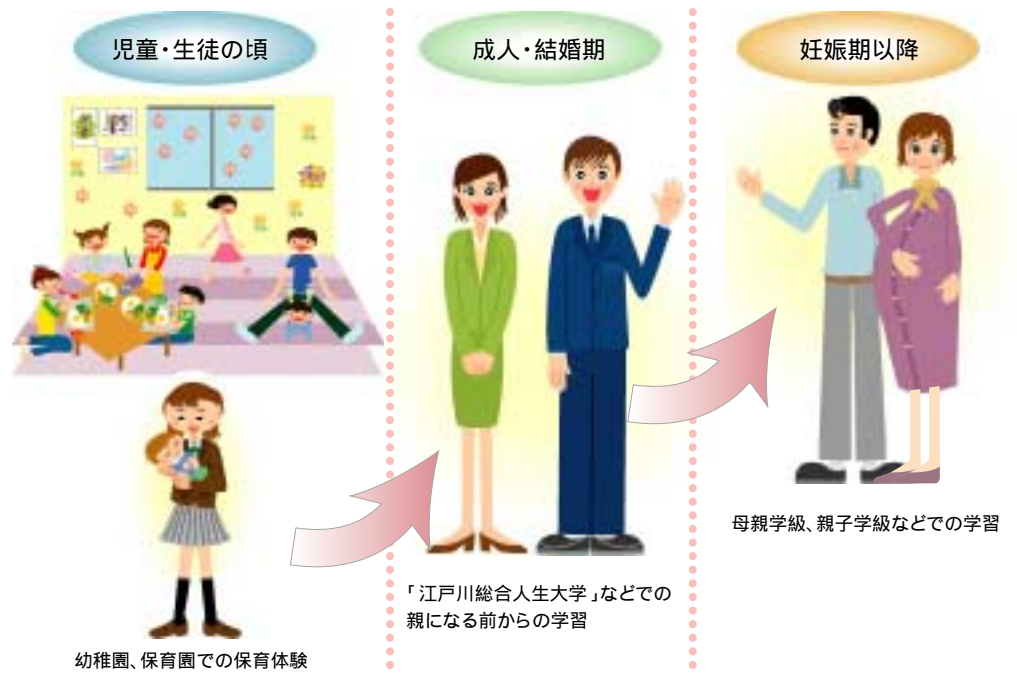
親が子どもと交流しながら、また他の親と交流しながらお互いに子育ての仕方が自然に身につくように、学童クラブ、児童館、保健所、子育て相談センターなどを活用した子育てひろばの拡充を図ります。

また、親が子どもの心の状態などをより理解できるように、親と子のコミュニケーションを助ける高校生・大学生などのボランティアの活用を進めます。

児童・生徒の頃からの体験学習

兄弟をはじめ年齢の異なる子どもとの交流機会が豊かでない児童・生徒のために、幼稚園、保育園、学校などが協力して、保育体験などにより幼い子どもとふれあえる機会を充実します。

親になるための節目学習



子育て相談センター
保育や心理などの専門家が、子育てに関する不安や悩みなどの相談に応じる窓口。

幼稚園、保育園での保育体験

「江戸川総合人生大学」などでの親になる前からの学習

母親学級、親子学級などでの学習

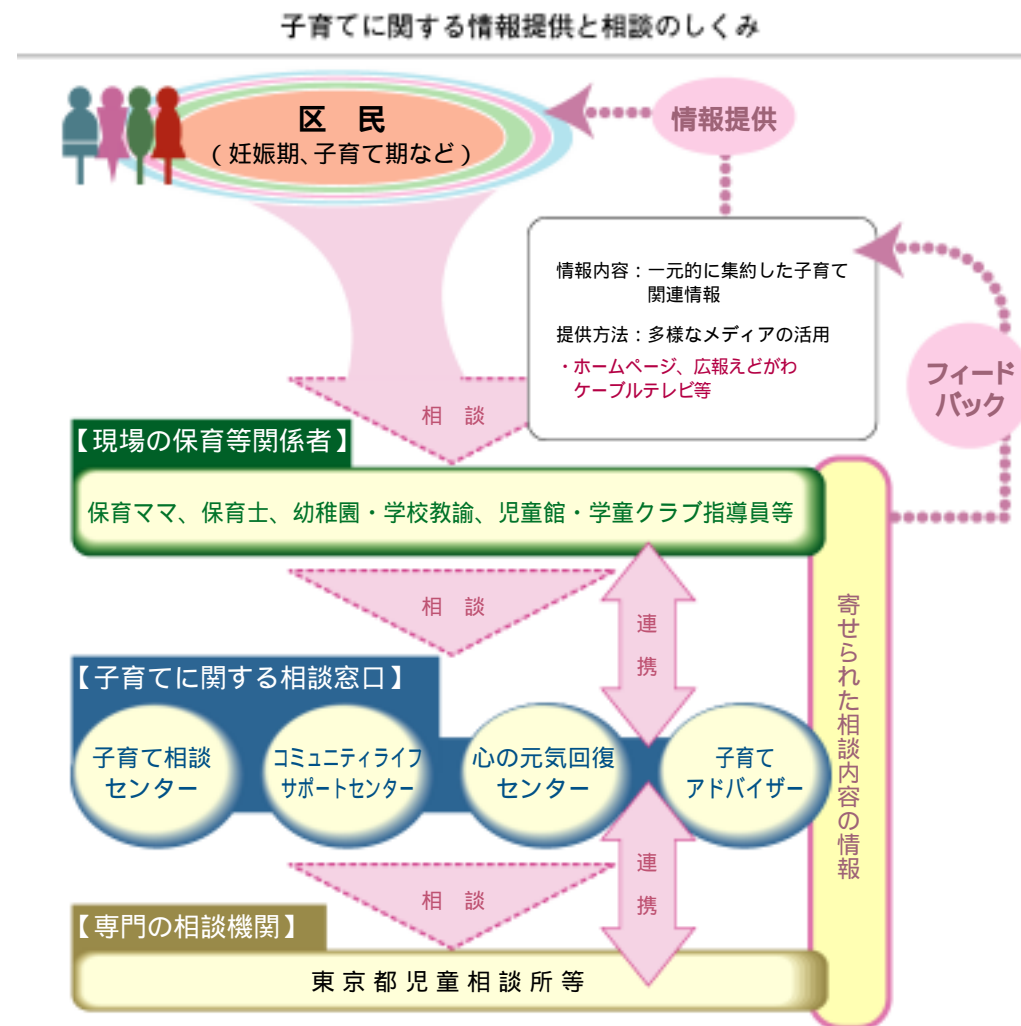
自信をもって子育てを行うために
子育てに関する情報提供の充実

妊娠期や子育て期においては、相談までには至らない小さな不安や心配を解消するために、身近なところで簡単に子育てに関する情報を得られる環境づくりを進めていきます。そのために、妊娠・子育ての悩みや心配に対する情報、保育園・幼稚園などの施設紹介、医療機関の紹介など、一元的に集約した子育て関連情報を、多様なメディアを活用して提供していくしくみづくりを進めていきます。

区民がつくる子育て相談ネットワーク

親のあり方や子育てに不安をもった時などに、日常的に気軽に情報交換したり相談できるように、情報技術の活用などさまざまな方法による「子育て井戸端会議(仮称)」の開設支援を行います。

また、家庭教育のための学習会や親同士の交流の機会づくりなどを行う、家庭教育サークルの活動支援を充実していきます。このようなサークルを活用して、区民の家庭教育のリーダーを育成していきます。



メディア
媒体、手段。情報伝達媒体を指すことが多い。新聞やテレビは大量向けのメディアであり、マス・メディアと呼ばれる。

専門的な相談システムの充実

子育てに関する相談に対応するため、妊娠に関する相談や親の視点から見た健康管理、栄養指導などの総合的な相談窓口として、子育て相談センターの機能の充実を図るとともに、「コミュニティライフ・サポートセンター（仮称）」を整え、ボランティアや専門スタッフによる子育て相談を行っていきます。

また、子育てなどの悩みにより心の健康に不安を感じた時に、24時間体制で専門のカウンセリングが気軽に受けられる「心の元気回復センター（仮称）」を整えていきます。

さらに、子育てについて育児、発達相談、健康管理、栄養指導など総合的な見地からアドバイスできる「子育てアドバイザー（仮称）」を保育園、幼稚園などを核に育成していきます。

総合的な子育て相談システムの構築

子育てに関する相談については、「現場の保育等の関係者に相談 子育てに関する相談窓口 専門の相談機関」という3ステップの連携を強化し、総合的な子育て相談システムを構築します。また、寄せられた相談内容の情報は、子育てに関する情報提供のために活用していきます。

家庭に対する支援

家庭の事情に応じた支援

ひとり親家庭を支援するため、専門の相談員による相談業務の充実や、自立生活支援のための資金貸付・家事援助サービスの充実、さらに、母子生活支援施設 の充実を行います。

子どものショートステイサービス などの充実

親が病気などで一時的に育児ができない場合の子どものショートステイサービスなど、これらを支援するファミリーサポート制度 の充実を図ります。

経済的な支援

子どものいる家庭の福祉向上を図るため、国や都との役割分担を踏まえながら、子育てに対する経済的支援として、引き続き各種手当・助成を行います。



カウンセリング
悩みをもつ人の抱える問題を解決するために、主に心理的適応過程を通じて行なう相談援助活動。

母子生活支援施設
相談援助や生活指導などを行い、子どもの健全育成と母子家庭の自立を支援する施設。

子どものショートステイサービス
保護者が病気などで一時的に育児ができない場合に、短期間、子どもを預かるサービス。

ファミリーサポート制度
育児援助を行いたい人と受けたい人を会員組織化し、援助活動を行うことで子育て世帯への育児を支援する制度。

2 地域での次代を担う人づくり（地域教育の充実）

地域教育の土台づくり

地域で子どもの教育に責任をもつ意識の形成

子どもたちへの理解を深めるための啓発活動や情報提供を充実させるとともに、地域の中で子どもを育てていくという連帯感を醸成するための活動を推進します。このため、情報技術の活用などによる地域の人々の子育てや教育に関する情報交換の場である「地域教育フォーラム（仮称）」の運営を支援します。

地域教育力の担い手づくり

小中学校のさまざまな学習の時間に区の歴史や昔の遊び・文化・人の生き方などを教える高齢の人々、パソコンの使い方を教える地域の人々など、地域教育力の担い手となる人々を増やしていきます。

また、退職教員など学校と地域、双方の視点をもち教育面でも豊富な知識と経験を有する人々が、地域教育ボランティアとして活躍できるように支援します。

地域教育の環境づくり

親子・親同士がふれあえる環境づくり

親子が自然とふれあえる場の整備

身近に自然とふれあいながら親子が安心して遊べ、憩えるように、花と緑豊かな公園を整備するとともに、親水公園をより自然に近いものにしていきます。さらに、誰もがチョウやトンボなどの身近な生き物とふれあえ、気軽に自然を実感できるようにビオトープ公園 などを整備します。

親同士が交流できる場の充実

親同士が情報交換や悩み相談を気軽に行ったり、低年齢の子どもが親といっしょに遊べるように、学童クラブ、児童館、保健所、子育て相談センター などを活用した子育てひろばの拡充を図るとともに、「子育て井戸端会議」などの開設を支援していきます。

また、幼稚園・保育園の園庭の開放を進め、有効に活用していきます。

地域の人々とふれあい、のびのび遊べる環境づくり

のびのび遊べる場の整備

幅広い年齢層の子どもたちが、のびのびと遊べ、地域の人々とふれあえるように、遊びのボランティアやプレイリーダー を育成するとともに、キャッチボールなどが自由にできる広場のある公園、火おこし・木登りなど自分の責任で自由に遊ぶことのできるプレイパーク（冒険遊び場）などを整備していきます。

ビオトープ
多様な生物が生息できる生態系としての湖沼、湿地、草地、雑木林など。

子育て相談センター
保育や心理などの専門家が、子育てに関する不安や悩みなどの相談に応じる窓口。

プレイリーダー
公園などにおいて、子どもたちが本気で遊ぶことのできる環境をつくり出す人。

交流の機会づくり

兄弟をはじめ年齢の異なる子どもとの交流機会が豊かでない児童・生徒のために、幼稚園や保育園の子どもの面倒をみたりするなど、年齢の異なる子どもたちと交流する機会を増やしていきます。また、高齢の人々との交流機会も増やしていきます。さらに、商店街のお祭りや企業行事に、親と子どもがともに参加できるように働きかけを行い、地域の人々とふれあえる機会を増やしていきます。



夢と好奇心をはぐくむ児童館づくり

児童館の内容を充実し、遊びを通じた体験学習機能をもつなど、子どもたちも参加した、夢や好奇心をはぐくめる特色ある児童館づくりを進めます。また、高校生、大学生、区民、ボランティア、NPOなどが参加した運営方法についても検討します。



【特色ある児童館の内容例】

環境 科学 天文学 伝統文化 国際理解 音楽 相談



NPO
Nonprofit (または Not-for-profit)
Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

地域での安心できる子育て支援

ファミリーサポート制度の充実

保育園、幼稚園、小学校、学童クラブなどの開始前・終了後の預かりや、保育施設への送迎、子どものショートステイサービスなど、子育てする親を支援するファミリーサポート制度の充実を図ります。

地域における子どもの居場所づくり

小学校にボランティア、NPO、大学生、退職教員などの指導員を配置し、校庭や教室などを活用した放課後の子どもたちの居場所づくりを進めます。

また、既存の学童クラブについては、民間、NPO、地域関係者などの参加を得て運営を行っています。

幼児・児童虐待防止体制の充実

幼児・児童虐待を未然に防止するため、子育てに関する学習機会、情報提供、親同士の交流機会、経済的支援など、子どもを育てやすい環境にするためのさまざまな支援を行っています。

また、子育てに悩んだ時に気軽に相談できるように、子育て相談センターの充実や「コミュニティライフ・サポートセンター」、「心の元気回復センター」を整備するなど、その体制としくみを整えていきます。

さらに、虐待を早期に発見し解決を図るため、問題に気づいた区民から情報が寄せられる地域のセンサー役として「コミュニティライフ・サポートセンター」を活用し、家庭、地域、保育・教育機関及び児童相談所など関係機関との適切な連絡・連携体制のもと問題解決に取り組むしくみをつくります。

青少年の地域社会の一員としての自覚づくり

多様な活動機会・場の提供・支援

活動機会の提供・支援

健康と豊かな情操をはぐくむことができるように、青少年と協力しながら、野外活動や、文化・スポーツ・レクリエーション活動などへの参加機会の提供・支援を進めていきます。また、青少年が異なる年齢の人々や、区内外のさまざまな人々と交流できるように努めていきます。

活動の場の確保

青少年の日常的な活動の場及び自主的、創造的な活動ができる場として、既存の公共施設や、公園・広場、河川敷などを活用しやすいように工夫していきます。

ボランティア活動参加への支援

地域社会の中でボランティアとして地域行事や企業行事などに参加し、青少年が一定の役割を担い、活動し、相互に交流できるように情報提供を行うなど働きかけていきます。

ファミリーサポート制度
育児援助を行いたい人と受けたい人を会員組織化し、援助活動を行うことで子育て世帯への育児を支援する制度。

子どものショートステイサービス
保護者が病気などで一時的に育児ができない場合に、短期間、子どもを預かるサービス。

センサー
感知器。転じて地域内で対象となる現象や事態を検出するしくみやそれを担当する人。

児童相談所
18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じる行政機関。

海外派遣事業の推進

青少年が、ホームステイなどの海外での生活体験を通じて、国際人としての資質や能力が養えるように、野村・立井国際交流基金などを活用した、海外派遣事業「青少年の翼（仮称）」を行っていきます。

相談体制の整備

気軽に相談できる体制の整備

ユースワーカーや大学生などが日常的な悩みの相談相手となるようなしくみを整え、るとともに、電話や情報技術などを活用した自宅からでも気軽に相談できる体制を整備します。

教育研究所などの活用

青少年の悩みに総合的に対応できるように、教育研究所や「心の元気回復センター」の活用を図ります。

健全育成団体の支援、指導者の育成

健全育成団体の支援

地区委員会、子ども会などの健全育成団体に対し、団体に応じた援助の充実を図るとともに、団体の自主性を尊重したうえで相互の交流を促進します。

ユースワーカーなどの指導者育成

青少年の地域での活動を促進する役割を担う地域指導者やジュニアリーダー、ヤングリーダーの育成を行うとともに、活動の場を広げます。さらに、ユースワーカーの育成を行います。

青少年のための社会環境づくり

子どもを危害などから守るため、近くにいる大人すべてがあたたかい目で子どもたちを見つめ、声をかけたり救いの手を差し伸べられるような地域の環境づくりを進めます。このため、家庭、学校、地域社会、PTA連合会や地区委員会などの健全育成団体や警察、医師会、薬剤師会、事業者などが連携し、地域ぐるみで非行・薬物防止など、健全な社会環境づくりに取り組んでいきます。

海外派遣事業「青少年の翼」



ホームステイ
語学や風俗習慣などを学ぶ目的で、外国の一般家庭に滞在すること。

野村・立井国際交流基金
故野村喜代氏、故立井隆氏の寄付をもとにした、区民の国際化の推進などを図るための基金。

ユースワーカー
比較的青少年に近い年齢で、ある程度の専門性を持ち、青少年活動の支援を通じて青少年に社会活動のきっかけを与える人。

教育研究所
教育課題に対する調査研究や、児童・生徒などを対象とした各種相談、教育に関する視聴覚教材・機材の貸出を行う教育機関。

ジュニアリーダー
子ども会の中で、レクリエーションの指導や行事の企画立案運営の援助をする中高生。

3 多様な保育サービスの提供

人間性の基礎を培う家庭的保育の推進

保育ママ制度の充実

低年齢期（0・1・2歳）には、健全な親子関係や人間性の基礎を確立するために、家庭的な保育を推進していくことが大切です。このため、特に、0歳児を対象とする家庭的環境を重視した保育ママ制度を充実していきます。

家庭的保育の多様なしくみづくり

地域のボランティア、NPOなどによるサークル的な保育システムを導入し、子育てグループで保育を担えるシステムづくりを行います。そのために、保育に適した公共施設や民間施設を有効に活用するなど、待機児ゼロにむけて家庭的保育の多様なしくみづくりを進めていきます。

社会性の基礎を培う集団的保育の推進

集団的保育の推進

幼年期（3・4・5歳）には、地域の人々や子ども同士のかかわりを重視した集団的保育を推進していくことが大切です。このため、子どもの就園を奨励し、保護者の負担を軽減するための支援を行います。

地域に開かれた保育施設の施設整備

安全管理に留意し、地域に開かれた幼稚園や保育園として、施設整備や建替え、改修などを計画的かつ効率的に実施するように、関係機関などと調整していきます。

幼稚園・保育園の充実

基本的な生活習慣や環境にやさしい生活が身につく、思いやりのある心をはぐくめるように、幼児教育・保育内容の充実を図ります。また、区立園の施設・設備の充実を図るとともに、私立園については必要な助成を行っていきます。そして、障害児については、健やかな成長発達を図るため、障害の内容や状態に応じた適切な指導を行うなど、障害児教育・保育を充実します。

多様な保育サービスのネットワーク化

保育サービスの多様化

多様化するニーズへの対応

多様な保育需要によりいっそう柔軟に対応できるように、区立保育園の運営に企業やボランティア、NPOなどの参加を進めていきます。

また、一時的に保育が必要になるなど、さまざまなニーズにも応えられるように、ファミリーサポート制度などの充実を図ります。さらに、保育園での延長保育や幼稚園での預かり保育、サポート保育などを進めます。

NPO
Nonprofit（またはNot-for-profit）Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

ファミリーサポート制度
育児援助を行いたい人と受けたい人を会員組織化し、援助活動を行うことで子育て世帯への育児を支援する制度。

サポート保育
保護者の就労等により、幼稚園の教育時間前後に保育が必要な幼児を対象として行う保育制度。

認証保育所 の活用

利便性の高い駅前や保育需要の増加が見込まれる地域には、認証保育所を活用していきます。

保育人材の充実

子育て経験のある保育ママ、保育士・幼稚園教諭・看護師などの有資格者、ボランティア、NPOなど、男女を問わず多様な保育人材を積極的に活用するとともに、幼稚園・保育園の教育、保育内容のいっそうの充実を図るため、幼保の交流研修など相互に連携していきます。

保育サービスの窓口整備

区のホームページ などを利用して保育サービスに関する一元的な情報提供を行うとともに、受けたい保育サービスの紹介や手続きができる一元的な情報窓口の整備（ワンストップサービス）を行います。

保育サービスに対する第三者評価 への取組み

区民が保育施設の保育内容情報をいつでも知ることができるようにするとともに、多様な保育サービスの質を確保・向上するため、保育サービスに対する第三者評価に取り組めます。

多様な保育サービスの提供



認証保育所
大都市特有のニーズに対応するため、東京都が独自の基準により認証した保育所。

ホームページ
WWW (World Wide Web) で提供される情報ページで、インターネットの情報提供者が、情報の簡単な内容を紹介するためにもつページ。

ワンストップサービス
要件を一カ所ですべて済ませることができるサービス。

第三者評価
事業者の提供するサービスの質を、当事者以外の第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価すること。

4 21世紀にふさわしい学校教育の推進

自立心をはぐくむ特色ある学校づくり

21世紀にふさわしい教育内容の充実 時代の変化に対応できる教育の推進

情報技術を扱う基礎的素養である情報教育を充実するとともに、国際理解教育、環境教育、福祉・健康教育など、時代の変化に柔軟に対応できるさまざまな能力と創造性を養う教育を推進します。

また、あらゆる差別や偏見をなくすため、人権尊重の教育を推進するとともに、男女共同参画社会の基礎を培うための教育を充実します。このような教育を推進することにより、さまざまな人々と、ともに暮らす社会の一員としての意識をはぐくんでいきます。

さらに、生涯を通じての体力づくりの基礎を培うための教育や、優れた文化・芸術とふれあう機会を充実します。

地域教育力や地域環境を活用した教育の推進

地域ボランティアなどの地域教育力を積極的に活用し、地域の歴史や伝統文化を学んだり、スポーツを楽しむ機会を提供します。

高齢者施設での介護体験や、保育園、幼稚園での保育体験などの世代間交流の機会をもち、思いやりのある豊かな心を育てる教育を推進します。

ボランティアへの関心を高め、地域社会に貢献する心や、生きぬくことの自覚を醸成するため、総合的な学習の時間などを通じて区独自のボランティア体験の機会を充実していきます。

商工業や農業などの区内産業への知識を深めるとともに、働くことの大切さや社会のルールを身につけるために、地域での職業体験学習の機会をいっそう拡大していきます。

本区の特長である水と緑を活用し、さまざまな生き物や自然とのふれあいにより、生命の営みや尊さを実感できるようにするとともに、豊かな感性や情操をはぐくむ教育を推進します。

セカンドスクール などの充実

セカンドスクールなどの体験活動において、自然の中での多様な体験や集団での宿泊体験などをとおして、創意工夫する能力を高めるとともに、基本的な生活習慣を身につけたり、友情を深めることなどができるように活動内容のいっそうの充実を図ります。また、このような体験活動を支えるため、指導員などの充実も図っていきます。

幼小中高養の連携教育の推進

子どもや教員の交流を積極的に行い、特色ある学校づくりや教育内容の充実、いじめや非行などにもよりきめ細かな対応ができるように、幼小中高の連携を進めていきます。さらに、養護学校との連携を図り、障害のある子どもへの理解教育を推進します。

男女共同参画社会
男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会を確保し、均等に利益を享受するとともに責任を担う社会。

総合的な学習の時間
各学校の創意工夫を生かした横断的・総合的な学習や、児童・生徒の興味・関心に基づく学習を通して、自ら学び考える力などの育成を目的とした授業。平成14年度実施の新学習指導要領で導入。

セカンドスクール
都会の学校を対象に、子どもたちに自然体験などの多様な学習をさせる体験活動。

教員の資質の向上

これまでの教員研修の体系や内容を見直し、豊かな人間性や人間理解教育における資質を高めるとともに、変化の時代を生きる社会人に必要とされる能力の向上を図り、優れた指導力・情熱・使命感をもつ教員を育成します。あわせて、個々の教員の知識や能力を学校全体で共有し、よりよい学校づくりにつなげていきます。

また、教員が地域への関心を高め、地域の中の学校という意識を深めるため、教員がそれぞれの知識や技能を地域の人たちに教えたり、地域の人たちから地域のことについて教えてもらう機会を充実していきます。

さらに、教育研究所における教員の研修や教育情報の調査・研究などの機能の充実を図っていきます。



教育研究所
教育課題に対する調査研究や、児童・生徒などを対象とした各種相談、教育に関する視聴覚教材・機材の貸出を行う教育機関。

学校ごとに特色のある教育の展開 特色ある教育の推進

各学校が一定水準の教育を実施するとともに、特色のある教育内容、施設整備などを進め、多様化・複雑化する課題やニーズに応えます。

学校選択制の導入

保護者や児童・生徒の多様なニーズに応えられるような特色ある学校づくりを進めるとともに、学校ごとの情報提供を充実しながら、学校を選択できるような制度を導入します。

パイロット校の検討

21世紀にふさわしい、時代の最先端を行くような、新しい学校（パイロット校）のあり方について検討を進めます。

教育環境の整備

新しい時代や教育内容に応じた施設整備

新しい時代や教育内容にふさわしい学校施設の整備を進めます。このため、ITの整備やバリアフリー化などを進めます。

また、老朽化の進んでいる校舎などを必要に応じて、整備・改築していきます。改築に際しては、環境に配慮した施設づくりを進めるとともに、実情にあわせて地域のニーズに配慮した施設整備などを行っていきます。

さらに、安定的に安全で高いレベルの給食を提供するため、給食室の改修なども行っていきます。

学校の緑化

緑豊かな環境を整備するため、質・量ともに充実した学校の緑化を推進します。

学校の適正規模・適正配置

児童・生徒の集団が確保され、多様な人間関係をとおして豊かな社会性が培われるように、新しい時代にふさわしい、学校の規模や配置の適正化に努めます。

笑顔で通える学校づくり

いきいきと学ぶ学校づくり

学ぶ楽しみを高めるための授業の推進

基礎的・基本的な学力の定着と向上を図るとともに、一人ひとりの個性や独創性をはぐくみ、児童・生徒が笑顔で学校に通えるように、チーム・ティーチングによる授業や少人数による授業、小学校における教員の専門性を活かした教科担任制などを取り入れることにより、学ぶ楽しみを高めていきます。

各種施設との連携・活用

総合的な学習の時間などで、児童・生徒の興味や関心のあることに応えられるように、図書館やスポーツ施設などとの連携を強化し、活用していきます。

パイロット校
先駆けとして取り組む学校のこと。新たな教育を推進する際に、重点的に取り組む学校を指定する。

IT（情報技術）
インターネットに代表される高度情報社会の基盤となる、総合的な情報・通信技術。

バリアフリー
人が生活する上で妨げとなる障害（バリア）が、街、施設、道路、住宅、人々の意識、社会などから取り除かれた状態。

チーム・ティーチング
一つの授業を複数の教師で行うこと。理解に応じた個別指導が出来るメリットがある。

教科担任制
クラス担任が全ての教科を教えるのではなく、教科ごとに専任の教師が授業を行うこと。

校内での相談体制の充実

スクールカウンセラー などを活用した体制整備

スクールカウンセラーの全校配置などを進めるとともに、教育研究所などとの連携を強め、いじめや不登校など、それぞれの児童・生徒の悩みに迅速かつきめ細かく対応できる相談体制の整備を進めます。

適切な指導・支援のための体制整備

子ども自身では解決できないようなトラブルや自ら解決する力が身につけていないような児童・生徒に対して、自立性を尊重しつつ、適切に指導や支援ができるように教員の資質や能力を高めるとともに、学級担任だけでなく学校全体で児童・生徒の問題に対応する体制を充実していきます。

教育研究所の機能の充実

児童・生徒や保護者の、いじめや不登校などの悩みに専門的に対応できるように、教育研究所の機能を充実していきます。特に、学校との連携を強め、それぞれの児童・生徒の状況にあわせてきめ細かい相談活動を推進します。

また、不登校の児童・生徒に対して、基礎学力の向上やコミュニケーション能力を高める指導を行うとともに、自然体験教室、スキー体験教室などを実施し、学校への復帰を促進していきます。

あわせて、大学院生などのメンタルサポーター を家庭へ派遣し、不登校児童・生徒、保護者の心の安定を図っていきます。

障害児教育の充実

障害の内容に応じた教育

障害のある子どもたちの能力や特性を活かせるように、障害の内容や状態に応じたきめ細かな教育を推進していきます。

障害児教育の環境の整備

学校施設のバリアフリー化を進めるとともに、通常学級と障害学級の交流教育をいっそう推進し、多くの子どもたちとの交流の中で障害のある子どもたちの自立を支援する体制を整えます。

また、心身障害学級を適正に配置します。

就学相談の充実

就学相談の充実を図り、障害のある幼児・児童・生徒が自立するまでの支援体制を整備します。

開かれた学校づくり

学校と家庭、地域、関係機関との連携強化

地域教育力の活用

豊富な知識や経験を有する区民やボランティアなどの地域教育力を活用し、地域に密着した多様な学校教育を推進します。

地域における体験活動の場の充実

高齢者施設での介護体験や保育園・幼稚園での保育体験、地域でのボランティア活動や商店などでの職業体験、本区の特長である海、河川、親水公園などの水辺や、花や緑あふれる公園での自然体験など、地域環境を活用した地域における多様な体験活動の場を充実します。

また、このような体験活動に親も参加し、共通の体験をもてるように配慮します。

学校づくりに対する地域意見の反映

学校教育に対する家庭や地域の理解を高めるために、学校自ら学校公開や学校評議員制度 などを通じて積極的に学校を開き、学校に対する意見を広く取り入れ、家庭・地域・学校が一体となった学校教育を展開します。

学校、家庭、地域、関係機関の連携による健全育成活動の推進

学校だけでは解決できない児童・生徒の問題行動については、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、適切な指導ができるように健全育成活動の連携体制を強化します。これにより、地域社会の中で子どもを見守っていく意識を高めていきます。

子どもの居場所づくり

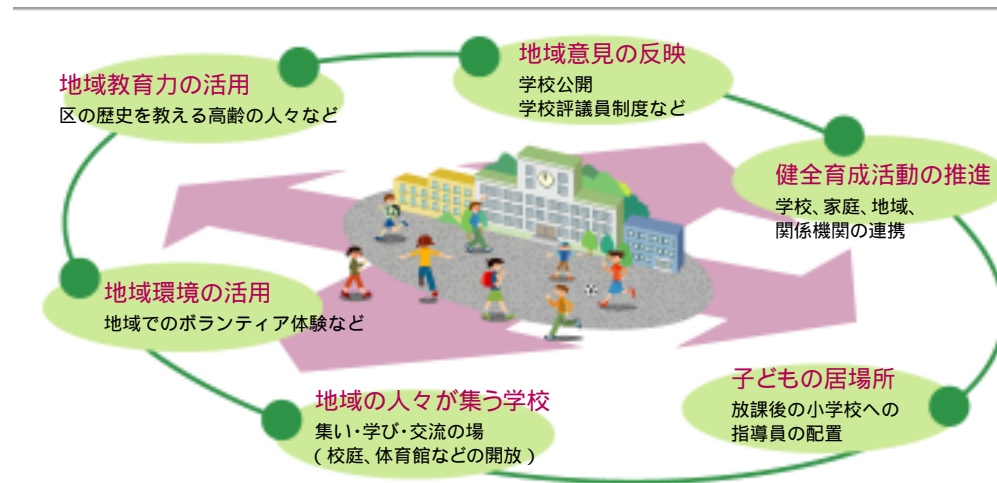
小学校にボランティア、NPO、大学生、退職教員などを配置し、校庭や教室などを活用した放課後の子どもたちの居場所づくりを進めます。

地域の人々が集う学校づくり

小中学校の校庭、体育館、プール、特別教室などの地域への開放をさらに進め、多くの人が集い、学び、交流する場として活用できるように施設整備を行います。学校施設の開放にあたっては、学校安全対策の推進に努めます。

また、教員がそれぞれの知識や技能を地域の人たちに教えたり、地域の人たちから地域のことについて教えてもらう機会を充実していきます。

開かれた学校づくり



学校評議員制度
地域の有識者などが評議員となり、学校運営に関して意見を述べたり、助言を行うしくみ。

NPO
Nonprofit (または Not-for-profit) Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

スクールカウンセラー
学校において、児童・生徒の悩みの相談に応じたり、教員の児童・生徒理解について、指導・助言を行う人。

メンタルサポーター
カウンセラーを目指す大学院生などで、悩みをもっている子どもの相談相手となる人。



第2節 学びと協働による区民文化づくり

施策の背景

21世紀は、高齢化や高度情報化などによって、区民生活が大きく変わっていきます。この変化に対応し、区民生活をより豊かに彩りのあるものとするために、生涯にわたってさまざまなことを学び、ボランティア活動やコミュニティ活動に気軽に参加し、世界からの人々とともに暮らし、男女が互いに尊重しあい、安心して消費生活をおくることのできる、創造性豊かな江戸川文化をはぐくむことが必要です。

1 人生を豊かにする生涯学習

学ぶことは、学校教育だけで完結するものではありません。学校を卒業した後も、激しい社会変化に対応するため、絶えず新しい知識や技術を習得していくことが求められます。また、人生をより豊かなものにするためにも、地域社会をより良くしていくためにも、学ぶことが必要です。

このため、生涯学習社会の実現に向けて、いつでも誰もが自由に選択し学ぶことができるように、区民にさまざまな学習の場や機会を提供するとともに、必要とする情報の提供や相談サービス、図書館などの施設の充実など、区民の自主的な学習活動をサポートするための環境づくりが必要となっています。また、学習する人々の励みにもなり、地域の教育力の向上や活性化にもつながるよう、学習によって得られた知識・技術・経験などを活かして、地域社会に寄与できるようなしくみをつくるのが大切です。

2 江戸川区の良さを活かしたボランティア活動とコミュニティ活動

本区では、ボランティア活動や町会・自治会活動などが活発に行われ、助けあい協力しながら「自分たちのまちは自分たちで良くする」という住民意識が育っています。また、定年などで地域に活動の場を移す区民が増えるとともに、趣味や関心などから結びついた新しい形のコミュニティも形成されつつあります。

こうしたなかで、地域社会においては、子育て、健康、福祉、環境、防犯、防災、まちづくりなどの分野において、区民の自主的な取組みを必要とする新たな課題が生じています。これに対応するため、区民一人ひとりがボランティアとして、気軽に、明るく、楽しく活動ができるようなしくみをつくるのが大切です。そして、町会・自治会を基礎としつつ、テーマコミュニティ やバーチャルコミュニティ など、さまざまなコミュニティが自主的に活発に活動できるような環境を整えることが必要です。

3 創造性豊かな江戸川文化

文化は生活の中から生まれ、育てられます。これからさらに高度情報化や自由時間の増加、社会の成熟化などが進むなかで、地域に誇りや愛着を抱けるような「まちの魅力」の向上や創造、心のゆとりや豊かさなどのための取組みがますます求められていきます。

本区は、都心から至近な位置にありながら、水と緑に恵まれ、地域の中で住み、働き、学び、憩うことができるなど、うらおいと楽しさのある魅力的な都市として発展しています。このようななかで、文化財や伝統工芸などの伝統文化を継承しつつ、さまざまな地域の資源や特長を活かして新たな生活文化を創造し、魅力あふれる「江戸川文化」と

テーマコミュニティ
趣味やスポーツ、教養などのグループ、NPOやボランティア活動等、個別の目的によって、自発的に形成されるコミュニティ。

バーチャル
(コミュニティ、モール)
現実にはない、仮想的なもの。最近では、インターネット上に構築する、仮想的なコミュニティやモール(商店街)などをさす場合に使用する。

して世界に向けて発信していくことが求められます。また、質の高い音楽や絵画などの芸術に気軽にふれることができるように、情報や機会を提供することも大切です。

4 男女共同参画社会 の推進

高齢化の進行や家族形態の多様化、働く女性の増加など、社会が激しく変わりつつあります。こうしたなかで、男女が対等なパートナーとして、互いに尊重しあい、喜びも責任も分かちあい、家庭や職場、地域など、社会のあらゆる分野で能力と個性を十分に発揮できる社会の実現がいつそう求められます。

しかし、個人の生活や意識の中には、依然として性別に深く根ざした役割分業意識が残っています。このような意識を変え、男女平等意識づくりを進め、男女共同参画社会を実現していくためには、男女が互いの性を尊重することが大切です。また、あらゆる分野への女性の参加を積極的に進め、男女が仕事と家庭生活を両立してともに働くことができるように、就業環境を整備することが求められます。そして、これらのことを総合的・効果的に行うために、男女共同参画を推進するための計画づくりが必要です。

5 世界の人々との交流と共生

これからは、人・もの・カネ・情報の地球規模の交流がいつそう進みます。そのなかで、環境や平和をはじめ、飢餓、差別といった地球規模の課題も、ますます区民の日常の暮らしと密接な関係をもつようになります。

このため、姉妹都市をはじめとして、さまざまな世界の人々との交流などを通じて区民の国際感覚をはぐくむとともに、同じ地球に住むひとり人間、いわば「地球人」としての意識や発想を育てていくことが必要です。

また、区内に住む世界からの人々が増加していくことにより、地域社会のあり方にも新たな課題を投げかけています。世界からの人々が、同じ区民としてともに住み、学び、働き、憩うことができる地域社会を創造していくのが大切です。このために、区民と区が知恵を出しあい、日常生活のさまざまな場面において、世界からの人々が安心して暮らせるための環境やしくみをつくる必要があります。

6 安心できる消費生活

高度情報化の進展や地球規模での市場の拡大にともない、新しい形態の商取引が行われ、さまざまな商品やサービスが提供されるなど、消費をとりまく環境は複雑化しています。また、大量のごみの排出などを通じて、消費者自身が地球環境に負荷を与えている側面もあります。

こうしたなかで、消費者には、知識や知恵を身につけ、自らの判断で最適な商品やサービスを選択することが求められます。そのため、時代に即応した情報提供と相談の体制を充実するなど、消費者をサポートするしくみづくりが必要です。

また、安心して商品やサービスを購入するために、事業者の情報公開と、消費者の視点に立った企業経営を促進することが大切です。

さらに、地球環境への負荷を低減するため、消費者自ら環境に配慮した消費生活を行うとともに、事業者と消費者が協働するためのしくみづくりが必要です。

男女共同参画社会
男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会を確保し、均等に利益を享受するとともに責任を担う社会。

施策の体系

1 人生を豊かにする生涯学習

- 時代にふさわしい生涯学習機会の提供 — 「江戸川総合人生大学（仮称）」の設置
- 生涯学習の裾野を広げるしくみづくりと学習成果の活用 — 学びの広報と機会づくり
— 地域での学びの場の提供
— 学びの支援と学習成果の活用

2 江戸川区の良さを活かしたボランティア活動とコミュニティ活動

- ボランティア立区の推進 — ボランティア活動のためのプラットフォームの構築
— ボランティアを支える人づくり
— ボランティア団体などへの支援
- 時代にふさわしいコミュニティの形成 — 町会・自治会などを基礎としたコミュニティの活性化
— 地域コミュニティとテーマコミュニティの連携強化
— コミュニティ活動の新たな「場」の整備・充実
— 区民と区のパートナーシップによるコミュニティづくり

3 創造性豊かな江戸川文化

- 「江戸川文化」の創造 — 文化の創造のための活動の支援
— 豊かな生活文化の形成
— 国際文化との交流と情報発信
— 地域資源などの活用
— 観光情報の発信
— 伝統文化の継承と積極的な活用

4 男女共同参画社会の推進

- 性別に関係しない機会平等の社会づくり — 男女共同参画を推進するための計画づくり
— 男女平等に向けた意識の形成
— 男女がいいきと働き自立できる環境づくり
— 性別によらず人権が確立・擁護される社会づくり

5 世界の人々との交流と共生

- 「地球人」の意識づくり — 地球人の意識づくり
— 世界の人々との交流の促進
— 青少年の海外派遣事業の推進
- 世界からの人々が共生する地域社会の構築 — 日常生活の支援
— 生活上の問題を解決する仲介役の確保
— 地域社会との交流促進
— 行政サービスの充実
- 世界平和のためのまちづくり — 平和意識の啓発
— 平和教育の充実
— 平和への取組みの支援

6 安心できる消費生活

- 安心できる消費生活への支援 — 情報提供の充実
— 学習機会の充実
— 関係機関との連携強化
— 相談体制の充実
- 参加型消費者の支援 — 環境に配慮した消費生活の促進
— 消費者と事業者の協働
— 事業者情報の公開の促進



施策の内容

1 人生を豊かにする生涯学習

時代にふさわしい生涯学習機会の提供

「江戸川総合人生大学（仮称）」の設置

結婚、出産、子育て、退職など「人生の節目」において学ぶ場として、また、健康、福祉、環境、地域コミュニティなど、暮らしや地域社会をより良くするために学ぶ場として、さらに、仕事のうえで必要な語学やさまざまな技能を学ぶ場として、これら人生のさまざまな場面に必要な「実学」を学ぶことのできる「江戸川総合人生大学（仮称）」を設置します。

総合人生大学の性格と役割

総合人生大学は、基礎的な学習内容から高度な知識・技能まで修得できる場です。このため、各種教育機関、事業者、区民などと協力して設置・運営していきます。また、「エコセンター（仮称）」やボランティアセンターなどとも連携し、カリキュラムの調整や相談、講師の派遣などを行っていきます。

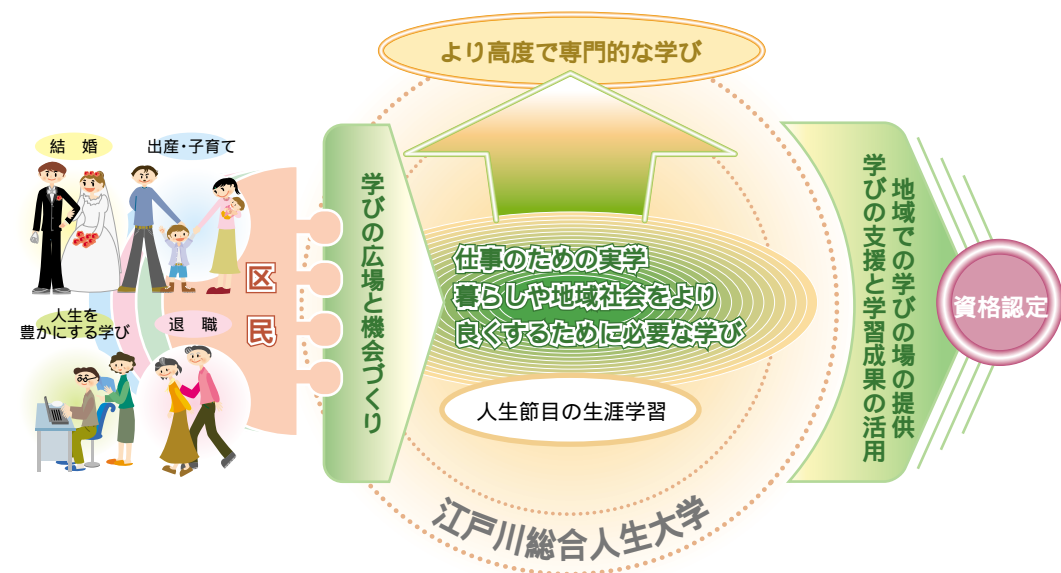
学習プログラムの研究・開発

総合人生大学は、区民の幅広いニーズに応えられるように、また時代の激しい変化にも対応できるように、区民の参加を得て常に新しい学習内容（プログラム）を研究・開発し、提供していきます。

多様な学習機会の提供

情報技術などを活用して、時間や空間の制約を軽減して、区民誰もが気軽に学習できる機会を提供していきます。そして、より高度で専門的な学習を希望する区民には、高等教育機関などとの連携により、必要な講座やカリキュラムの提供に努めます。

時代にふさわしい生涯学習機会の提供



成果を評価するしくみ

学びの成果をボランティア活動に活かしたり、区民自身が講師となって教えたりする「学びのつながり」を生み出すことをめざします。このため、資格認定など学びの成果を適切に評価するしくみを取り入れていきます。

学習相談の充実

区民を「学びのコーディネーター（仮称）」として育成するなど、一人ひとりに応じたきめの細かい学習相談サービスを行います。

生涯学習の裾野を広げるしくみづくりと学習成果の活用

学びの広報と機会づくり

一人でも多くの区民が生涯学習に参加できるように、情報技術などを活用して総合人生大学をはじめ、国や都、民間機関などの講座や講習を紹介していきます。また、気軽に遊び感覚で学びを体験できるような機会をつくり、学びの楽しさや大切さを伝えていきます。さらに、生涯学習の裾野を広げるために、実際に学んでいる人が、自然な形で学びの楽しさや充実感を周囲の人に伝えていくことを促進します。

地域での学びの場の提供

公共施設の有効活用

区民が気軽に学習できるように、学校や図書館、コミュニティ会館などの公共施設の有効活用を図ります。また、これらの施設の空き状況の確認や、予約などを簡単に行うことができるように、情報技術などを用いた施設予約のしくみを整備します。

図書館の充実

区民が、生涯学習の場として図書館を気軽に利用できるように、地域の配置バランスを考慮し図書館を新設します。また、既存の図書館とコミュニティ図書館の充実に努めます。

施設・設備のバリアフリー化

区民誰もが学習のために気軽に公共施設を利用できるように、施設の実情にあわせて、段差の解消、手すりやスロープの設置などに努めるとともに、机や書棚の高さやレイアウトにも配慮するなど、施設・設備のバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインに努めます。

学びの支援と学習成果の活用

総合人生大学などでの学びを契機とした区民の自発的な学習を促進するため、学習サークルを育成し、学習サークル間の連携を促進するなど、「学びのネットワーク」づくりを支援します。

また、一定の学びの成果を上げた区民が、その成果を発表する場や他の区民に教える機会を整えることにより、学びに関する励みを得られるようにします。

コーディネーター
調整すること。コーディネーターは調整を行う人。

バリアフリー
人が生活する上で妨げとなる障害（バリア）が、街、施設、道路、住宅、人々の意識、社会などから取り除かれた状態。

ユニバーサルデザイン
年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、どんな人でも使えるように設計されたデザイン。

2 江戸川区の良さを活かしたボランティア活動とコミュニティ活動

ボランティア立区の推進

ボランティア活動のためのプラットフォーム の構築

ボランティア活動の情報提供

区民がボランティアに対する理解を深め、自分のもつ知識や知恵、技能、経験などを活かして、教育、文化、スポーツ、健康、福祉、環境などさまざまな分野のボランティア活動に参加できるように、ボランティアセンターを中心に情報技術などを活用して活動の分野、内容、団体などの情報を提供していきます。

ボランティア体験の機会の提供

関心や経験、得意分野などに応じて、魅力的で多様な参加プログラムを用意することにより、区民が気軽に楽しみながらボランティアを体験できる機会を拡充します。

コーディネート ・ 相談機能の充実

ボランティアセンターや地域に密着した町会・自治会などを中心として、ボランティアと依頼者を円滑に仲介するために、情報技術などを活用してコーディネート機能を充実させます。

また、区民が自分に合ったボランティア活動を選び実践できるように、さまざまな相談にきめ細かく対応していきます。

エコマネー などの地域通貨の導入

多くの区民が「自分のできる範囲で気軽にできるサービス」を互いに提供しあい、ボランティアのサービスをやりとりするしくみとして、エコマネーなどの地域通貨の導入を図ります。こうした地域通貨の循環をとおして、区民同士のふれあい、ボランティアの輪の広がり、コミュニティの活発化を図ります。

ボランティアの裾野の拡大

子どもの時からボランティア活動に慣れ親しむようにするため、小中学校の総合的な学習の時間 や放課後、夏休みなどにボランティア活動に参加する機会を取り入れます。また、教師や保護者への情報や機会の提供に努めます。さらに、ボランティアを行っている人が、学校や地域などで活動体験を教える場や機会を設けます。これらの機会をとおして、楽しく気軽に参加する下地をつくり、ボランティア活動の裾野を広げます。



プラットフォーム
駅のプラットフォームのように、さまざまな行動を起こすための「共通の土台」。

コーディネート
調整すること。コーディネーターは調整を行う人。

エコマネーなど(地域通貨)
ボランティア活動などを支えるしくみとして、特定の地域社会の中で流通する任意の通貨。

総合的な学習の時間
各学校の創意工夫を生かした横断的・総合的な学習や、児童・生徒の興味・関心に基づく学習を通じて、自ら学び考える力などの育成を目的とした授業。平成14年度実施の新学習指導要領で導入。

ボランティアを支える人づくり 人材・リーダーの養成

ボランティア活動の担い手の裾野を広げ、さらに専門的な技術や知識をもつ人材、リーダーを養成するために、「江戸川総合人生大学(仮称)」などと連携し、ボランティア活動に関する方法や技術、専門知識などを総合的に学習・習得できる機会が得られるようにします。

コーディネーターの養成

ボランティア活動を円滑に進めるために、ボランティアと依頼者を円滑に仲介するとともに、両者の間におけるルールの確認やトラブルの解決などについて、助言や支援を行うコーディネーターを養成します。

資格認定などのしくみ

ボランティアに求められる水準を保ち、ボランティアとしての誇りをもてるように、その活動分野や内容によって、資格認定などのしくみを取り入れます。

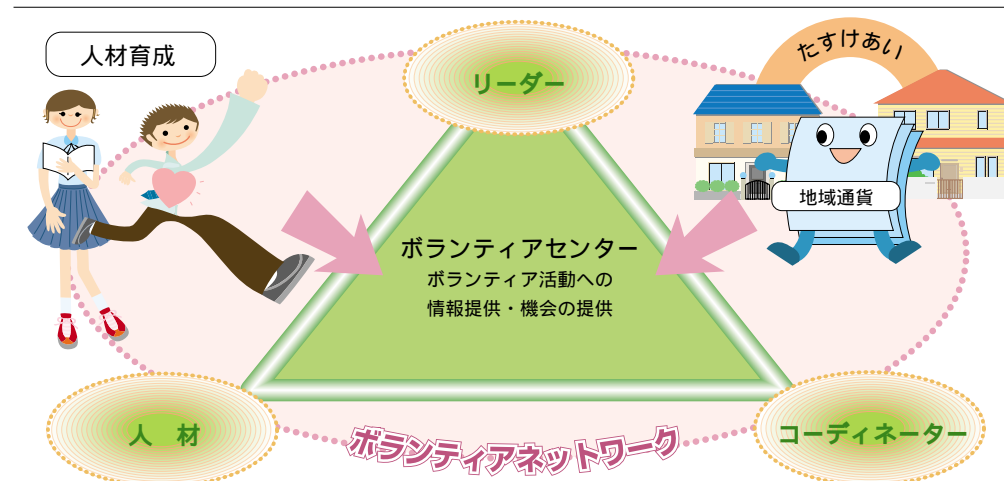
ボランティア団体などへの支援 活動の支援

さまざまなボランティアやボランティア団体、NPOなどが活動しやすいように、会議や活動の準備などを行う拠点の整備に努めるとともに、機材の貸し出しなども行います。また、夜間や休日などに活動拠点の利用ができるように環境を整えます。

ネットワークづくりへの支援

ボランティア団体に関するさまざまな活動情報を収集・紹介するとともに、意見交換の場を設定するなど、情報技術などを活用してボランティア組織のネットワーク形成を図っていきます。

ボランティアネットワークづくり



NPOなどの支援・育成

NPOなどに対してさまざまな情報を提供するとともに、業務の紹介や区の事務の委託などを行うことにより支援・育成を図っていきます。

NPO
Nonprofit (または Not-for-profit) Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

時代にふさわしいコミュニティの形成

町会・自治会などを基礎としたコミュニティの活性化 地域団体の活動支援

日常生活に起因するさまざまな課題を解決するためにコミュニティの果たす役割はますます重要であり、町会・自治会、子ども会、PTA、くすのきクラブなどのさまざまな地域の団体が、時代の変化に対応し適切にその役割を果たせるように支援します。そのため、区民が集い交流できる場や機会を多面的にもてるように、情報提供、助言、相談などを行います。

地域情報のネットワークづくり

地域団体が自己の活動内容を紹介するとともに、さまざまな団体の活動情報を収集できるように、情報技術などを活用して地域情報のネットワークづくりを進め、地域団体間の連携と協働をいっそう推進します。

地域人材の充実

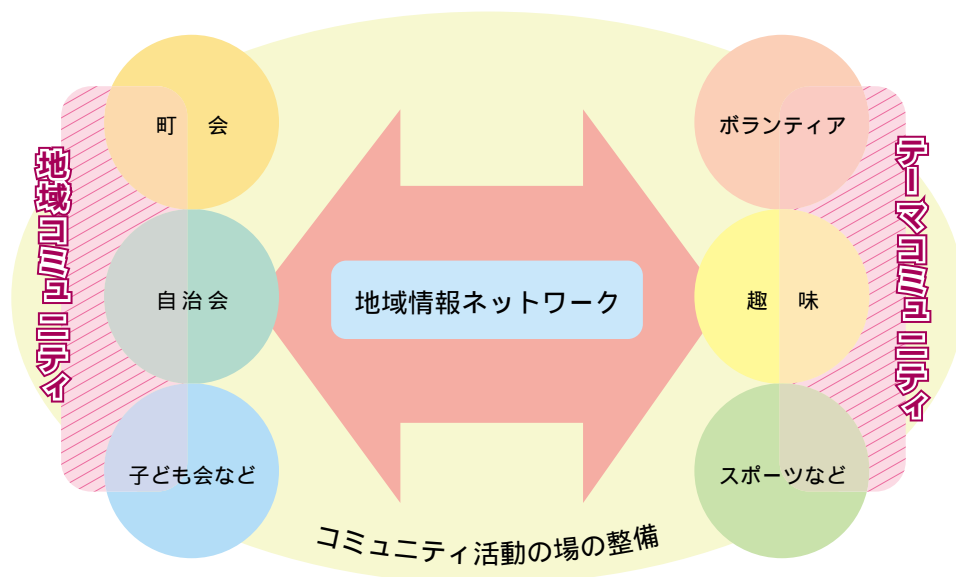
町会・自治会の活動や地域にかかわる自発的な活動が全体として大きな力を発揮できるように、地域活動に参加しやすい環境づくりを進めることにより、若年層、壮年層、高齢者層がそれぞれにもつ特長と活力を引き出し、地域の人材の更なる充実を図ります。

地域コミュニティとテーマコミュニティの連携強化

ボランティアや趣味、スポーツの団体など「テーマ」で結びついたコミュニティが、地域コミュニティのさまざまな団体と協働できるように、情報提供や紹介、仲介などの支援をします。

また、テーマコミュニティが、地域のイベントなどに気軽に参加し、さまざまな課題について町会・自治会などと連携して取り組んでいけるように調整を図っていきます。

協働によるコミュニティの広がり



テーマコミュニティ
趣味やスポーツ、教養などのグループ、NPOやボランティア活動等、個別の目的によって、自発的に形成されるコミュニティ。

コミュニティ活動の新たな「場」の整備・充実 活動の場の整備

町会・自治会やテーマコミュニティなどが、活動に必要な場所を円滑に確保できるよう、コミュニティ会館を新設します。また、既存の施設についても、団体やサークルだけでなく個人としても利用しやすいように、利用形態の見直しや施設の多目的化などを進め、利便性の向上を図ります。さらに、官公署や民間の施設などについても、活動場所として利用できるように協力を求めています。

区民による管理・運営の検討

コミュニティ会館などの管理・運営については、使いやすく、より愛着をもてる施設となるよう、区民による自主管理や運営など多様な方式の採用を検討します。

施設貸出し方法の改善

情報技術などを活用し、区民施設をネットワーク化し、空き状況の検索や施設の予約などが簡単にできるしくみを整えていきます。

区民と区のパートナーシップによるコミュニティづくり

町会・自治会やボランティア、NPOなどの自主的な活動と互いの連携・協働を支援するなど、区民と区との適切な役割分担のもとで、そこに住み、働き、学び、憩う人々が主体となり、誇りと愛着をもって住み続けていけるコミュニティの形成を進めます。



パートナーシップ
提携、協力関係、連合。共通の目的のために共同で取り組む相互関係。

3 創造性豊かな江戸川文化

「江戸川文化」の創造

文化の創造のための活動の支援

区民の文化・芸術活動の振興

区民の文化・芸術活動がより活発なものとなるよう、活動の場や機会の更なる充実に努めるとともに、誇りと自信をもてるように活動の紹介や顕彰などを行っていきます。

また、文化・芸術活動を行っている個人や団体の相互交流、自主グループの育成、さまざまな情報の提供、文化イベントの開催などを推進します。

このことを通じて、豊かな広がり和高みをもつ文化・芸術活動の振興を図ります。

文化・芸術に触れる機会の充実

公共施設などを有効に活用し、区民が身近な場所で、気軽に、質の高い音楽や絵画、演劇などの文化・芸術に親しむことができるように、場や機会の充実を図ります。また、小中学校においても、優れた文化や芸術とふれあう機会の充実を図ります。

屋外施設などにおける活動の場づくり

音楽や演劇などを行う団体が、駅前広場、公園、社寺などの屋外施設や、地域のイベントなどにおいていっそう活動の場を確保できるように、必要な空間の整備や関係する機関や団体などへの働きかけを行います。このような支援を通じて、まちを舞台とする文化活動が活発に行なわれ、多くの場所で目にするのできるまちづくりを進めます。

豊かな生活文化の形成

身近な文化・スポーツ活動の支援

本区の特色ともいえる文化・スポーツ活動などを支援していくとともに、個人や団体の活動紹介などとおして、ますます活発にしていきます。

生活文化の創造

子どもや若い世代が多く、川と海に囲まれた自然豊かな都市環境や、伝統文化などの本区の地域資源を活かすとともに、さらに健康の道 や緑の回廊 などの整備を図ることにより、区民が日常生活を楽しむ条件を高めます。また、区民がこれらの地域資源を利用してさまざまな生活文化（ライフスタイル）をつくりだし、区民自身の創意あふれる文化・芸術活動ともあいまって、生活文化の創造力をいっそう高め、豊かで多様な文化の形成を図ります。

国際文化との交流と情報発信

国際的な文化イベントの開催や、区民の多彩な文化交流への支援などにより、親善と相互理解が図れる機会を充実するとともに、世界に向けて江戸川文化に関する情報を発信していきます。

地域資源などの活用

江戸川区の魅力の再発見

生活文化の創造、地域資源の再発見、文化・芸術に優れた人の発掘などとおして、「江戸川魅力マップ（仮称）」などの形で、本区のもつ魅力を区民に情報提供します。特に、文化・芸術に優れた人材については、多方面に活躍の場が得られるよう、文化人データベース を整備します。

施設やイベントの誘致

本区の豊かな水と緑を活用し、多くの人々が集まる魅力ある施設やイベントなどの誘致を検討します。また、区民、地域団体、商店街、企業などの活力を活かした行事やイベントの開催を支援するとともに、的確な情報提供に努め、地域を舞台とするさまざまな交流を促進します。

地域環境の活用

海、川、親水公園などの水と緑豊かな地域環境を活かして、心の豊かさやゆとり、うるおいなどを感じられるように、小中学校などにおいて情操教育を行います。

また、レガッタやカヌーなどの水上スポーツを振興し、若者が集まるにぎわいのあるまちを創出していきます。

観光情報の発信

情報発信の強化

花火大会などの特長あるイベントの内容を充実し、地域の一体化を促進するとともに、区内外に積極的に情報発信し、本区のイメージアップと観光的魅力を高めていきます。また、網船、屋形船などの遊漁船についても、観光資源として区内外に広く情報発信していきます。

金魚については、本区の伝統ある貴重な地域資源として保存・継承していくとともに、「金魚まつり」などのイベントを通じた区民とのふれあいの場を充実していきます。

ホームページ による情報発信

区のホームページの内容をさらに充実し、観光イベントや特産品、グルメ情報、名物店などの観光関連情報の積極的な提供を図り、全国に発信していきます。

健康の道

健康増進を目的に堤防や親水緑道などにソーラー灯や距離表示、健康サインなどを設置し、散歩などを楽しむように整備した道。

緑の回廊

大規模公園（葛西臨海公園、篠崎公園、宇喜田公園、大島・小松川公園、総合レクリエーション公園）親水公園や身近な公園、河川、学校などの緑の核をなす施設を、親水緑道や緑道など、緑豊かな道路で結んだ回遊性のあるネットワークをいう。

ライフスタイル

生活様式（暮らしぶり）、生活に対する考え方や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。

データベース

相互に関連のあるデータを蓄積したもの。特にコンピュータを使用して、情報や資料を収集・分類・整理し、多目的に利用できるようにした統合化ファイル。

ホームページ

WWW（World Wide Web）で提供される情報ページで、インターネットの情報提供者が、情報の簡単な内容を紹介するためのもつページ。

伝統文化の継承と積極的な活用

伝統文化の継承と発信

本区の文化財や伝統文化を調査・研究するとともに、後継者の育成にも努めるなど、次代に保存・継承していきます。また、区民が伝統文化にふれる機会を充実するとともに、本区の伝統文化の情報を世界に向けて発信していきます。

伝統工芸士制度の創設

独創的な「江戸川区伝統工芸士制度(仮称)」を創設し、伝統的地場産業の技術・製品を次代に継承していくとともに、その高度な技術と製品を江戸川区文化として世界に向けて発信していきます。

さまざまな地域資源から創造される「江戸川文化」



4 男女共同参画社会 の推進

性別に関係しない機会平等の社会づくり

男女共同参画を推進するための計画づくり

性別によらず人権が確立・擁護される社会をつくるために、男女共同参画を推進するための計画を策定します。

男女平等に向けた意識の形成

区民意識の啓発

男女平等に向けた国内外の動きや取り組みの情報を収集し、これを広く区民に発信します。また、子どもの時からの意識づくりのための小中学校の教育や、「江戸川総合人生大学(仮称)」、女性センターなどにおいて、男女平等に関する学習機会の確保・充実に努め、男女平等の意識形成を図ります。

家庭や地域での男女共同参画促進

家庭や地域など身近なところでの男女共同参画を促進するため、男の料理教室や男女対話フォーラムの開催など、男女がお互いの実情を理解できるような機会を提供していきます。

男女がいきいきと働き自立できる環境づくり

情報提供・相談の充実

男女平等の就労環境を整備するために、働く女性の実態を把握するとともに、就労に関する情報の提供と相談を充実します。

就労支援の充実

パート労働・派遣労働など多様な就労の支援、就職・再就職の支援、起業の支援など、女性の就労機会の確保と能力活用のための支援を行います。

就労を支える環境づくり

働きたい女性が子育てと仕事の両立を図れるように、地域における子育てを支援します。また、家族看護や介護などを、社会的に支える環境づくりを推進します。

事業者への働きかけ

事業者に対して、情報技術などを通じて女性の職業能力の活用に関する情報を提供し、また、セミナーなども開催することにより、雇用状況の改善に向けた働きかけを進めます。

性別によらず人権が確立・擁護される社会づくり 審議会などへの任用

区の政策や方針の決定過程への男女共同参画を進めるために、審議会・委員会などへの女性の積極的な任用を推進します。

女性の人権の尊重

ドメスティック・バイオレンス（DV）など女性の人権を侵害する行為については、女性センターなどを中心として啓発や相談事業を充実するとともに、都や保護施設などの関係機関とも連携し、情報交換、緊急一次保護、暴力防止のための対策などを行います。

女性の健康支援

女性が自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」についての啓発を行うとともに、母子保健・母性保護などを充実し、体と心の健康づくりを進めます。

5 世界の人々との交流と共生

「地球人」の意識づくり

地球人の意識づくり

国際感覚豊かな人材を育成するために、小中学校において国際理解教育を推進します。また、「江戸川総合人生大学（仮称）」などにおいて国際理解のための講座などを開設し地球人としての意識づくりを進めます。

世界の人々との交流の促進

区民が異なる生活文化や習慣にふれ、親善と相互理解を深めることができるように、姉妹都市や友好都市などとの市民レベルの交流を促進します。また、区民に国際理解や交流に関する情報提供を行うとともに、帰国子女など外国語のできる区民をボランティアとして活用することにより、海外のさまざまな団体・グループと交流を深めることを促進していきます。

青少年の海外派遣事業の推進

青少年が、ホームステイ など海外での生活体験を通じて、国際人としての資質や能力が養えるように、野村・立井国際交流基金などを活用して、海外派遣事業「青少年の翼（仮称）」を行っていきます。

世界からの人々が共生する地域社会の構築

日常生活の支援

世界からの人々が、ひとりの区民として本区で安心した生活ができるように、外国語のできるボランティアによる支援をはじめ、日常生活におけるさまざまな相談や生活支援を行います。

また、さまざまな活動を行っている民間交流団体やボランティアの人々のネットワーク化を図るとともに、効果的な支援ができるように条件整備を進めます。

生活上の問題を解決する仲介役の確保

食生活をはじめ、文化や生活習慣の違いに起因するさまざまな問題について、相互に意見交換し、解決策を見出せるように、地域において仲介役のできる人を確保します。また、トラブルや不当な差別を招くことのないように、情報提供と相談に努めていきます。

地域社会との交流促進

世界からの人々が気軽に地域活動に参加していける開かれた地域社会づくりを促進し、相互交流を通じて地域コミュニティがさらに活発になることをめざします。

行政サービスの充実

世界からの人々が安心した生活ができるように、相談体制の整備、防災安全対策の確立、区政情報の外国語による提供など、行政サービスをさらに充実させます。



世界平和のためのまちづくり

平和意識の啓発

水と緑に囲まれた郷土を次世代に守り伝えていくため、生命の尊さと平和の大切さを考える機会をもつことは重要であり、江戸川区平和都市宣言の趣旨を踏まえて、各種のイベントなど多様な機会を通じて区民への情報提供に努めます。また、区民とともに世界の人々との交流を進めることにより、相互理解と友好関係の構築を図ります。

平和教育の充実

人類の願いである世界平和を実現するために、自立し平和を重んじる区民を育てることが必要であり、小中学校などにおいて平和に関する教育を充実させます。

平和への取組みの支援

戦争の悲惨さ、生命の尊さなどについて、区民が改めて考える機会を提供するため、平和祈念式典の実施や平和資料の展示など、区民の自主的な取組みを支援していきます。

ドメスティック・バイオレンス（DV）
夫や恋人など親密な関係にある、または、あつた異性からふられる暴力。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
性と生殖に関する健康と権利。生涯を通じて女性の健康支援という考え方が必要とされる。

ホームステイ
語学や風俗習慣などを学ぶ目的で、外国の一般家庭に滞在すること。

野村・立井国際交流基金
故野村喜代氏、故立井隆氏の寄付をもとにした、区民の国際化の推進などを図るための基金。

6 安心できる消費生活

安心できる消費生活への支援

情報提供の充実

商品やサービスに関するリスク情報、消費者が購入を決定するための判断材料となる「表示」などについての情報提供を充実させていきます。また、高度情報化、地球規模での経済活動などに対応した新しい市場ルールについて、情報技術などを活用してすみやかに提供できる体制を整備していきます。

学習機会の充実

時代に即応した消費生活の知識を普及していくため、小中学校において消費者教育を推進します。また、消費者センターを中心として、「江戸川総合人生大学（仮称）」とも連携し、消費に関するさまざまな問題について、生涯を通じて学べる機会の充実を図っていきます。

関係機関との連携強化

各種行政機関との連携を強化し、不適正業者に対する指導と改善措置を迅速化するとともに、被害を未然に防止するための情報の収集・提供を積極的に行っていきます。

相談体制の充実

消費者問題の多様化に対応するため、消費者センターの相談窓口の開設時間の延長を検討するとともに、情報技術などを活用した消費相談サービスを強化していきます。また、関係機関や団体などとの連携により、よりスムーズな斡旋解決ができるように努めていきます。

参加型消費者の支援

環境に配慮した消費生活の促進

日常生活において個人や家庭で取り組める知識や情報を積極的に提供することにより、環境に配慮した消費生活を行う区民（グリーン・コンシューマー）を育成します。また、消費者団体やNPOなどと連携し、環境に対する負荷の少ない生活スタイルや、資源・エネルギー利用の方法などを研究し、区民に提供していきます。このことにより、環境に配慮した消費生活への転換を図っていきます。

消費者と事業者の協働

多様化する消費者ニーズに即応して、製品やサービス、店舗が提供され、また環境に配慮した事業活動が行われるよう、消費者と事業者の意見交換・交流の場の充実を図ります。

事業者情報の公開の促進

事業者の保有する製品情報・危害情報を区民に提供することを促進し、消費者がより良い製品・サービスを享受し、安全な消費生活をおくることができるように支援します。あわせて、事業者側の情報公開が今後さらに迅速・適切に行われるように、国や都などの監督機関に要請を行っていきます。

消費者センター

相談、情報提供、啓発、消費者活動の支援、消費者利益の擁護などを通じて、消費者自身が消費生活において主体性、自主性をもって行動できるよう援助する施設。

グリーン・コンシューマー

商品やサービスを購入する際に、環境に配慮した製品を優先的に購入する消費者及び消費行動。

NPO

Nonprofit（または Not-for-profit）Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

第2章 基本計画の内容

第3節 いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくり

第3節 いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくり

1) 区民の健康づくりのために

施策の背景

疾病の動向では、死亡数、患者数、医療費のいずれも、生活習慣病 であるがん、脳卒中、心臓病が最も大きな割合を占めており、高齢化の進行にともない今後ますます増加していくと予測されます。また、さまざまな「心の病」は、現代人の生活に根ざした病として増加する傾向にあります。このなかで、一人ひとりが、自分にとっての健康の大切さを考え、自分にふさわしい形で健康と向きあい、健康管理を進めていくことが大切です。

また、感染症に対する危機管理の充実、ライフスタイル の多様化にともなう食や住の安全性確保が求められています。

1 生活習慣病と健康

江戸川区では、誰もがその人なりの健康を享受できるように、各種健康診査（健診）相談、講座・講習に加え、疾病の早期発見・早期治療や寝たきり防止策の強化など、さまざまな健康施策を積極的に展開し、地域の健康力を高めてきました。しかし、高齢化の進展、食生活やライフスタイルなどの多様化にともない、生活習慣病が区民共通の課題となってきています。

生活習慣病は、その名のとおり、日頃の生活習慣と密接な関係があるため、正しい生活習慣を身につけ、年齢や生活環境に応じた健康づくりを進めることが大切です。自分の健康は自分で守り、自分でつくることを基本に、区民一人ひとりの「健康寿命」をのばすことを積極的に支援するため、必要な施策を展開することが重要です。

2 心の健康づくり

ストレスの多い社会に生きる現代人にとって、「心の健康」は生活の質を左右する重要な要因の一つです。家族関係や地域社会への帰属意識が大きく多様化するなかで、高度情報化などが進展し、区民一人ひとりを取りまく環境はこれまでも増して変化が激しくなっています。

このような変化を受け止め、心のバランスを保っていくことが大切です。そのため、区は区民と力をあわせ、一人でも多くの区民が心の健康を維持できるように、施策を展開することが必要です。

3 生涯スポーツの推進

生活習慣病を予防し、心の健康を保ち、生涯にわたっていきいきと楽しく暮らすためには、そのもととなる身体を健康づくりを進めることが不可欠であり、区民一人ひとりが体力や興味に応じて生涯スポーツを続けることが大切です。

江戸川区には、球場、陸上競技場などのスポーツ競技の本格的な施設をはじめ、河川

敷の野球場やサッカーグラウンド、健康の道、サイクリングロードなど、健康づくりやスポーツの場が多様に整えられています。今後さらに、誰でもどこでも身近にスポーツを続けられる環境づくりを進めることが求められています。

4 感染症と健康危機への対応

江戸川区は、出生数が23区の中で最も多く、今後も同水準で推移することが予想されるため、乳幼児のすこやかな成育が重要な課題となっています。その中で、麻疹（はしか）や風疹などの予防接種率が停滞していることが問題です。

一方、高齢の人々を中心に、結核などの感染症に対する危険性の増加も危惧されています。さらに、エイズやC型肝炎、病原性大腸菌O157などへの対策も重要です。

このような状況を踏まえ、健康危機の原因となる感染症などの情報収集を行い、区民に対して正しい知識と予防策などを啓発することが必要とされています。

5 食と住の安全性

国民の食への関心が高まる一方で、輸入食品の増大や遺伝子組み替え食品の普及などが食品の安全性への危惧を生じさせています。常に食をめぐる環境の変化を的確にとらえ、区民一人ひとりの食の安全を確保することが重要です。

一方、住まいは、区民の健康の維持・増進のうえで重要な役割を果たしています。しかし、建材に使用される化学物質や衛生害虫による健康被害が増加しており、これらへの対応を果たすことが大切です。



生活習慣病
食生活、運動、休養、喫煙、飲酒などの日頃の生活習慣が発病・進行に大きく影響する疾患群。

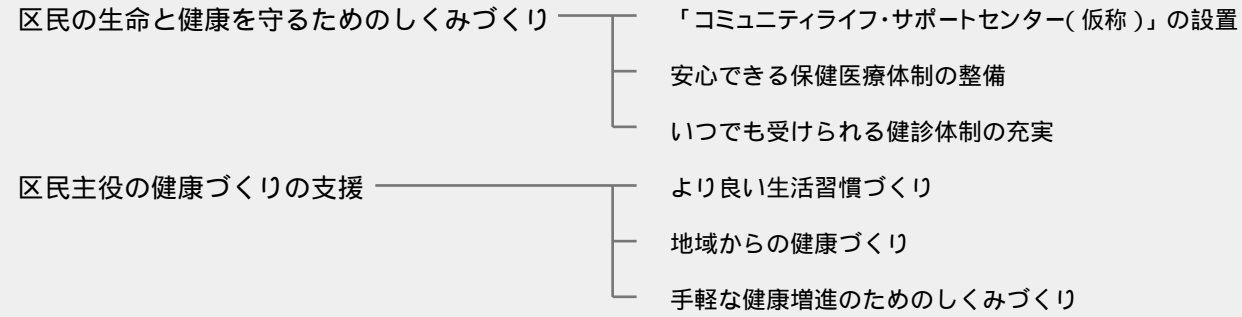
ライフスタイル
生活様式（暮らしぶり）。生活に対する考え方や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。

健康寿命
人生において、痴呆や寝たきりなどにならず、元気で活動的に生活できる期間。

健康の道
健康増進を目的に堤防や親水緑道などにソーラー灯や距離表示、健康サインなどを設置し、散歩などを楽しくめるように整備した道。

施策の体系

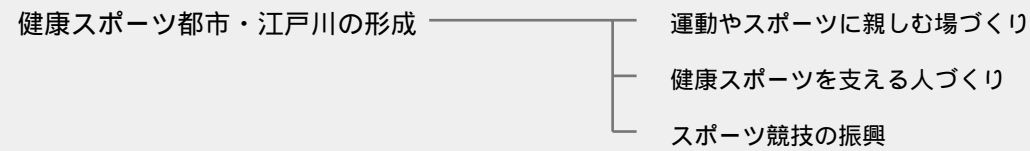
1 生活習慣病と健康



2 心の健康づくり



3 生涯スポーツの推進



4 感染症と健康危機への対応



5 食と住の安全性



施策の内容

1 生活習慣病 と健康

区民の生命と健康を守るためのしくみづくり

「コミュニティライフ・サポートセンター（仮称）」の設置

区民の健康や子どもの発育・子育て、親の介護など生活面でのさまざまな問題について、手助けやアドバイスをする場として、コミュニティライフ・サポートセンターを設置します。

運営にあたっては、ファミリーヘルス推進員をはじめとする地域の健康づくりリーダーや医師会、歯科医師会などとの連携を図りながら、経験や資格のあるボランティアやNPOの参加と協力を得て行います。

また、研修などによりスタッフの養成に取り組みます。

専門的スタッフによる相談・指導・問題解決

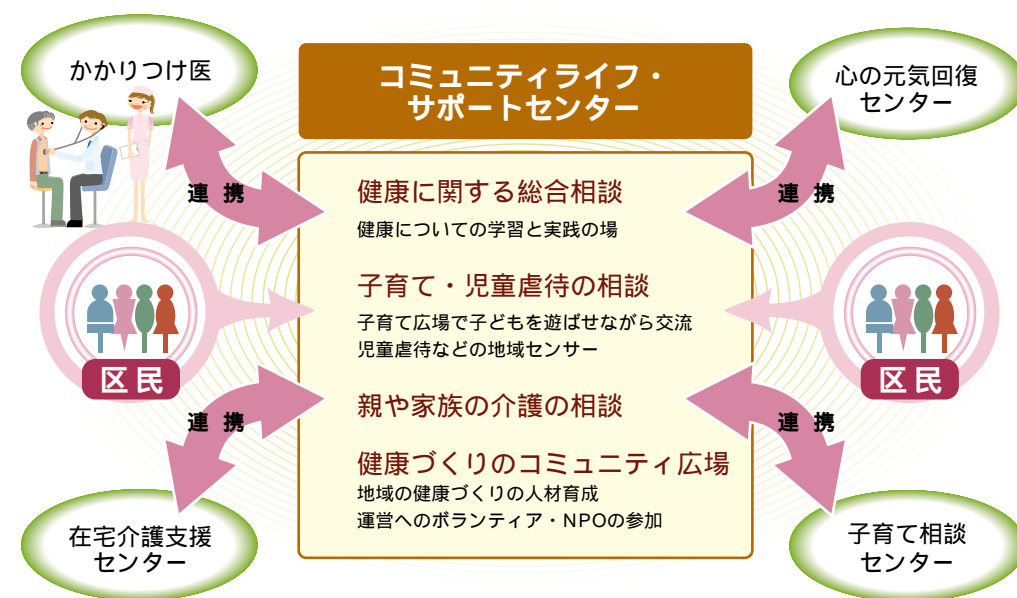
ここでは、保健師や栄養士などの専門スタッフにより生活習慣病の予防をはじめ、子どもから高齢の人々まで区民一人ひとりの状況に応じた健康指導や健康教育を行います。

子どもの発育・子育て、親の介護などの不安についても、気軽に話ができて、アドバイスが受けられる場とします。

家庭での思わぬ緊急事態に備え、心臓発作時などの蘇生法や薬物・異物誤飲の際の処置法、家庭介護の方法などいざというときの対処法などの講習や指導を行います。

さらに、児童虐待や家庭内暴力、青少年の非行など予防と早期発見が特に必要とされる問題について、問題に気づいた区民から情報が寄せられる地域内のセンサー 役として機能し、問題解決が図られるしくみをつくります。

コミュニティライフ・サポートセンター



NPO
Nonprofit（または Not-for-profit）
Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

センサー
感知器。転じて地域内で対象となる現象や事態を検出するしくみやそれを担当する人。

相談しやすい体制の整備

来所できない人のために来所しなくても気軽に相談できるよう、電話や情報技術などを活用した「からだと家族のほっとライン（仮称）」などの設置を検討します。

「かかりつけ医」や「心の元気回復センター（仮称）」との連携

医師による診療が必要な区民については「かかりつけ医」との連携を図り、心のケアや専門的なカウンセリングが必要な場合には「心の元気回復センター」と連携するなど、各機関と密接な連携を取りながら、よりきめ細かな区民サポートができるようにします。

安心できる保健医療体制の整備

「かかりつけ医」の普及

区民の誰もが、日頃から安心して相談のできる身近な「かかりつけ医」をもてるように、必要な情報提供などを行い、その普及を図ります。そして、「かかりつけ医」と地域の高度医療施設の専門医が連携できるように体制を整備します。

救急医療体制の充実

夜間・休日における急病時に安心して医療が受けられるように、「かかりつけ医」や専門医療機関と連携し夜間・休日の救急医療体制の充実を図ります。

保健・医療・福祉の連携の強化

高齢の人々が要介護の状態になった場合に治療とともに生活の質の向上を図り、必要なサービスを一体的に提供するために、保健・医療・福祉の連携体制を強化します。このためケアマネージャー や訪問看護ステーション、介護サービス事業者と密接な連携を図り、サービス提供の調整を行うしくみを整備し、要介護の状態になった場合でも住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるようにします。

いつでも受けられる健診体制の整備

健診体制の充実

区民が必要な時に受診しやすいように、個別健診の実施などを検討します。健診受診者に対しては、食事や運動など一人ひとりに応じた生活習慣の改善指導や教育を行うなどのフォローアップ体制を強化します。

母子保健の観点から、妊娠・出産・育児に関する相談や健診の充実を図ります。

また、生涯に通じる歯科保健の観点から、歯の健康を保ち、生涯にわたり自分の歯で食べ、高齢になってからも食べる楽しみを味わうことができるように、乳幼児期からの歯の健診を推進するとともに、高齢の人々の残存歯の保持を目標とする「8020（ハチマルニイマル）」運動に歯科医師会と協力して取り組みます。

健康記録の電子カード化

生涯にわたる健康記録の充実を図り、必要に応じて各種機関で健診データを相互に利用できるように、データ管理の安全性に配慮しながら健康記録の電子カード化などを推進します。

かかりつけ医
日ごろから診察や相談を受け、必要に応じて専門医の紹介などをしてもらえる医師。

カウンセリング
悩みをもつ人の抱える問題などを解決するために、主に心理的適応過程を通じて行なう相談援助活動。

ケアマネージャー
介護支援専門員。要介護者等の相談に応じ、居宅・施設サービスを利用できるよう事業者等との調整を行う。

訪問看護ステーション
看護婦などが、在宅で看護の必要な寝たきりの高齢の人などを訪問し、看護サービスを提供するための拠点。

8020（ハチマルニイマル）運動
「80歳になっても20本、自分の歯を保ちましょう」というキャンペーン（運動）。

区民主役の健康づくりの支援

より良い生活習慣づくり 分りやすい健康目標の設定

「健康寿命」をのばすことをめざし、区民と区が協働して本区の実状にあった分りやすい健康目標を定め、目標の到達度に応じて見直しを行い、ともに取り組む生活習慣病予防への指針とします。

生活習慣アクションプランの作成

「健康でありたい」という区民の気持ちが自らの生活習慣を変える行動に結びつくよう、健康生活を実現するための「生活習慣アクションプラン（行動指針）」を作成します。これにより、健康な食生活への情報提供や健康づくりのための運動・スポーツの提案などをとおして健康行動への動機付けや啓発活動を行います。このことを通じて「生活習慣を改善することにより、病気の発症や進行を予防できる」という認識を醸成し、区民一人ひとりの自発的な健康づくりの意識を高めていきます。

特に、生活習慣は、小児期にその基本が身につくことから、家庭、保育・教育機関、地域の連携を図り、小児期から生涯を通じた健康づくりを支援していきます。

また、食を通じて、健康と家族のきずなを見直す生活習慣が広まるよう啓発を行います。

健康プログラムの開発

さらに、区民一人ひとりのライフスタイル やニーズに応じた栄養・運動・休養・飲酒・喫煙などへのアドバイスや提案ができる「健康プログラム」の開発を情報技術などを活用して進めます。

健康学習の推進

「江戸川総合人生大学（仮称）」などを活用し、各年齢層に応じて必要とされる健康知識や育児、介護の仕方、救急法などの実践的な専門知識・技術を、時代時代にふさわしい最新の内容で学び直し、また退職後の地域でのつきあい方や健康法なども幅広く学ぶことができる場と機会を整えます。

より良い生活習慣づくり



ライフスタイル
生活様式（暮らしぶり）。生活に対する考え方や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。

地域からの健康づくり 自主的な仲間づくり

地域からの健康づくりを推進するため、スポーツや趣味を通じた自主的な健康づくりの仲間や団体に関する情報提供を行うとともに、活動の機会を提供します。

健康づくりのリーダー

医療関係者やスポーツ団体、ファミリーヘルス推進員、在宅栄養士、ボランティア団体などが、健康づくりのリーダーとして活躍できるしくみを整備します。

また、健康の知識や介護の技術を身につけた区民ボランティアを増やすために、「江戸川総合人生大学（仮称）」などを通じて救急法や家庭介護技術などの指導を行います。

手軽な健康増進のためのしくみづくり

健康増進のために、自然の中で気持ちよく散歩などが行えるように「健康の道」などの整備を進めるとともに、公園や緑道などに歩行距離や柔軟体操ガイドなどの表示を行い、健康づくりが目に見えるようにします。

また、江戸川区の自然を活かし、手軽にサイクリングやスポーツができるように、川べりや海辺の整備を行います。

2 心の健康づくり

心を元氣するためのしくみづくり

「心の元氣回復センター（仮称）」の設置

ストレス社会の中で拡がりつつある睡眠障害やうつ病、神経症、心身症などに代表される「心の不健康」に早く気づき、速やかに対処するための「駆け込み寺」として、区民が負担や抵抗を感じることなく利用できる「心の元氣回復センター」を設置します。

24時間受けられるカウンセリング

仕事上や家庭の悩みなどで区民の誰もが心の健康に不安を感じるときに、専門スタッフやボランティア、NPO などによるカウンセリングや相談を電話や情報技術を活用し24時間いつでも受けられる体制を整備していきます。

心の健康を保つための正しい情報の提供と啓発

区民が心の健康に関心を持ち、精神的ストレスによる睡眠障害などの心の問題や病気、アルコールや薬物の害について正しく理解し、不安や悩みを感じたときに早期に発見でき適切な対応がとれるように、情報技術の活用や講演会などでの正しい情報の提供に努め、心の健康を保つための啓発活動を進めます。

また、青少年などに拡がりつつある覚せい剤、薬物の乱用を防止するため、薬剤師会などと協力し予防啓発活動を推進します。

健康の道
健康増進を目的に堤防や親水緑道などにソーラー灯や距離表示、健康サインなどを設置し、散策などを楽しくめるように整備した道。

カウンセリング
悩みをもつ人の抱える問題などを解決するために、主に心理的適応過程を通じて行なう相談援助活動。

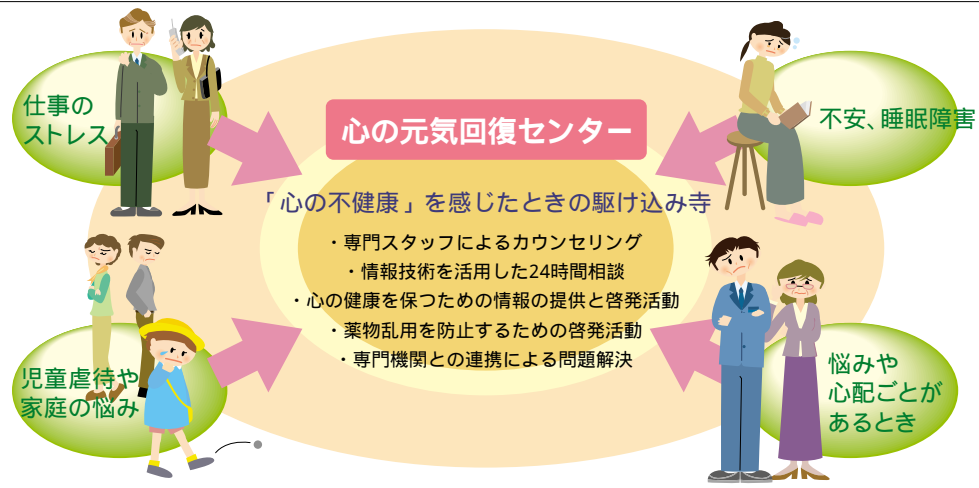
NPO
Nonprofit（または Not-for-profit）Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

専門機関との連携

心の問題は、学校や職場における人間関係や家庭環境が複雑に絡み合っていることが多いため、心の元気回復センターでは個人の置かれた環境に配慮してカウンセリングを行い、必要に応じて専門機関へ円滑に繋げるよう連携を図ります。

特に、引きこもりや不登校・摂食障害など思春期の心の問題や子どもの心に大きな傷を残す児童虐待については、家庭や地域、保育・教育機関、子育て相談センター 及び児童相談所 をはじめとする関係機関などとの綿密な連携のもとでカウンセリングを行い、問題解決に取り組みます。

心の元気回復センター



3 生涯スポーツの推進

健康スポーツ都市・江戸川の形成

運動やスポーツに親しむ場づくり

運動やスポーツなどの機会と場の充実

さまざまな年齢層の区民が身体を動かす楽しみを手軽に味わえる、「30ミニッツ・ウォーキング運動(仮称)」をはじめとする身近な運動の普及に努め、各自の体力にあわせて気軽に参加できる運動やスポーツ・レクリエーションの講座・講習、教室、各種大会などの開催や支援をしていきます。また、本区の特長である水辺を活かした江戸川区らしい運動やスポーツ活動を推進していきます。

気軽に運動やスポーツ・レクリエーションに親しめる健康づくりの場として、またライフスタイル の変化に対応したスポーツ・レクリエーションを楽しむことのできる場として、身近な学校や区民施設の体育設備を充実します。これとともに、気軽にできる運動・スポーツから公式の競技まで、快適に使用できるように大型体育施設の設備改善を進めます。

施設情報システムの構築

区民が利用しやすいように、スポーツ・レクリエーション施設の内容や空状況の検索、申し込みなどがその場で直接できる情報システムをつくります。

スポーツ活動の相談と情報の提供体制

区民がスポーツ活動などを進めていくうえでの種々の相談に応じ、活動を援助するため、相談体制を充実します。また、各施設で行なわれているスポーツ情報などの提供体制を整備します。

健康スポーツを支える人づくり

指導員の育成と確保

地域のスポーツ・レクリエーション活動を推進するため、体育指導委員やコミュニティスポーツリーダー などのスポーツ指導員やコーディネーター を育成します。

スポーツ指導員の派遣制度

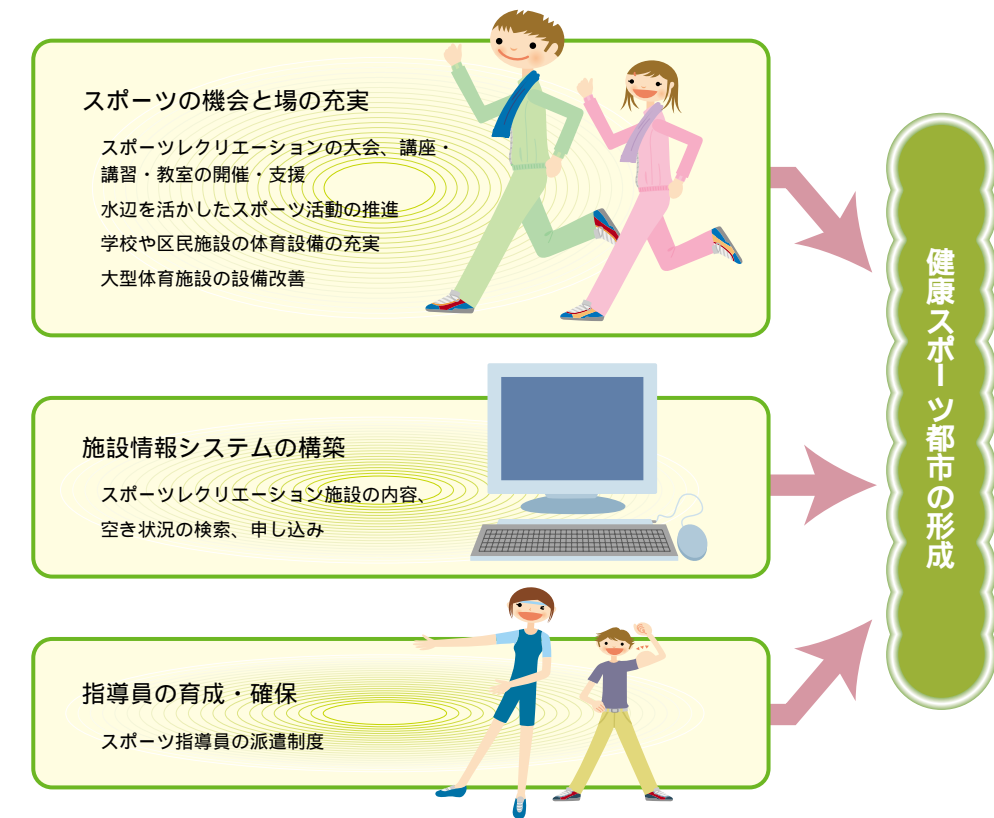
初心者の指導や団体活動の支援のため、地域のスポーツ指導者を派遣・紹介する体制を充実します。

体育会加盟団体などの地域団体と連携し、地域のスポーツ指導者がその技術や知識を学校の部活動や体験学習などで発揮できる体制を推進します。

スポーツ競技の振興

スポーツ競技の普及と水準の向上をめざし、関係団体などと協力し、実技講習会などを行うとともに区民大会を開催します。また、ラクロス など国際的スポーツ大会や全国大会などの開催を支援します。

健康スポーツ都市・江戸川の形成



コミュニティスポーツリーダー
地域スポーツ活動の振興を図るために、区民の自主的スポーツ活動の指導・援助にあたる地域の身近なスポーツリーダー。

コーディネーター
調整すること。コーディネーターは調整を行う人。

ラクロス
10人ずつ2チームが、網つきの棒でゴム製ボールを投げてゴールを目指すカナダで生まれた球技の一つ。

子育て相談センター
保育や心理などの専門家が、子育てに関する不安や悩みなどの相談に応じる窓口。

児童相談所
18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じる行政機関。

ライフスタイル
生活様式(暮らしぶり)。生活に対する考え方や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。

4 感染症と健康危機への対応

感染症対策などの充実

感染症予防対策の充実

エイズやC型肝炎、病原性大腸菌O157をはじめとする新興感染症や、高齢の人々に再燃する結核などの感染を防止するために、かかりつけ医を中心に感染症に関する情報の収集体制を強化し、最新情報を医療機関や区民などに提供していきます。また、講習会や情報技術などを活用し予防のための啓発活動を行います。

特に、中学校や高校での学校保健活動の中でエイズやC型肝炎、性感染症などの感染症に対する予防啓発活動を充実します。

また、予防接種率が停滞している麻疹や風疹、特に乳幼児や高齢者にとって危険性の高い病気であるインフルエンザなどについて接種率の向上を図り、その有効性を確保するため、予防接種の奨励や重要性についての啓発活動を進めます。

屋内でペットを飼うことが増えていることに対応し、ペットを媒介とした感染症を防止するため、獣医師会などと協力し情報技術などを活用した情報提供や相談を行います。

健康をおびやかす事故などへの対応

食品や飲料水事故などの防止

食品に関する事故ゼロをめざして、区民に安全で衛生的な食品が提供されるように事業者の自主管理体制の強化と指導を徹底します。また、区民の食品衛生についての意識を向上させるため、情報提供を充実します。

レジオネラ症などの防止や飲料水の安全性を確保するため、公衆浴場業者や受水槽設置者などに対する自主管理体制の徹底、水質検査の充実を図ります。

都の衛生研究所などの協力を得て、食品や飲料水の安全を確保するために、健康危機につながる感染源の究明体制と検査の即時対応能力を強化します。

薬物や毒劇物事件を防止するため、実態把握に努めるとともに、取扱業者への監視指導を行い、講習会などを通じて薬物などの管理の徹底を図ります。

健康危機への対応

大規模食中毒をはじめとする健康危機に対して迅速な対応がとれるように、危機管理マニュアルの整備や職員への定期的な研修を通じた知識や技術の向上を図り、医療や福祉、警察、消防など関係機関との協力体制の構築を推進します。

安心できる医療体制の確保・充実

健康危機に対処できる高次医療や特殊専門医療の確保のため、医療資源を有効に活用するとともに、医療機関相互の連携を推進します。



かかりつけ医
日ごろから診察や相談を受け、必要に応じて専門医の紹介などをしてもらえる医師。

レジオネラ症
ビル冷房用冷却塔などの水中で増殖するレジオネラ菌による肺炎。体力、免疫力の低下した人が感染しやすい。

5 食と住の安全性

健康食住の推進

安全で健康に配慮した食生活の確保

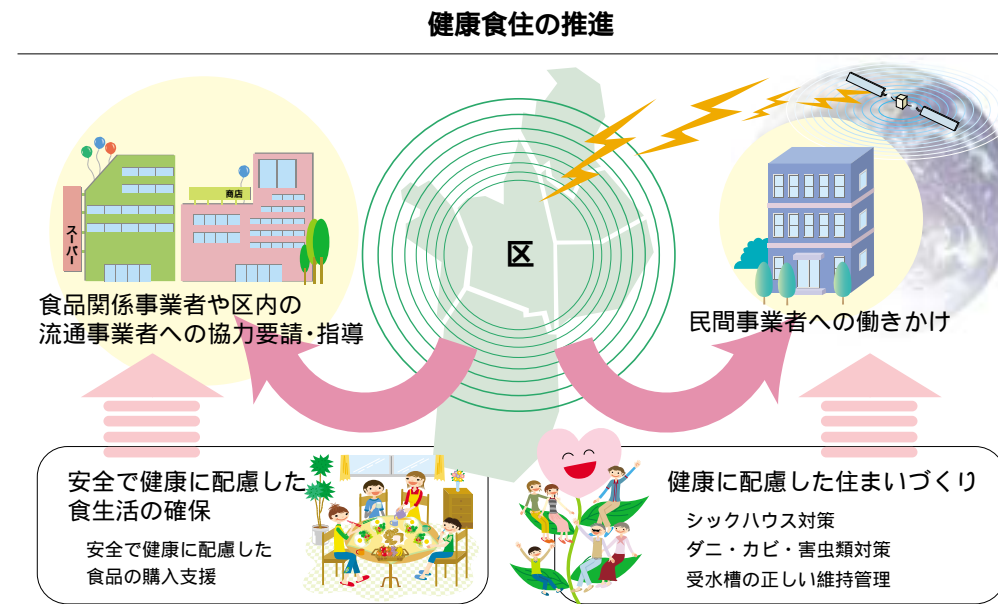
輸入食品の増大や遺伝子組み替え食品の普及など、食品をめぐる環境が変化しています。区民が安全で健康に配慮した食品を購入できるように、最新情報を収集し、区民や事業者に対し正確で分かりやすい情報の提供と相談体制の充実を図るとともに、食品と健康のかかわりなどについての教育を進めます。

区民に安全で健康に配慮した食品が提供されるように、食品関係事業者や区内の流通事業者に協力要請や指導を行います。

健康に配慮した住まいづくり

建材などから発生する有害化学物質によるシックハウス対策やダニ・カビ・害虫類に関する対策、受水槽の正しい維持管理による安全な飲料水の確保など、快適で安全な住環境についてわかりやすい情報の提供と相談体制の充実を図ります。

有害化学物質などを使用しない住まいが提供されるよう、民間事業者に働きかけていきます。



シックハウス
建材や塗料、接着剤などに使用された化学物質が原因となり健康に悪影響をあたえる住宅。

2) 高齢の人々・障害のある人々のために

施策の背景

本格化する高齢化に対応して、いきいきした高齢の人々がいつまでも元気に働き社会に貢献できるしくみの充実や、高齢の人々や障害のある人々が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、社会全体で支える福祉づくりが大切です。このため、区民誰もが活動の場を広げ、安心して社会参加ができる、助けあい、支えあう、ともに生きる福祉のまちづくりを進める必要があります。

1 高齢の人々の生きがいと健康

本区の高齢化率は、平成14年1月現在、13.2%で、国や都に比べ低い水準です。しかし、本区でも今後高齢化が進展し、健康で働く意欲のある高齢の人々が大幅に増加していきます。高齢の人々にとって、健康であるとともに自己の経験を活かし、「生涯現役」としていつまでも活躍できることが、生きがいある幸せな人生をおくるうえで大切です。

本区は、これまで、くすのきカルチャー教室をはじめとする学習機会の提供やリズム運動などのスポーツ・レクリエーション事業、シルバー人材センターの生きがい就労事業などを通じて健康・生きがいづくりを積極的に進めてきました。今後は、これらの取組みを基礎として、ますます多様化する高齢の人々のニーズに対応し、経済的自立を支援し、本格的な就業機会の確保に取り組むとともに、年々参加者の増えるボランティアなどをはじめとする、健康で多様な生き方が選択できるように施策を展開していくことが重要です。

2 高齢の人々の生活支援

本区では、「高齢の人のひとり暮らし」、「高齢の人々だけのふたり暮らし」があわせて世帯の約半数を占め、高齢化にともないこれらの世帯への地域からの目配りが必要となっています。また、「子ども・孫など同居」している高齢の人々でも、日中独居となる人がかなりおり、「食事の準備が大変」「家事が十分できない」など日常生活を支える援助を必要としています。

また、75歳以上の後期高齢者人口の増加に対応し、介護が必要になったときに、安心して受けることができる質の高い介護サービスの充実が必要です。高齢の人々が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、介護基盤の整備を進めるとともに、保健・医療・福祉の一体的なサービスの提供のしくみ、ボランティア団体の育成、介護の相談体制の充実などを図ることが重要です。

3 障害のある人々の生活支援

心身障害や精神障害のある人々は年々増加しています。

平成14年1月現在、心身障害のある人々の区内人口に占める比率は、2.7%であり、高齢化や障害の重複、重度化も進んでいます。このような中で、「措置から契約」へサービス提供のしくみが移行することにもない、民間事業者やNPO などサービス供給主体の指導や育成、良質なサービス市場の整備、円滑で安心な利用のための総合的相談体制の整備が必要とされています。

こうしたなかで、心身障害や精神障害のある人々と家族が、地域において必要なサービスを利用しながら、生活の質を高めつつ自立して生活できるように、地域全体で支えていくことがますます重要となっています。

また、生きがいをもって自立生活を営める環境を整えるため、職業訓練や就労の場づくり、安心して住める多様な住宅の整備、施設の充実が必要です。

特に、精神障害のある人々については、医療と連携を図りつつ、社会復帰を支援することが重要です。

4 福祉のまちづくり

本区は、歩道の拡幅、道路段差の解消をはじめ公共施設のバリアフリー化を推進してきました。

今後は、さらにすべての人が移動しやすく使いやすいまちづくりを進める必要があります。

また、子どもの頃から福祉への関心を高め、区民全員のボランティア意識の醸成や福祉ネットワークの形成を図ることを通じて、区民が互いに理解し、支えあう心のバリアフリーを進め、地域社会や学校、職場などのあらゆる場でノーマライゼーションの理念を実現していくことが重要です。



「措置から契約」
限られた対象者への行政的措置制度からサービス利用者の選択による契約制度への社会福祉の転換の動き。

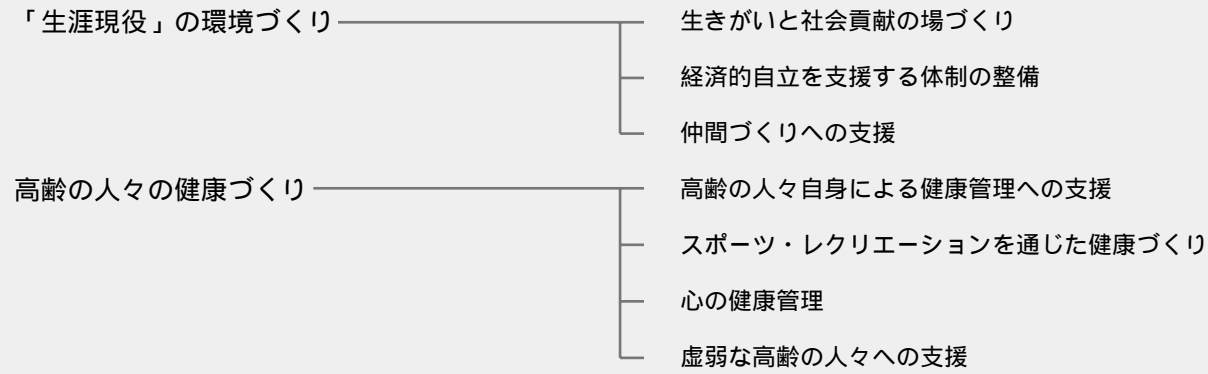
NPO
Nonprofit (または Not-for-profit) Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

バリアフリー
人が生活する上で妨げとなる障害(バリア)が、街、施設、道路、住宅、人々の意識、社会などから取り除かれた状態。

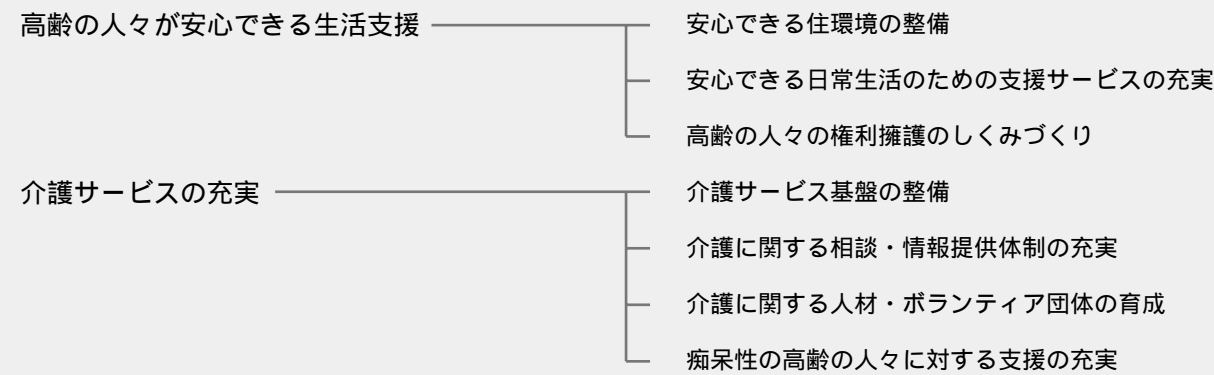
ノーマライゼーション
障害のある人などを社会から隔離して保護するのではなく、地域社会の中でともに生活することが普通(ノーマル)であるという考え方。

施策の体系

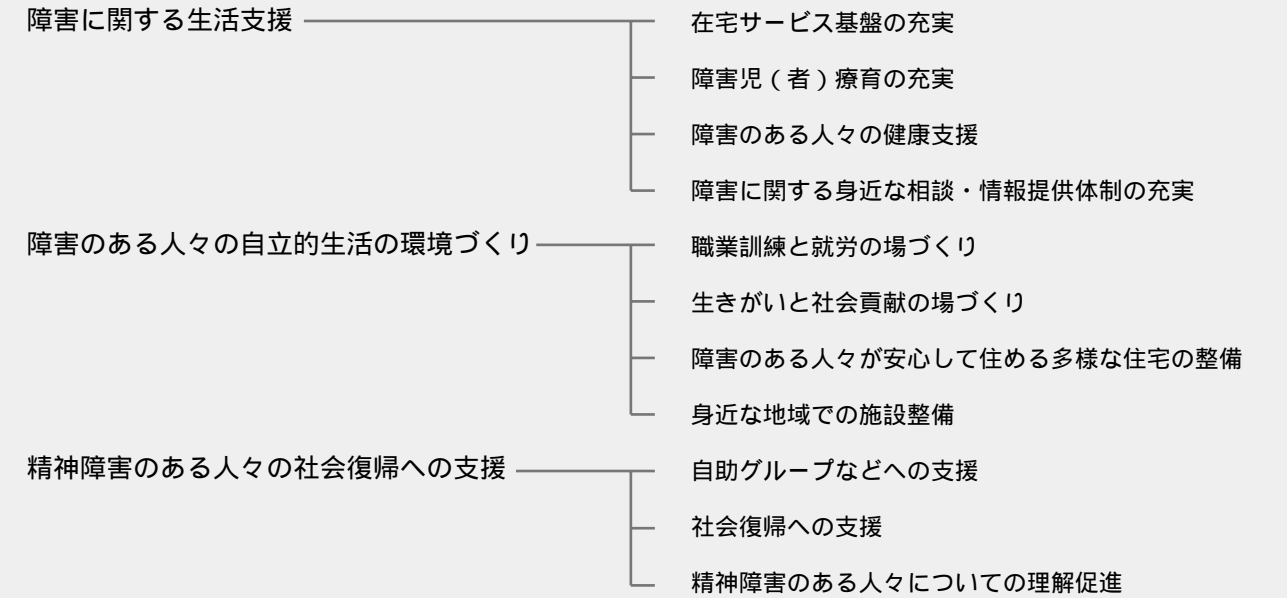
1 高齢の人々の生きがいと健康



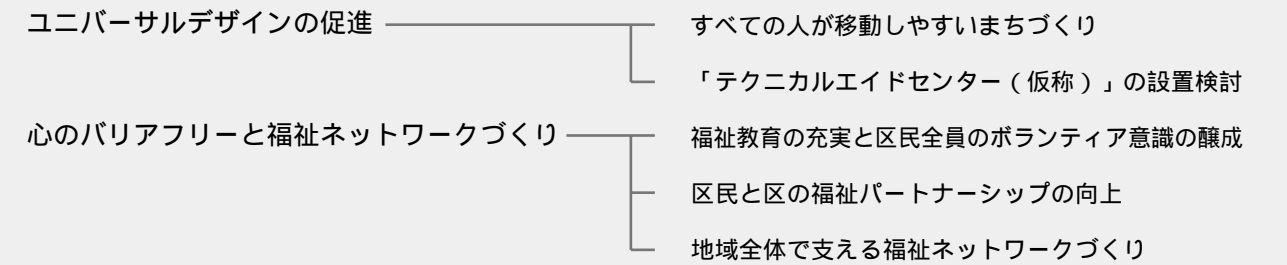
2 高齢の人々の生活支援



3 障害のある人々の生活支援



4 福祉のまちづくり



施策の内容

1 高齢の人々の生きがいと健康

「生涯現役」の環境づくり

生きがいと社会貢献の場づくり 社会貢献のできるしくみの整備

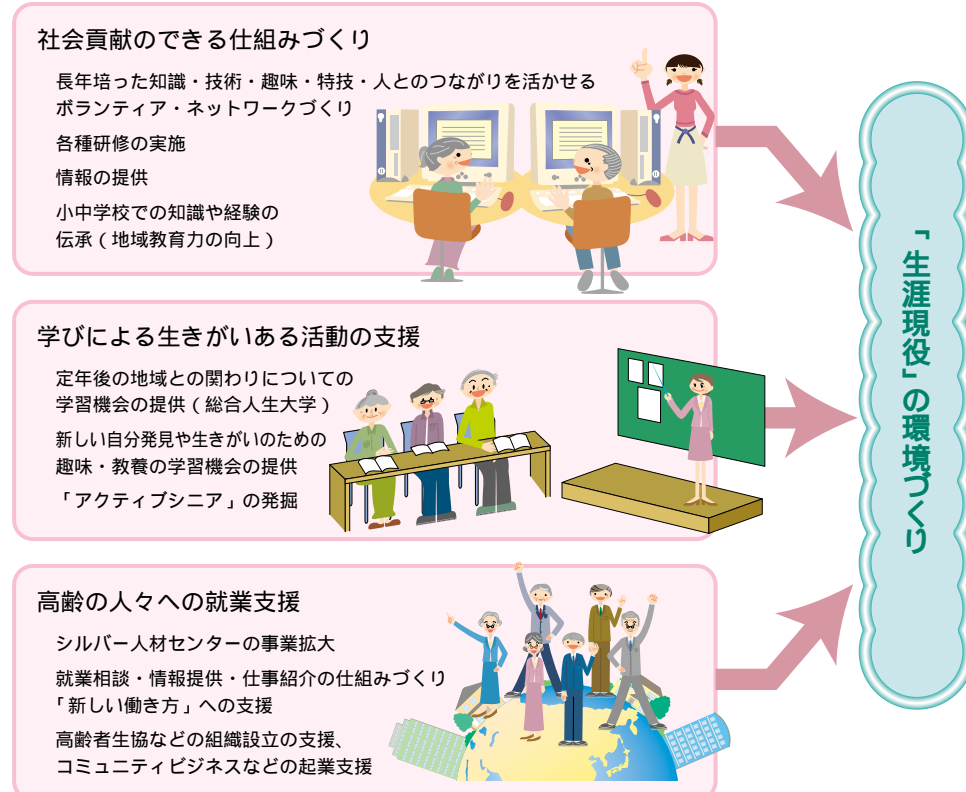
高齢の人々が長年にわたって培った、仕事の知識や技術、趣味、特技などさまざまな能力、人とのつながりを活かして、障害者への運転ボランティア、地域コーラスの指導、地域で草花を育てる活動、語学力を活かした通訳など個性ある多様なボランティア活動を行うことができるように、「ボランティアをやりたい人」と「必要とする人」のコーディネートやネットワークづくり、各種研修の実施、情報の提供など、高齢の人々が生きがいをもって地域社会に貢献するためのしくみを整備します。

また、小・中学校などにおいて、地域の歴史や文化、昔の遊びなどの知識や経験を教えるなど、高齢の人々が地域の中で世代間のかけ橋として活躍できる機会を創りだし、地域の教育力の向上を図ります。

シルバーボランティア相談員の育成

世代的にも共通する話題が多く、気持ちがわかりあえ、どんなことでも気軽に相談のしやすい、高齢の人々が高齢の人々の相談にのる「シルバーボランティア相談員(仮称)」を育成します。

「生涯現役」の環境づくり



コーディネート
調整すること。コーディネーターは
調整を行う人。

学びによる生きがいある活動への支援

地域とのつながりをあまり持たないで定年などを迎えた高齢の人々が、地域に溶け込み、活躍の場を見出していく時に必要となる心構えやボランティアへの知識などについて学ぶ機会を「江戸川総合人生大学(仮称)」などにおいて提供します。

また、くすのきカルチャーセンターをはじめ、新しい自分の発見や生きがいにつながる趣味や教養などを学習できる機会を提供するとともに、他の高齢の人々のよき目標となるような人「アクティブシニア(仮称)」を発掘し、紹介することで、高齢の人々の意欲を高め、生涯現役として元気に活躍できるように励まします。

経済的自立を支援する体制の整備

高齢の人々への就業支援

働く意欲をもっている高齢の人々に対し、「知識・経験・能力」を活かした就業機会を確保するために、シルバー人材センターの事業拡大を図るとともに、その組織を活用し、他の機関と連携して地域における就業相談や情報の提供、仕事の紹介を行うしくみをつくりまします。

「新しい働き方」への支援

さまざまな技術や技能をもつ高齢の人々が、経験を活かし共同で仕事を受注する高齢者生協などの組織の設立や、地域に密着したコミュニティビジネスなどを仲間起業するなどの、高齢の人々の「新しい働き方」への支援を行います。

仲間づくりへの支援

活動を通じた仲間づくり

くすのきクラブをはじめ、趣味やボランティアなどさまざまな活動テーマを通じた高齢の人々の仲間づくりを支援していきます。また、こうした団体間の連携体制を整備します。

若い世代との交流への支援

スポーツや各種行事などを通じ、高齢の人々と接する機会の減っている青少年などとの交流の機会や場づくりなどを支援します。このことを通じて社会連帯の意識を高め、各世代で支えあうコミュニティづくりを推進していきます。

高齢の人々の健康づくり

高齢の人々自身による健康管理への支援

「コミュニティライフ・サポートセンター(仮称)」において、区民の栄養や運動、休養などの相談に応じ、高齢の人々一人ひとりのライフスタイルやニーズに適した「健康プログラム」を作成し、高齢の人々自身による健康管理に役立てます。

スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり

楽しい運動の提案

リズム運動のような、高齢の人々が楽しく身体を動かすことのできる運動を考案し、生活へ幅広く取り入れる提案をします。

コミュニティビジネス
地域の問題に対し、住民自らが起業し、ビジネス感覚をもって解決を図る地域密着型のビジネス。

ライフスタイル
生活様式(暮らしぶり)。生活に対する考え方や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。

身近な健康づくりの推進

スポーツ・レクリエーションを身近で行える環境の整備や活動機会の充実、指導者の育成を図るとともに、既存の運動専用施設にとらわれない、公衆浴場や「健康の道」、緑道、公園など身近な生活の場を活用した健康づくりを推進します。

心の健康管理

高齢の人々が感じる老いへの不安や孤独感などに対して、「心の元気回復センター(仮称)」でのカウンセリングや訪問活動などを行い、心の健康が保てるようきめ細かく対応する体制を整備します。

虚弱な高齢の人々への支援 熟年ふれあいセンターの充実

虚弱な高齢の人々の閉じこもり、引きこもりを防止するデイサービス拠点として熟年ふれあいセンターの充実を図ります。

ミニ・デイサービス実施への支援

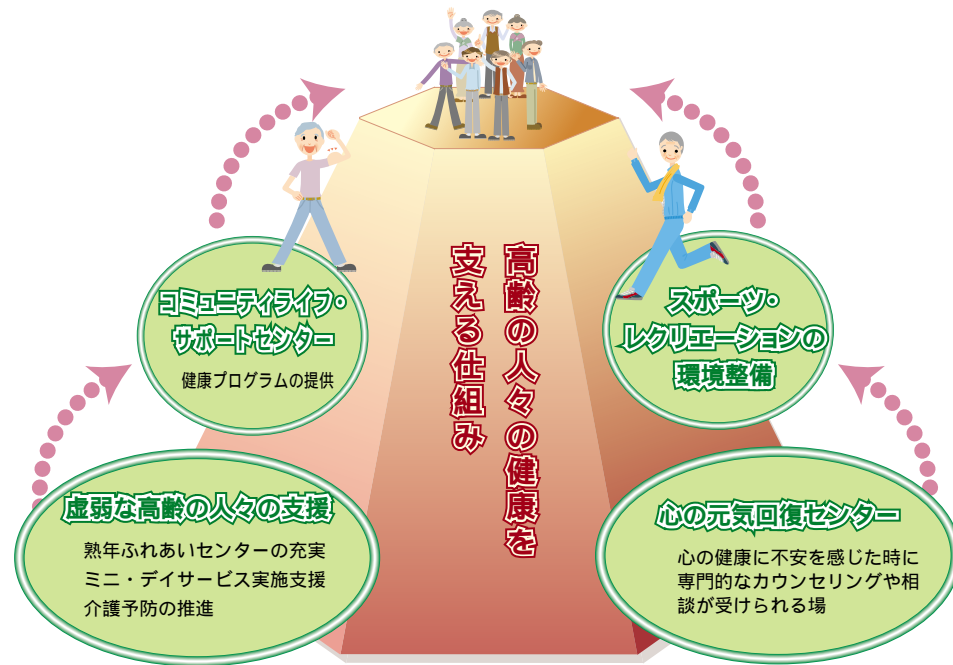
地域の創意と支えあいにもとづいた多様な「ミニ・デイサービス」を実施するための支援を行います。

介護予防の推進

転倒による骨折や寝たきりを予防するため、介護予防教室を充実するとともに、コミュニティライフ・サポートセンターや在宅介護支援センターが連携し、健康や生きがい対策と結びつけた「介護予防プラン」の作成、実施、評価の体制をつくります。

また、介護保険対象外の方への自立支援機器の給付、貸与及び機能訓練事業を行います。

高齢の人々の健康を支える仕組み



健康の道
健康増進を目的に堤防や親水緑道などにソーラー灯や距離表示、健康サインなどを設置し、散歩などを楽しむように整備した道。

カウンセリング
悩みをもつ人の抱える問題を解決するために、主に心理的適応過程を通じて行なう相談援助活動。

(ミニ) デイサービス
在宅の高齢の人や障害のある人を施設などに送迎し、入浴や日常生活の世話などをするサービス。ミニは時間が短いタイプ。

2 高齢の人々の生活支援

高齢の人々が安心できる生活支援

安心できる住環境の整備 多様な住宅の整備

高齢の人々のさまざまな身体状況に応じた住宅が選択でき、住み慣れた地域で自立した生活がおくれるよう、グループホーム、ケアハウス、生活支援ハウスなどケアや見守り機能をもつ多様な住宅の整備を促進します。

バリアフリー 住宅の推進

高齢化に対応した住宅設計の普及など新築時におけるバリアフリー住宅の整備を促進します。

また、既存住宅についても三世帯住宅資金貸付制度などの利用や住宅改修の機会をとらえてバリアフリー化を推進します。

居住支援策の充実

高齢の人々が安心して住み続けるために、身元保証制度や高齢者向け優良賃貸住宅制度の活用を進めます。

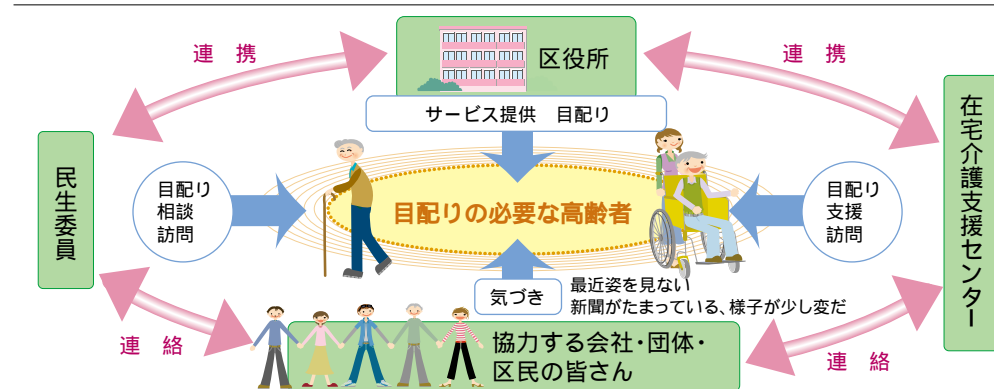
資産活用型制度の研究

所得は少ないが持ち家など資産のある高齢の人々が安心して住み続けられるようなしくみについて、本区独自の方式を含め研究していきます。

安心できる日常生活のための支援サービスの充実 安心生活応援ネットの構築

ひとり暮らしや高齢の人々だけの世帯、あるいは日中ひとりきりになる高齢の人々が、閉じこもりや孤立化することなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、民生委員やふれあい相談員などと協力し、目配りの必要な高齢の人々を地域で見守る「安心生活応援ネット」を構築します。これにより、緊急時の迅速な対応と相談機能を備えた機器やシステムを活用しながら、何かあれば身近に助けを求められることができる安心感のある体制を整えます。

住み慣れた地域での安心生活応援ネット



グループホーム
高齢の人々や障害のある人々など、自宅での生活が困難な人が少人数で共同生活する住宅。

ケアハウス
軽費老人ホームの一種。個人の自主性を尊重しながら、生活相談、食事・入浴サービス等を提供する施設。

生活支援ハウス
常時の介護は必要としないが、在宅での一人暮らしが困難な高齢の人などが生活する施設。

バリアフリー
人が生活する上で妨げとなる障害(バリア)が、街、施設、道路、住宅、人々の意識、社会などから取り除かれた状態。

高齢者向け優良賃貸住宅制度
高齢の人の安定した居住の確保を図るため、高齢者居住用の優良な賃貸住宅に対し建設費の一部助成などを行う制度。

配食サービスの充実

配食サービスについて、虚弱者や食事療法を必要とする方への献立など利用者の個別ニーズに対応していくとともに、見守り機能の充実などサービスの拡充を図ります。

生活支援サービスの提供

介護保険の給付対象外であるものの生活支援を必要とする高齢の人々に対し、サービス供給主体としてNPO やボランティア団体の参加と協力を得ながら、生活支援型訪問介護サービスを実施します。また、質の高い在宅生活が続けられるように、区独自の生活支援サービスを提供します。

高齢の人々の権利擁護のしくみづくり

判断能力に不安のある高齢の人々でも、安心して福祉サービスの利用や資産管理などができるように、地域福祉権利擁護事業 や成年後見制度などを運用する権利擁護のしくみを整えます。

介護サービスの充実

介護サービス基盤の整備

介護市場の整備と第三者評価 制度のしくみづくり

民間事業者、NPO、ボランティアなど介護サービスの供給主体が多様化するなかで、利用者が適切にサービスを選択できるように、質の高い事業者の参入と育成を図ります。供給の少ないサービスについては、民間事業者やNPOなどの参入を促すように、適切な市場環境の整備を促進します。

また、介護サービスの質的な充実を進めるために、介護事業者連絡会など事業者の自主的な連絡団体を育成するとともに、介護サービスの第三者評価制度のしくみづくりに取り組みます。

介護保険施設の整備

在宅では介護が困難な高齢の人々のために、住み慣れた地域社会で施設サービスが受けられるよう介護保険施設の整備を促進します。また、要介護者や家族のリフレッシュを図るためにショートステイ、デイサービスなどを充実し、安心して在宅介護のできる条件の整備に努めます。

苦情処理窓口の充実

介護サービスに関する利用者の不満や疑問、苦情を受け、事業者を指導する体制を充実し、介護サービスの質的向上を図ります。

保健・医療・福祉の連携強化

高齢の人々が要介護の状態になった場合でも治療とともに生活の質の向上を図り、必要なサービスを一体的に提供するために、保健・医療・福祉の連携体制を強化します。このためケアマネージャー や訪問看護ステーション、介護サービス事業者と密接に連携し、サービス提供の調整を図るしくみを整備し、要介護の状態になった場合でも住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるようにします。

介護に関する相談・情報提供体制の充実

介護サービスに関する情報提供

身近なところで相談が受けられるように、在宅介護支援センターの充実を図るとともに、コミュニティライフ・サポートセンターとの連携をとりながら、一人ひとりの状況に合ったサービスを選択できるよう、情報技術なども活用し介護サービスに関する情報提供を充実します。

介護者交流教室の開催

介護者交流教室などを開催して、介護技術の習得を図るとともに介護者同士の情報交換の機会を設けます。

介護に関する人材・ボランティア団体の育成

地域の支えあいにより、安心して介護できる体制を更に充実するために、区内の福祉専門学校やボランティアセンターとの連携のもとで「江戸川総合人生大学(仮称)」などにおいてボランティア意識への啓発・教育を進め、介護に必要な知識を備えた人材の育成を図ります。

痴呆性の高齢の人々に対する支援の充実

デイサービスなどの充実

痴呆性の高齢の人々の生活リズムを整え、安定した日常生活をおくれるように、デイサービスの充実とグループホームの整備支援を図ります。また、デイサービスなどにおいて、痴呆性の高齢の人々が楽しみながら痴呆の進行防止にも役立つペットセラピーなどメニューを工夫します。

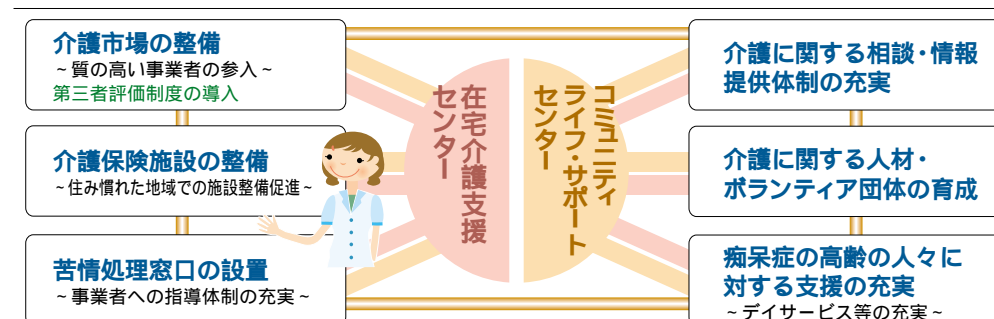
家族介護負担の軽減

ショートステイやデイサービス、訪問介護サービスなど、痴呆性の高齢の人々を介護する家族の精神的・身体的負担を軽減するサービスの充実に努めます。また、情報技術を使った徘徊探索システムを活用することで行方不明時の早期発見を可能とし、徘徊者の安全を図るとともに徘徊に対する家族の不安を解消します。

痴呆性の高齢の人々に対する地域からの理解

痴呆性の高齢の人々に対する誤った先入観を取り除き、地域でともに支えるための啓発活動を強めます。

高齢の人々が安心できる介護サービスの充実



ペットセラピー
動物とのふれあいを、人間の心身の健康向上や生活の質の向上に役立てる療法。ペット療法ともいう。

NPO
Nonprofit (または Not-for-profit) Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

生活支援型訪問介護サービス
高齢の人などに対し、ホームヘルパーが訪問して行う買い物・調理・掃除などの軽度な生活援助サービス。

地域福祉権利擁護事業
判断能力の不十分な痴呆性の高齢の人などの日常的金銭管理や福祉サービス等の利用援助を生活支援員が行う制度。

成年後見制度
判断能力の不十分な痴呆性の高齢の人や知的障害のある人、精神障害のある人等を保護するための民法上の制度。

第三者評価
事業者の提供するサービスの質を、当事者以外の第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価すること。

ショートステイ
在宅の要介護高齢者や障害のある人などを家族に代わって一時的に介護する短期間入所。

(ミニ) デイサービス
在宅の高齢の人や障害のある人を施設などに送迎し、入浴や日常生活の世話などをするサービス。ミニは時間が短いタイプ。

ケアマネージャー
介護支援専門員。要介護者等の相談に応じ、居宅・施設サービスを利用できるよう事業者等との調整を行う。

訪問看護ステーション
看護婦などが、在宅で看護の必要な寝たきりの高齢の人などを訪問し、看護サービスを提供するための拠点。

3 障害のある人々の生活支援

障害に関する生活支援

在宅サービス基盤の充実

良質なサービス市場の整備

「措置から契約」へサービス提供のしくみが移行することにもない、サービスを行う民間事業者やNPOなどの指導育成と良質な市場環境の整備に努め、利用者への情報開示や提供、苦情処理、サービス評価のしくみづくりを進めます。

地域生活支援サービスの充実

障害のある人々の自立支援と介護者の負担軽減のために、ホームヘルプサービス事業やショートステイ事業、デイサービス事業を充実します。また、障害のある人々の緊急一時保護事業を充実させ、介護者のレスパイトケア（一時的休息）などを積極的に推進します。

安心生活へのネットワーク構築

緊急通報システム・火災安全システムをはじめ、障害のある人々が地域の中で安心して生活できるネットワークを構築するとともに、災害時の支援体制を整備します。

障害に関する生活支援

サービス基盤の充実

良質なサービス市場の整備
地域生活支援サービスの充実
安心生活へのネットワーク構築

障害をもつ人々の健康支援

健康への個別相談や仲間づくりへの支援
障害者歯科診療体制の整備
中途障害者リハビリの充実

障害児(者)療育の充実

重症心身障害児施設の早期整備への要望
障害の早期発見、早期治療
療育連絡会の整備
訪問健康診査・訪問看護の充実
障害に即した教育の充実

障害に関する身近な相談・情報提供体制の充実

障害者自立支援センターの設置
権利擁護システムなどの整備

障害児(者)療育の充実

重症心身障害児施設の早期整備への要望

心身ともに重度の障害のある子どもの保護や治療、生活指導を行う重症心身障害児施設の早期整備を関係区と連携して都へ要望します。

障害の早期発見、早期治療

乳幼児の障害や発育・発達の遅れなどを早期発見し、適切な治療を促進するため、妊

産婦健診や乳幼児健診、経過観察などを充実させるとともに、専門医療機関や乳幼児通所療育施設などとの連携を図ります。

療育連絡会の整備

乳幼児期から始まる療育の各段階での一貫性を保つために、療育の連絡会を整備し、保健や福祉、教育など関係機関の連携・協力体制を強化します。

訪問健康診査・訪問看護の充実

在宅重症障害児(者)の在宅での安定した療育環境を支援するため、在宅サービスについてのコーディネート機能を強め、訪問健康診査や訪問看護の充実を図ります。

相談・教育の充実

子どもの状況にあわせた保育や就学相談の充実、心身障害学級の適正配置、養護学校との連携、地域や企業との連携による職業体験の場の設置などにより、障害の状態に即した教育の充実を進めます。また、養護学校と近隣小中学校、心身障害学級と通常学級などの交流や心身障害児理解教育の充実を図ります。

障害のある人々の健康支援

健康への個別相談や仲間づくりへの支援

難病や障害の状態に応じた健康づくりへの個別相談やともを支えあう仲間づくりへの支援を行います。

障害者歯科診療体制の整備

歯科医師会などの関係機関と協力・連携し、障害者歯科診療体制を整備していきます。

中途障害者リハビリの充実

病院リハビリ終了後の中途障害者が自立した日常生活をおくれるように、地域リハビリや地域ミニ・デイサービスの充実を図ります。

障害に関する身近な相談・情報提供体制の充実

障害者自立支援センターの設置

「心身障害者複合施設(仮称)」を設置し、施設内に「障害者自立支援センター」を設け、ケアマネジメントを積極的に取り入れ、同じ障害がある人同士によるピアカウンセリングや、情報技術を活用した専門スタッフによる相談などを推進します。また、福祉用具の展示などを行うなど在宅福祉サービスの利用援助や障害のある人々に必要な情報提供を充実します。

権利擁護システムなどの整備

判断能力に不安のある障害の人々でも、安心して福祉サービスの利用や資産管理などができるように、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などを運用する権利擁護のしくみづくりを整えます。

「措置から契約」
限られた対象者への行政的措置制度からサービス利用者の選択による契約制度への社会福祉の転換の動き。

NPO
Nonprofit (または Not-for-profit) Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

ホームヘルプ
日常生活に支障のある高齢の人などがいる家庭を訪問介護員が訪問して提供する介護・家事サービス。

ショートステイ
在宅の要介護高齢者や障害のある人などを家族に代わって一時的に介護する短期間入所。

(ミニ) デイサービス
在宅の高齢の人や障害のある人を施設などに送迎し、入浴や日常生活の世話などをするサービス。ミニは時間が短いタイプ。

重症心身障害児施設
重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複する児童を入所、保護するとともに治療及び日常生活の指導をする施設。

コーディネート
調整すること。コーディネーターは調整を行う人。

(ミニ) デイサービス
在宅の高齢の人や障害のある人を施設などに送迎し、入浴や日常生活の世話などをするサービス。ミニは時間が短いタイプ。

ケアマネジメント
サービス利用者が必要とする介護サービスを組み合わせ、計画の立案、実施の調整、再評価をする業務。

ピアカウンセリング
相談者と同じ悩みや課題をもつたちによる仲間同士のカウンセリングや相談援助。

地域福祉権利擁護事業
判断能力の不十分な痴呆性の高齢の人などの日常的な金銭管理や福祉サービス等の利用援助を生活支援員が行う制度。

成年後見制度
判断能力の不十分な痴呆性の高齢の人や知的障害のある人、精神障害のある人等を保護するための民法上の制度。

障害のある人々の自立的な生活の環境づくり

職業訓練と就労の場づくり

障害のある人々への就労支援

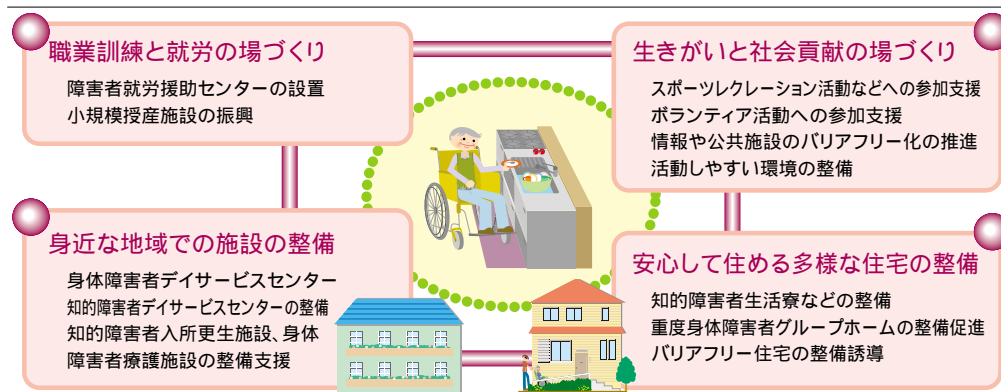
「障害者就労援助センター」を設置し、就労支援事業及び雇用啓発事業を充実させます。

また、企業内授産 や「職親」委託などを進め、障害のある人々の総合的な就労支援体制を整備・充実するとともに、多様な就労の可能性を広げるために、デイサービスなど日常生活の場においてIT 機器を使用し、操作に習熟できる環境を整備します。

小規模通所授産施設の振興

小規模通所授産施設の振興を進め、民間による障害者通所授産施設の運営を支援します。

障害のある人々の自立的な生活の環境づくり



生きがいと社会貢献の場づくり

スポーツ・レクリエーション活動などへの参加支援

障害者団体や障害者施設が行う地域交流活動の充実を図るとともに、障害のある人々のスポーツ・レクリエーションや学習・文化活動を推進します。また、障害のある人々のボランティア・NPO 活動への参加を支援します。

情報や公共施設のバリアフリー 化の推進

障害のある人々の生活空間の拡大と質的向上を図れるように、情報や公共施設のバリアフリー化を推進します。また、多様な会議・活動などへの参加がしやすく、情報の受発信ができるように、日常生活でのIT機器の活用を支援します。

活動しやすい環境整備

リフト付タクシー、ノンステップバス などの普及促進を図り、障害のある人々が活動しやすい環境を整備します。

障害のある人々が安心して住める多様な住宅の整備

住み慣れた地域でいつまでも生活できるように、心身障害者複合施設内に知的障害者生活寮、重度知的障害者生活寮などの整備を進めるとともに、重度身体障害者グループホーム の整備を促進します。

また、暮らしやすいバリアフリー仕様の民間住宅の整備を誘導します。

身近な地域での施設整備

心身障害者複合施設に、日常生活の援助を行うための身体障害者デイサービスセンター、知的障害者デイサービスセンターを整備します。

また、必要に応じて知的障害者通所更生施設の増設を検討するとともに、区内の住み慣れた地域で生活できるように、区内での知的障害者入所更生施設・身体障害者療護施設の整備を支援します。

精神障害のある人々の社会復帰への支援

自助グループなどへの支援

精神障害のある人々の自立促進のために、不安感や問題を抱える仲間が集まり、お互いの情報交換や悩みを話しあう場を設けるなど、自主グループや家族会などへの支援を行います。

社会復帰への支援

身近な地域にデイケアセンターや生活支援センター、作業所、グループホームなどの社会復帰のための施設などを確保するとともに、医療と連携した生活相談や訓練を通じて社会復帰への支援を強化します。

精神障害のある人々についての理解の促進

地域のボランティアやNPOが活動しやすい場づくりを進めるとともに、精神障害のある人々に対する区民の理解を深め、多様な精神障害者施策への取組みを情報提供し偏見を取り除くことで、地域での社会復帰を支えられるように多様な啓発活動を行います。

4 福祉のまちづくり

ユニバーサルデザイン の促進

すべての人が移動しやすいまちづくり

道路などの段差の解消や歩道の拡幅、絵でわかる表示、障害のない安全な路上確保など、区民と区のパートナーシップ により、移動しやすいまちのための整備を推進します。

また、誰にとっても使いやすく安全な施設に改修するなど、すべての人に使いやすいまちづくりを進めます。

「テクニカルエイドセンター（仮称）」の設置検討

新しい科学技術の成果などを活用して、高齢の人々や障害のある人々にとって利用しやすい、さまざまな福祉器具を開発・展示・修理・適合・販売し、自分にあったものを選べる場として「テクニカルエイドセンター（仮称）」の設置を検討します。

ユニバーサルデザイン
年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、どんな人でも使えるように設計されたデザイン。

パートナーシップ
提携、協力関係、連合。共通の目的のために共同で取り組む相互関係。

授産
障害のある人などを対象に職業的技術や技能を習得させる福祉サービス。

職親
知的障害のある人の更生支援に熱意をもち、将来自立できるように仕事を指導・訓練する経営者などで、知事が認めた人。

IT（情報技術）
インターネットに代表される高度情報社会の基盤となる、総合的な情報・通信技術。

NPO
Nonprofit（または Not-for-profit）Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

バリアフリー
人が生活する上で妨げとなる障害（バリア）が、街、施設、道路、住宅、人々の意識、社会などから取り除かれた状態。

ノンステップバス
だれもが乗り降りしやすいように、乗降口にステップがなく、直接床に乗降できるバス。

グループホーム
高齢の人々や障害のある人々など、自宅での生活が困難な人が少数で共同生活する住宅。

心のバリアフリー と福祉ネットワークづくり

福祉教育の充実と区民全員のボランティア意識の醸成

福祉教育の充実により心のバリアフリーを進めるとともに、区民全員のボランティア意識の醸成を図るため、ボランティアセンターにおける「福祉ボランティア」の育成を図ります。

区民と区の福祉パートナーシップの向上

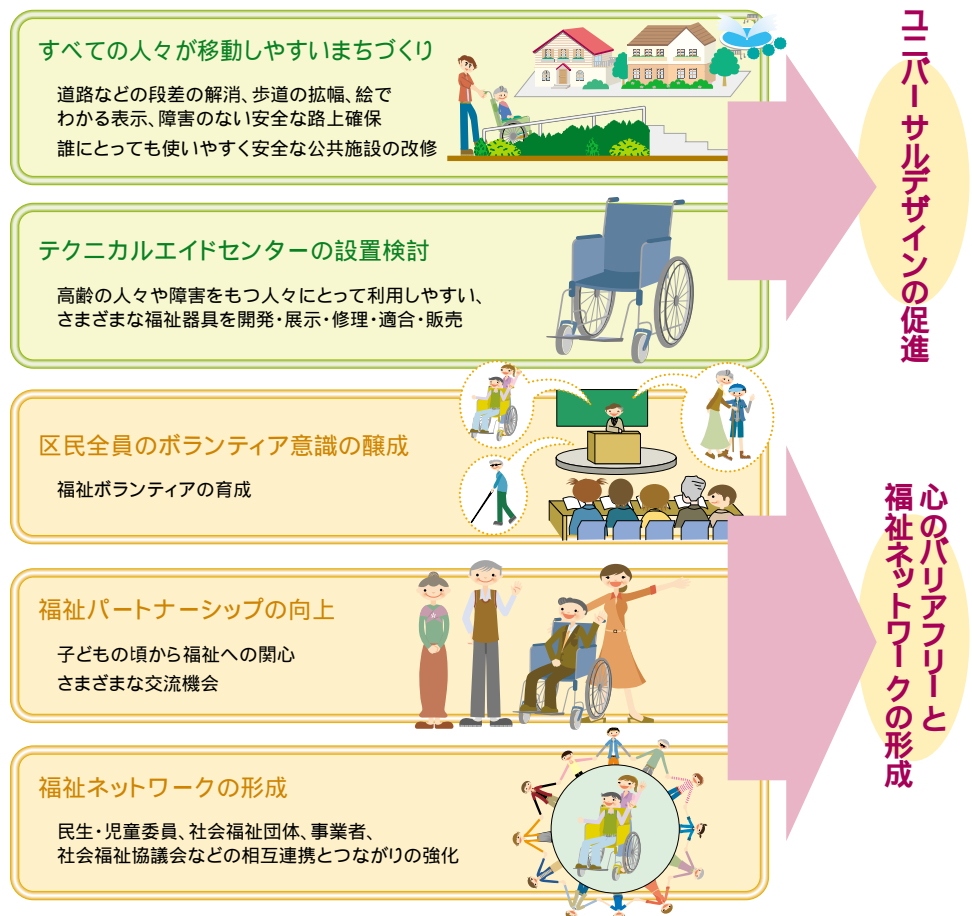
小中学校において総合的な学習の時間のテーマとして福祉を取り上げ、子どもの頃から福祉への関心を高めるとともに、さまざまな交流機会を通じて福祉を身近なものと感じられる環境を整備し、地域で福祉を支えるように区民と区のパートナーシップを向上していきます。

地域全体で支える福祉ネットワークづくり

支えあいの理念にもとづき、あたたかい福祉が提供されるように、家族や地域、企業、行政が相互の連携を図り、民生・児童委員や社会福祉団体、事業者、相談員、社会福祉協議会などとのつながりを強めます。

あわせて地域福祉のかなめとなる社会福祉協議会を充実・強化していきます。これによって、地域全体で支える区民全員参加型の福祉ネットワークを形成します。

福祉のまちづくり



バリアフリー

人が生活する上で妨げとなる障害（バリア）が、街、施設、道路、住宅、人々の意識、社会などから取り除かれた状態。

第2章 基本計画の内容

第4節 区民参加による環境づくり

第4節 区民参加による環境づくり

施策の背景

21世紀は環境の世紀といわれています。増え続けるごみ、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加による地球の温暖化、地球資源の枯渇など、深刻な地球環境問題が生じています。

かけがえのない地球環境を守り次世代に引き継いでいくために、循環型社会形成推進基本法を踏まえて、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会経済のあり方を見直し、環境に負荷の少ないライフスタイル や事業活動を総合的かつ計画的に展開していくことが求められています。

そのためには、区民・事業者・区が手をたずさえ、環境に関する活動を行うNPOなどの団体とも協力して、あらゆる方向から対応していかなくてはなりません。

1 環境啓発・環境教育

これまで、本区では、主として自然保護とリサイクル の視点から、環境に対する区民の理解促進と意識向上を図ってきました。しかし、「一人ひとりが被害者であり、加害者でもある」という今日の環境問題の特質から、区民全体が環境への理解をさらに深めていくためのしくみづくりが必要です。

そのため、幅広い年齢層が参加できるように多様な学習の機会を整え、「暮らしと環境」との関係をわかりやすく体系的に学べるようにすることや、学校などにおいて、次代を担う子どもたちに積極的に環境教育を行っていくことが大切です。

2 資源循環（ごみの減量と資源リサイクル）

23区では、大量の廃棄物の処理をめくり、最終処分場の不足やダイオキシン などの有害化学物質の発生といった問題を抱えています。

ごみの量は、平成11年10月の資源回収事業の全区展開により減少傾向にありますが、さらにごみの減量を進めることが求められています。そのためには、無駄なごみがでないように消費者と事業者が協力するとともに、効率的にリデュース・リユース・リサイクルを推進していく、清掃事業と一体となった循環型社会形成に向けたしくみづくりが不可欠です。また、広域的な課題については、国や都などと協力しながら進めていかなければなりません。

3 自然との共生・ふれあい

これまで、本区は、「豊かな水辺環境に囲まれている」という自然条件を活かして、河川敷の緑地や葛西のなぎさ、親水公園の整備など、「遊水都市」づくりを進めてきました。そして、区民の保全活動にも支えられて、豊かなうらおいを感じられる生活空間が形成されています。

今後は、この特長をさらに活かし、さまざまな生き物が棲む「いのちのオアシス」づくりや「花と緑の拠点」づくりを進めるなど、誰もが気軽に水と緑に親しめるような

環境を整備していく必要があります。また、これらの環境を利用して、自然とふれあうことのできる機会を充実することも大切です。

4 都市環境問題・有害化学物質への対応

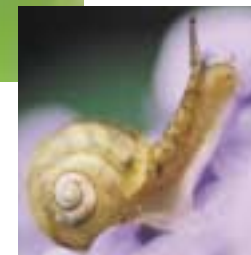
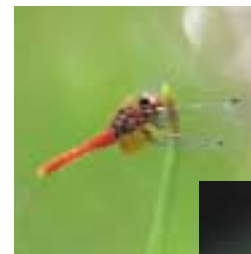
工場や事業所からの騒音や振動などの問題は、良くなっているとはいえ、依然として残っています。また自動車による排出ガスや騒音などの問題も、私たちの暮らしや健康に少なからぬ影響を与えています。加えて、ダイオキシンや環境ホルモン などの有害化学物質が、新たな問題として指摘されています。

これらは、いずれも私たちの日常活動から生じているものであり、ライフスタイルや事業活動を根本的に見直すとともに、国や都と協力しながら、区民・事業者・区がともに行動することが必要です。また、問題の発生や被害を防止するための情報を共有することにより、リスクの低減に努めていかなくてはなりません。

5 地球環境への配慮

私たちの日常活動は、地球環境に大きな負荷を与えています。今日の地球温暖化 や酸性雨といった地球環境問題を解決していくために、世界中の人々が手をたずさえて、大量生産・大量消費・大量廃棄というこれまでの生産と消費のパターンを変え、環境への負荷を少なくするように転換していくことが重要です。

そのため、本区においても、区民や事業者が地球共同体の一員としての自覚をもち、地球環境に配慮した生活や事業活動を行っていくとともに、環境に与える負荷をできる限り少なくするために、本区の特長を活かした取組みを積極的に進めることが必要です。



ライフスタイル
生活様式（暮らしぶり）。生活に対する考え方や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。

NPO
Nonprofit（または Not-for-profit）Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

リサイクル
廃物や不要物を分類・収集して再利用すること。

ダイオキシン
塩化プラスチック系のゴミ焼却の際に排出される、毒性が強く、発がん性があり、遺伝子異常を起こすともいわれている物質。

リデュース
廃棄物そのものの発生を抑制することにより廃棄物を減少させること。

リユース
使用済みのものを、そのままあるいは修理などをして再度使用すること。

オアシス
やすらぎを与えてくれるような場所のこと。

環境ホルモン
ホルモンの分泌異常を起こして、生体に悪影響を及ぼすといわれる合成化学物質。

地球温暖化
主に、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの影響により、地球の気温が上昇し、世界各地で異常気象の発生が目立つようになった現象。

施策の体系

1 環境啓発・環境教育

- 区民と自然・地球環境との関連を学ぶしくみの充実
 - 環境に関する区民の活動拠点「エコセンター(仮称)」の設置
 - 区民の自主的・自発的な取組みの支援

2 資源循環(ごみの減量と資源リサイクル)

- ライフスタイルの見直しによるごみの大幅な減量化
 - ごみの減量目標の設定
 - 啓発活動の推進
 - ごみを少なくするしくみの構築
 - 環境に配慮したごみの収集・運搬・処理の推進
 - 産業廃棄物、建築副産物の排出抑制と再利用の促進
- 資源リサイクルの拡充
 - 区民流通ネットワークシステムの構築
 - 事業者と処理業者の連携促進
 - 修理マイスター制度の創設
 - デポジット制度などによる再資源化の促進
 - リサイクルリーダーの育成・活用
 - 区民による資源回収活動の拡大
 - リサイクル製品の利用促進



3 自然との共生・ふれあい

- 水と緑でネットワークする「いのちのオアシス」づくり
 - 区民主体の環境づくり
 - 多様な生物が棲息できる環境づくり
 - 水と緑の拠点づくりの拡大
 - 「いのちのオアシス」のネットワークづくり
- 自然とのふれあいの拡大
 - 体験型イベントの実施
 - 自然体験活動などの充実
 - 身近な自然を活かした休息と健康づくり
 - 水辺環境とのふれあい
 - 農地とのふれあい
 - 自然を守り、自然とふれあう活動の支援

4 都市環境問題・有害化学物質への対応

- 生活環境の改善と保全
 - 工場・事業所などの環境汚染防止
 - 自動車環境汚染対策
 - 生活型環境問題への対応
- 新たな環境汚染問題への対応
 - 有害化学物質汚染への対応

5 地球環境への配慮

- 地球環境を考慮した区民生活の展開
 - エコマネーなどの地域通貨の導入
 - 行動指針の策定と実践
 - ISOなど環境マネジメントシステムの導入促進
 - 地球環境に配慮した区民生活への支援
 - 資源・エネルギーの賢い活用の促進
 - 屋上緑化などによるヒートアイランド現象の緩和

施策の内容

1 環境啓発・環境教育

区民と自然・地球環境との関連を学ぶしくみの充実

環境に関する区民の活動拠点「エコセンター（仮称）」の設置

暮らしと環境との関係を、楽しく、わかりやすく、体系的に学び、相互に教えあうための場として、事業者や区民と協力しながら「エコセンター」を設置します。エコセンターは、区民誰もが気軽に利用できる施設として、事業者、区民、NPO などとともに運営していきます。

環境学習プログラムの作成

子どもから高齢者に至るまで、それぞれの年齢層や学習形態、関心分野などに応じた体系的な環境学習プログラムを作成し、ガイドブックなどの形で提供します。また、この学習プログラムにもとづいて、家庭、地域、職場などにおいて、楽しく環境を学べるように支援します。

環境学習の推進

エコセンターは、公園やビオトープなどの身近な施設を活用して、さまざまな体験のできる実践的な環境学習を行い、環境ボランティアなどが、環境の大切さ、自然とのふれあいの楽しさ、一人ひとりが心がけること、などを楽しく自然に身につけられるように支援します。また、専門的な学習分野については、「江戸川総合人生大学（仮称）」と連携します。

さらに、環境省の「こどもエコクラブ」など既存の活動も支援していきます。

そして、幼稚園や小中学校などにおける環境教育や、地域や職場などにおける自主的な環境学習に対しては、環境学習プログラムに基づいた教材の提供や指導者の派遣などを行います。

環境ボランティアなどの人材育成

環境ボランティアなど、実践活動を支える人材の育成を行います。環境ボランティアは、その活動分野により、資源循環、自然との共生・ふれあい（自然体験）、都市環境、地球環境などに区分し、区民が分かりやすく親しみやすい名称をつけます。

環境に関する情報提供・相談サービス

情報技術などを活用して、区民や事業者への情報提供や啓発を行います。また、環境に関するさまざまな問い合わせや相談に対しては、環境ボランティアなどがきめ細かく対応します。

区民の自主的・自発的な取組みの支援
実践例や知恵を共有するのためのしくみ

ごみの減量、資源のリサイクル、身近な自然環境を守り育てることなどについての、自発的な取組みや工夫などの実践例、生活の中でのさまざまな知恵を相互に共有できる

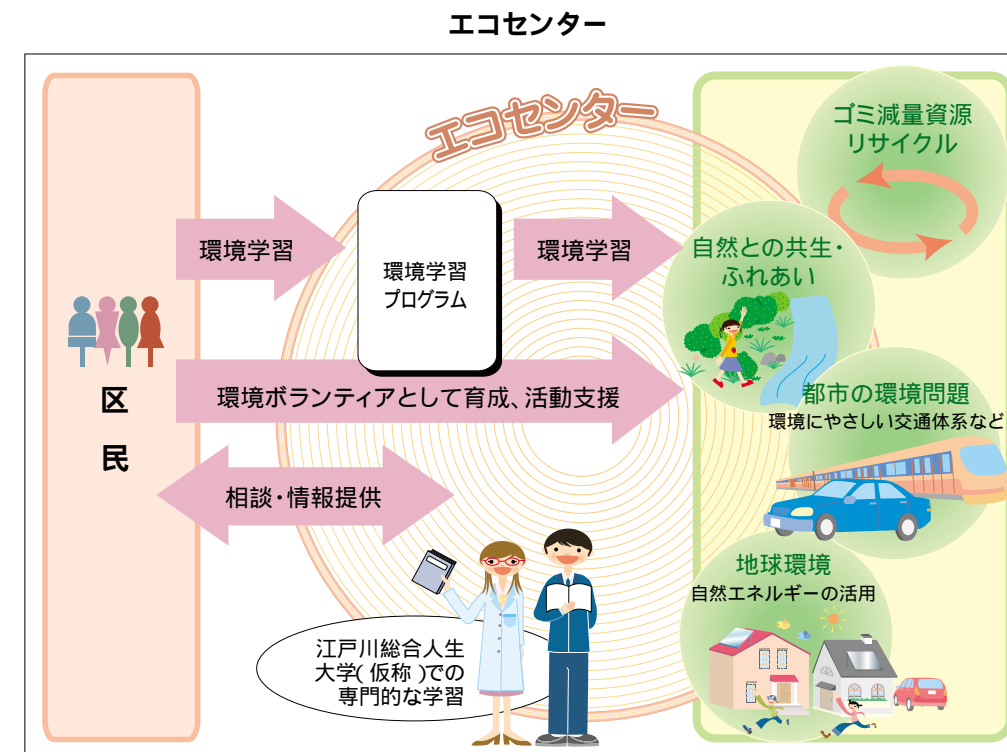
ように、各種情報を保存し、区民がいつでも引き出せるようなしくみをつくります。

自主的学習への支援

町会・自治会やNPOなどのさまざまな団体が、環境に関する講座などを実施するに際しての支援を充実していきます。

行動指針の策定

区民・事業者・区が協働して環境保全を推進するための話しあいの場を設置します。また、この場を通じて、環境にやさしい生活や事業活動が促進されるための行動指針を定めます。



2 資源循環（ごみの減量と資源リサイクル）

ライフスタイルの見直しによるごみの大幅な減量化

ごみの減量目標の設定

ごみの減量について、区民が具体的に取り組みやすいように、段階的な目標を設定します。

また、区民のごみ出しの負担にも配慮しながら、分別の種類を拡大できるように、効果的な方法を検討します。

啓発活動の推進

区民に、ごみを減量する効果とその方法をわかりやすく知らせ、ごみの減量に向けた取組みを広めるために、学校や町会などの小さな単位ごとに出前講座を実施するなど、啓発活動を積極的に行います。また、事業者に対しては、このようなごみ減量型の取組みに対応した生産や流通などの事業活動への転換を働きかけていきます。

ライフスタイル
生活様式（暮らしぶり）、生活に対する考え方や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。

NPO
Nonprofit（または Not-for-profit）
Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

ビオトープ
多様な生物が生息できる生態系としての湖沼、湿地、草地、雑木林など。

こどもエコクラブ
子どもたち（小中学生）が、地域の中で主体的に環境の学習や実践活動を行うためのクラブ。

リサイクル
廃物や不要物を分類・収集して再利用すること。

ごみを少なくするしくみの構築
ごみ減量の実践例などの紹介と表彰

ごみの減量や効果的な分別方法などについて、家庭や事業所などの実践例を紹介するとともに、優れたものを表彰し、この方法を区民全体で共有していきます。

努力を促すしくみの検討

不法投棄を防ぎながらごみの減量を推進するために、町会・自治会やNPO などの団体とともに知恵を出しあい、出すごみの量が少ない人ほどメリットのあるような方法を検討します。

消費者と事業者の協力

商店やスーパーマーケットなどの小売りのあらゆる分野で、消費者と事業者が協力して、トレイや箱などの容器、包装紙や袋類の使用をできるだけ少なくするようにします。さらに、極力無駄なごみがでないように、「はかり売り」や「ばら売り」など、必要なときに必要な分だけ購入できるしくみづくりを促進します。

環境に配慮したごみ収集・運搬・処理の推進

ごみ収集車両への低公害車の導入など、収集運搬における環境負荷の低減を図ります。また、清掃工場における燃焼管理や排ガス、排水、焼却灰の処理を適正に行い、大気汚染などの発生の防止に努めます。

産業廃棄物、建築副産物の排出抑制と再利用の促進

産業廃棄物や建築副産物の排出抑制、建築事業における再生材の利用促進などを、国や都、事業者などに要請するとともに、区民への啓発に努めます。



資源リサイクルの拡充

区民流通ネットワークシステムの構築

不用品やリサイクル品の円滑な流通を促進するため、区民・リサイクルショップ・フリーマーケット 実施団体などが連携し情報を共有するためのしくみとして、情報技術などを活用して「区民流通ネットワークシステム(仮称)」を構築します。

事業者と処理業者の連携促進

家電製品をはじめとした資源リサイクル を確実に、より効果的に行うため、事業者・処理業者・区が必要な時に情報交換が行えるように連携を促進します。

NPO
 Nonprofit (または Not-for-profit) Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

フリーマーケット
 不用品を公園などにもち寄り、売買や交換を行う市民運動。

リサイクル
 廃物や不要物を分類・収集して再利用すること。

修理マイスター 制度の創設

ものを長く大切に使うため「修理マイスター制度(仮称)」を設け、事業者などの技術を活用するとともに、エコセンターにおいて人材の育成と相談窓口の設置を行います。

デポジット制度 などによる再資源化の促進

国や事業者に再資源化品目の拡大を要望し、生産者責任を求めていきます。また、デポジット制度の導入を国に働きかけていきます。それにあわせて、全国の模範となるような先進的なしくみづくりを検討します。

リサイクルリーダーの育成・活用

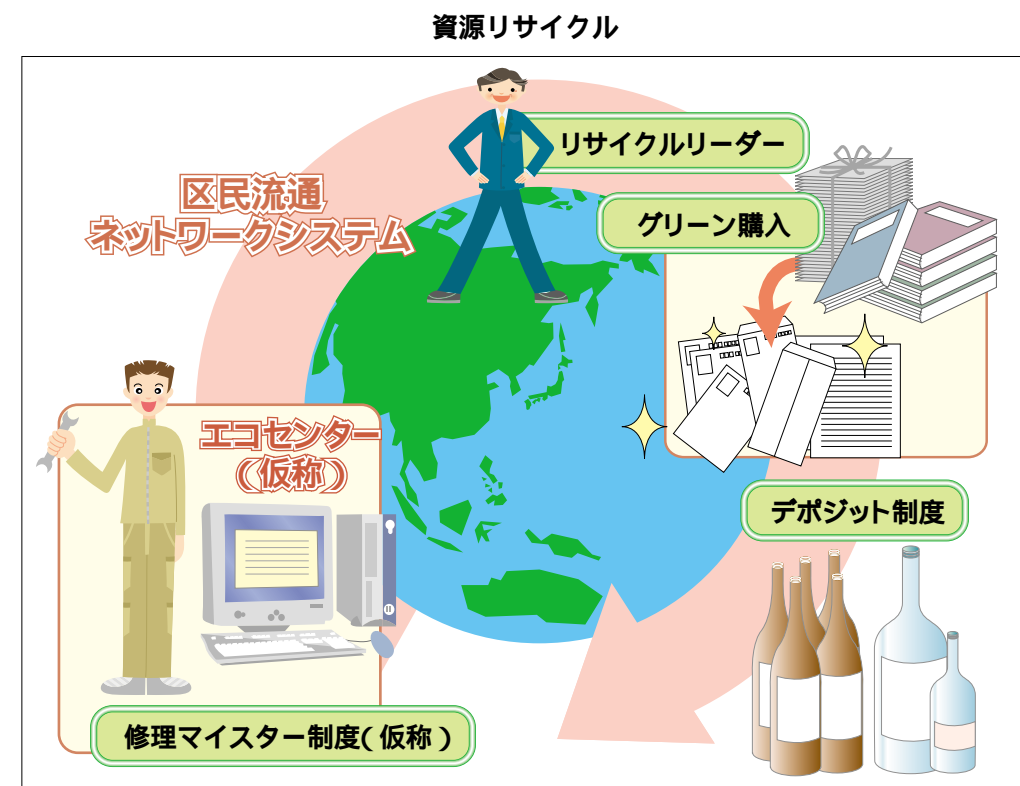
各地域にリサイクルリーダーを育成し、不用品の意外な利用方法、リサイクル・ルートを紹介、ごみの減量や分別の際の工夫など、リサイクルに取り組む知恵や知識を地域に普及します。

区民による資源回収活動の拡大

集団回収のしくみや実践例などを紹介するとともに、区民の自主的な取組みを支援することなどにより、地域や家庭における資源回収の拡大を図ります。

リサイクル製品の利用促進

資源リサイクルを促進するため、区民や事業者のリサイクル製品の購入(グリーン購入)を促進します。区は事業者として、自らリサイクル製品の購入を拡充します。また、区民や事業者に、各種のリサイクル製品やその取扱店を紹介するとともに、区民がわかりやすいように「リサイクル製品取扱表示マーク(仮称)」を掲示することを促進します。



マイスター
 ドイツのものづくりの「親方」。中世からの「親方の下で修行して一人前に」というドイツのものづくりのシステムを国家資格として整備したものがマイスター制度。

デポジット制度
 ビールびんなどのように、預かり金や保証金などを取り、返却時に返金することにより、確実な返却を促すためのシステム。

グリーン購入
 環境への負荷が少ない製品やサービスを購入すること。

3 自然との共生・ふれあい

水と緑でネットワークする「いのちのオアシス」づくり

区民主体の環境づくり

「みんなの家に花いっぱい運動（仮称）」の推進

「花や緑とともに暮らしましょう」をスローガンとして、住宅や事業所などの屋上やベランダ、玄関先などを花や緑で飾る「みんなの家に花いっぱい運動（仮称）」を推進し、四季おりおりの花と緑があふれるまちづくりを進めます。

緑の里親制度の導入

区民一人ひとりの発想と行動を活かしつつ、経験のあるボランティアやNPOなどの参加も得て、水と緑を守り、育て、ふれあうことのできるしくみを整えていきます。このため、個人やグループで楽しみながら愛情をもって世話に取り組んでもらえるような「緑の里親制度」を導入するとともに、公園や緑道、道路などにおいて花や樹木を育てることに適した場を提供していきます。

また、水と緑を守り育てるためのノウハウを教え、さまざまな相談にも応じることのできる人材の育成を図ります。そして、この活動に携わる区民同士が交流し、実践的なアイデアを共有しつつ、さまざまな相談に応じ、関連する情報なども提供できる場を準備していきます。

多様な生物が棲息できる環境づくり

調査・研究などの実施

区民の身近なところで、より多様な生物が棲息できる環境づくりを推進するために、エコセンターを中心に調査・研究を進め、わかりやすい形で区民に情報提供していきます。

生物が棲息できる環境づくりの推進

チョウやトンボなどの身近な生き物とふれあうことで、誰もが気軽に自然を実感できるように、学校や河川敷などにビオトープをつくります。また、豊かな生態系を回復・保全するために河川や親水公園・親水緑道などを改良するとともに、公園や児童遊園などの植樹を進めるなど、自然的環境の整備を積極的に進めます。さらに、広域的な取組みができるように、近隣自治体との連携を強めます。



オアシス
やすらぎを与えてくれるような場所のこと。

NPO
Nonprofit（または Not-for-profit）Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

ビオトープ
多様な生物が生息できる生態系としての湖沼、湿地、草地、雑木林など。

水と緑の拠点づくりの拡大

花と緑を増やすための目標の設定

公園や児童遊園などの植樹や屋上緑化の推進などにより緑の占める割合を高め、花にあふれたまちをつくるため、区民全体でめざすべき段階的な目標を設定します。

水と緑の拠点づくり

区内の緑や池などを調査し、その保全に努めるとともに、さらに花や緑を増やし、うるおいのある「水と緑の拠点」づくりを推進します。

河川敷の並木づくり

荒川、新中川、江戸川、旧江戸川、旧中川の河川敷などにおいては、高木を植えるなど緑を増やし、河川敷の並木づくりに努めます。

このことにより、区民が安らぎとゆとりを存分に感じることができる、水と緑が調和した河川環境づくりを進めます。

「いのちのオアシス」のネットワークづくり

川やビオトープなどの多様な生物の棲息拠点と緑の拠点を、親水公園、親水緑道、花の道などで結び、生命の営みや尊さを実感できる「いのちのオアシス」のネットワークづくりを推進します。

また、「いのちのオアシス」を維持・管理していくために、区民や事業者が主体となり、わが子のように愛情をもって慈しみ育てていく里親制度を導入します。

「いのちのオアシス」ネットワークづくり



自然とのふれあいの拡大

体験型イベントの実施

区民が自然とふれあうきっかけとなるように、さまざまな体験型のイベントを実施します。特に、本区の特長である河川や親水公園などを活用して、若い世代自らの企画・運営による水に親しむことのできるイベントを実施していきます。このことを通じて、多くの区民が日常生活の中で自然とふれあうことの楽しさや喜びを感じられるように支援します。

自然体験活動などの充実

篠崎公園、総合レクリエーション公園、葛西臨海公園などの大規模公園や、親水公園、河川敷、プレイパーク（冒険遊び場）などを活用し、「自然体験ボランティア（仮称）」などから、自然のフィールドの中で気軽に楽しく指導を受けることができる自然体験活動などを充実していきます。

身近な自然を活かした休息と健康づくり

区民が公園や親水公園、親水緑道、健康の道、サイクリングロードなどの緑の回廊を利用して、日頃からゆっくりと憩い、楽しく健康づくりを行うことを進めていきます。そのため、休憩施設や緑陰などの充実を図るとともに、「いのちのオアシスマップ（仮称）」など目的や種類に応じたさまざまなマップをつくります。また、緑の回廊の中に、その概要や現在位置がわかるような標識や地図を配置していきます。

水辺環境とのふれあい

河口域の干潟の復元・再生、生態系に配慮した護岸への改修、ピオトープづくりなどにより、鳥や昆虫、魚や水生生物などの多様な生き物が棲息しやすい環境を整備し、区民が水辺に親しみ、生き物と楽しくふれあうことができるようにします。また、水辺を活かした環境学習の場を設け、自然を守り育てていく意識を養うことにより、日常生活において、区民一人ひとりが環境行動指針を実践するとともに、花と緑を守り育て、水辺の清掃を行うなど、自然環境を保全する活動につなげていきます。

農地とのふれあい

農地を緑や土のある身近な自然としてとらえ、保全・活用に努めるとともに、区民農園やふれあい農園を充実し、区民が農業体験を通じて自然とふれあうことのできる機会を提供します。また、農家の協力を得ながら、子どもたちが農業体験をできるような機会の充実を図っていきます。

自然を守り、自然とふれあう活動の支援

花や緑を育てる活動、水辺の清掃活動、自然観察会など、区民やボランティア、NPOなどによる自然を守り、自然とふれあう活動を支援します。また、情報技術などを活用して、これらの活動の情報を提供することにより、自然を守り、自然とふれあう人の輪を広げていきます。

健康の道

健康増進を目的に堤防や親水緑道などにソーラー灯や距離表示、健康サインなどを設置し、散策などを楽しめるように整備した道。

緑の回廊

大規模公園（葛西臨海公園、篠崎公園、宇喜田公園、大島・小松川公園、総合レクリエーション公園）、親水公園や身近な公園、河川、学校などの緑の核をなす施設を、親水緑道や緑道など、緑豊かな道路で結んだ回遊性のあるネットワークをいう。

4 都市環境問題・有害化学物質への対応

生活環境の改善と保全

工場・事業所などの環境汚染防止 事業者への支援強化

事業者が自発的に環境保全活動を行うための支援を強化します。そのため、工場や事業所の環境に配慮した取組みへの相談や助言、活動の発表、優良事業所の表彰制度の充実、環境保全のための設備導入を促進する融資制度の充実などの事業を推進します。

時宜を得た指導などの実施

必要に応じて、工場や事業所に対して的確に指導していくとともに、新たに事業所を立地する場合には、その適正な誘導を図ります。

自動車環境汚染対策

低公害車などの普及促進

電気、天然ガス、ハイブリッドなどのクリーンエネルギーを利用した低公害車や、東京都指定低公害車などの普及を図るための施策を講じます。

環境に配慮した自動車利用などの促進

区民や事業者の協力を得ながら、環境に配慮した自動車利用ルールの徹底を図ります。また、交通需要マネジメント（TDM）やディーゼル車走行規制対策などについては、国や都などと連携します。



ハイブリッド

複数の種類のものを組み合わせたもののこと。たとえば、電気モーターとガソリンエンジンを組み合わせた自動車をハイブリッド・カーという。

クリーンエネルギー

大気汚染などのもととなる有害ガスや廃棄物などを生じない電気や水素などの無公害燃料。

東京都指定低公害車

東京都が指定する、有害な窒素酸化物の排出量の少ない自動車。

交通需要マネジメント（TDM）

自動車による道路の混雑を緩和し、大気汚染を減らすために、公共交通機関などの移動手段に誘導しようとする総合的な対策。

ディーゼル車走行規制対策

排気ガス中に有害物質を多く含むディーゼル車に対して行われているさまざまな規制。

公共交通や自転車・徒歩への利用転換

ニーズに的確に対応した路線整備や、情報技術などを活用した運行情報の提供、バス停における上屋設置など、公共交通を利用しやすい環境づくりを促進します。また、自転車の利用環境を整えることにより、自動車からの利用転換に努めるとともに、公共レンタサイクル など自転車の共同利用について検討していきます。

さらに、日常生活において無理なく健康づくりを行うという観点から、自宅などから半径2 km以内は徒歩で移動する「30ミニッツ・ウォーキング運動(仮称)」を進めます。

環境に配慮した道路づくり

自動車騒音については、道路の低騒音舗装 化など、区自ら環境に配慮した道路づくりを推進します。また、幹線道路については、良好なまちづくりを推進する観点から、低騒音舗装などによる道路整備や沿道の建物に対する防音対策などの支援を行っていくよう、国や都などに要請します。

生活型環境問題への対応

近隣騒音などの生活型環境問題が地域の中で解決できるように、啓発活動を進めるとともに、相談体制を充実します。また、低周波空気振動 などの新たな問題については、迅速・的確な情報収集に努め、区民に対する情報提供を図ります。

新たな環境汚染問題への対応

有害化学物質汚染への対応

区民や事業者と連携して、有害化学物質を排出しない暮らしや事業活動を促進します。そのために、国や都などと連携しながら有害化学物質の把握に努めるとともに、その適正な管理・使用を指導します。また、区民や事業者の協力を得て、焼却炉対策を推進していきます。

そして、社会全体のリスクを低減していくため、有害化学物質に関する区民への的確な情報提供に努めます。

5 地球環境への配慮

地球環境を考慮した区民生活の展開

エコマネー などの地域通貨の導入

地球環境保全のための区民やボランティアの活動が、楽しく活発に行われるための基盤として、ボランティア活動などの支払いにあてることが可能なエコマネーなどの地域通貨の導入を図ります。

行動指針の策定と実践

「環境の江戸川区」を実現するための具体的な行動指針を策定し、全ての区民が家庭、学校、職場、地域など生活のあらゆる場で実践していくことを促進します。

公共レンタサイクル
駅などに拠点を設け、貸し自転車を共用利用してもらうシステム。

低騒音舗装
タイヤと路面の間で発生する騒音と、路面からの反射騒音を低減する舗装。

低周波空気振動
人間の耳では聞き取りにくい非常に低い音や、全く聞こえない空気振動。頭痛、不眠、吐き気、不定愁訴や建物・家具をガタガタ揺さぶるなどの被害を起こすことがある。

エコマネーなど(地域通貨)
ボランティア活動などを支えるしくみとして、特定の地域社会の中で流通する任意の通貨。

ISOなど環境マネジメントシステムの導入促進

事業者に対してセミナーの開催や情報提供・相談などを行うことにより、ISO14000シリーズ などの環境マネジメントシステムの取得を促進します。また、区も事業者として、環境マネジメントシステムを導入し、自ら環境に配慮した事業活動を実践します。

地球環境に配慮した区民生活への支援 環境に配慮した生活方法の紹介

情報技術などを活用して区民への広報に努めるとともに、区民まつりや地域まつりなどの各種イベントの開催機会をとらえ、展示コーナーの設置、模擬店などのグリーン製品の使用、ゴミの細分別の方法などを具体的に紹介していきます。このことにより、環境への責任を自覚して行動する消費者(グリーン・コンシューマー)として、区民が地球環境に配慮した生活を実践することを支援します。

環境ランキングの紹介と表彰

環境家計簿、グリーン購入、花と緑を育てる活動など、世帯や分野ごとの環境ランキングを紹介・表彰することにより、環境に配慮した区民生活の拡大を促進します。

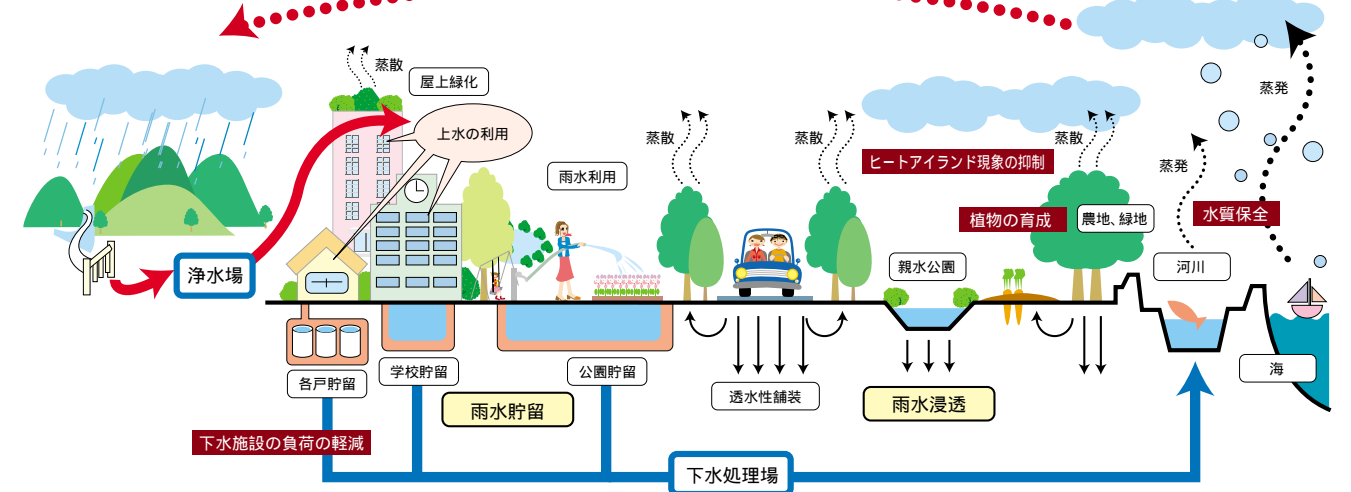
資源・エネルギーの賢い活用の促進

区民や事業者が、もの・水・電気・ガスなどの資源・エネルギーをより賢く使うために、生活と事業活動を見直していくことを支援します。区は、区民施設や公園・駐輪場・外灯などにおいて、雨水利用や自然エネルギーの積極的活用を進めるとともに、低公害車などの導入に努めます。

屋上緑化などによるヒートアイランド現象の緩和

区民や事業者の協力を得て、現在の緑地の保全に努めるとともに、屋上緑化や生垣緑化、壁面緑化などを促進します。また、水分の蒸発を活かした気化冷却 の観点から、本区の特長である海や川、親水公園などの水辺環境の保全に努めていきます。

さらに、道路や駐車場などについても、地表面の保湿機能を高める透水性舗装 や保水性舗装 を推進するなど、地球温暖化 に結びつくヒートアイランド現象の緩和に努めます。



ISO14000シリーズ(環境マネジメントシステム)
国際標準化機構(ISO)が定めた環境管理システムと環境監査に関する国際規格。

グリーン製品
環境への負荷が少ない製品(環境保全型製品)。

グリーン・コンシューマー
商品やサービスを購入する際に、環境に配慮した製品を優先的に購入する消費者及び消費行動。

環境家計簿
消費者が、環境に負荷を与える行動を記録し、日常生活を客観的に評価するための家計簿。

グリーン購入
環境への負荷が少ない製品やサービスを購入すること。

ヒートアイランド現象
都市中心部の都市活動の結果として生じる気温上昇現象。

気化冷却
水が蒸発する時に熱を奪うことを利用して冷却すること。ヒートアイランド現象の緩和策のひとつ。

透水性舗装
雨水の地中への浸透により、雨水流出抑制や雨天時の歩行性の向上などに効果がある舗装。

保水性舗装
道路の舗装断面に保水機能をもたせた舗装。雨天時に吸収した水分を晴天時に蒸発させ、気化熱を奪うことにより路面の温度が下がる効果が期待できる。

地球温暖化
主に、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの影響により、地球の気温が上昇し、世界各地で異常気象の発生が目立つようになった現象。



第5節 活力を創造する産業づくり

施策の背景

これからは、高度情報化と地球規模での市場競争がさらに進むものと予想され、業種を問わず、すべての企業が競争力を高め、自ら市場を開拓していく努力が求められます。

一方で、高度情報化や高齢化、環境重視といった社会潮流は、新しい産業を生み出すとともに、産業に新たな役割を求めようようになってきています。

本区では、このような産業をとりまく環境変化に対応し、区内産業の競争力を高め、時代の要請にも柔軟に対応できる産業を育成し、都市を支える活力を高めていきます。

1 ものづくり産業の活性化

長引く不況や世界規模での市場競争の激化など、経済構造が大きく変化するなかで、区内製造業は売上の減少、経営の合理化など厳しい経営環境に置かれています。高い加工技術をもつ製造業が多く集積する本区においても、業績の悪化などによる工場の転出や廃業が目立ち、集積の優位性が希薄になってきています。また、情報化の遅れによる区内製造業の競争力の低下も心配されています。

このような中で、区内製造業が生き残っていくためには、他社にはない優れた加工技術を生み出してだけでなく、情報技術の効果的な導入などにより、多様化する顧客のニーズに対応できる企画・提案型の企業として自立し、自ら市場開拓を行っていくことが必要です。

2 商業・生活サービス業の活性化

商店街は、日常生活に欠かせない生活用品、生鮮食料品などを中心とした地域密着型のサービスを提供してきています。また、地域の顔として地域の文化を担い、防犯や教育など地域コミュニティの核としても重要な役割を担ってきています。しかし、現在、区内の商店街は、多様化する消費者ニーズ、消費行動の変化に対応しきれず、売上の減少、経営不振による閉店など厳しい状況に置かれています。

このような中で、区内商店街が生き残っていくためには、情報技術などを活用した独自の積極的な取り組みを行ってだけでなく、地域の高齢化などの環境変化にあわせた新たな社会的な役割を担っていくことが必要です。

3 情報産業・都市型ビジネスの育成

産業のソフト化・サービス化の進展により、情報産業をはじめ、環境関連産業、福祉サービス産業などが急成長しています。本区は都心から至近にありながら、オフィス賃料が相対的に安いという強みをもっているだけでなく、これからも人口の増加が見込まれるなど、新たに起業を志す人にとって、良好な立地条件となっており、葛西地区を中心として情報産業の立地が見られます。また、地域の生活者である区民自身が、自分たちの地域が抱える課題を解決し、地域を元気にするために動き始めています。

これからは、本区の産業の新たな活力としてだけでなく、よりよい地域社会の実現のためにも、これらの新しい都市型ビジネスを積極的に育成していくことが必要です。

4 都市農業の継承

本区の農業は、大消費地に立地しているという特性を活かし、小松菜などの軟弱野菜や花卉の栽培を中心に都市農業としては日本一ともいえる高い生産性を誇っています。また、農地は都会の中の農ある風景として区民の心を癒す役割や災害時の防災機能も有しています。しかし、農地面積は年々減少を続けるなど、都市農業の存続が心配されています。また、一部の農産物に対するセーフガードの発動にみられるように、輸入農産物の増加による競争が激化しており、本区の農業をとりまく状況はいっそう厳しさを増しています。

このような中で、本区の都市農業が生き残っていくためには、農地の保全に最大限努めるとともに、小松菜や花卉などの特産物を貴重な地域資源として守り、特色ある地域産業として新たな展開を図っていくことが必要です。

5 伝統的地場産業の継承、発展

本区には、伝統工芸品や金魚、花火など、長い歳月と人が織りなす伝統的地場産業が存在し、江戸川の独特の文化を形成してきました。これからも、伝統工芸品の高度な技術と製品を次代に継承していくために、国や都などとの連携を進め、計画的な振興を図っていくことが必要です。

また、金魚は本区の伝統ある貴重な地域資源として保存・継承していくことが必要です。

6 次代の産業を担う人材の育成

経営者や技術者の高齢化により、経営の後継者や技術の継承者の不足が深刻化しています。優れた技術の喪失や後継者不足による事業所、店舗の閉鎖は、まちの活力の減退につながります。

区内産業の活力を維持、発展させていくためには、後継者の確保を図っていくとともに、新しい産業を創出する若手人材の育成や若い技術者への技術の継承が必要です。

7 新たなパートナーシップの確立

これまで、産業政策の立案においては、多くの区民の声を政策に反映させてきました。

しかし、これからは、中小企業の更なる自立を促進していくとともに、行政と産業関係者のみならず、各企業や消費者としての区民も含め、それぞれの立場での意見を交換しながら施策の方向を見出し、政策形成がよりいっそう求められます。区はよきパートナーとして、産業界の主体性を尊重し、産業を下支えしていくことが必要です。

8 働く意欲あふれる環境づくり

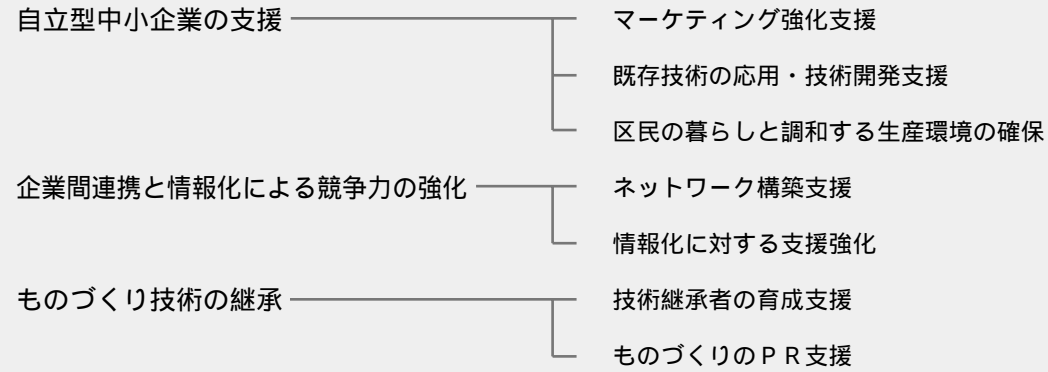
区内中小企業で働く人々が、安心していきいきと働けることが、まちのにぎわいと活力を創造します。そのためには、労働環境の改善や福祉制度の充実を図っていくことが必要です。

また、本区の産業も長引く不況により、厳しい雇用情勢が続いています。このため、新しい時代にあわせ、区民の就業の場を柔軟に確保していくとともに、雇用を多様化させていくことが必要です。

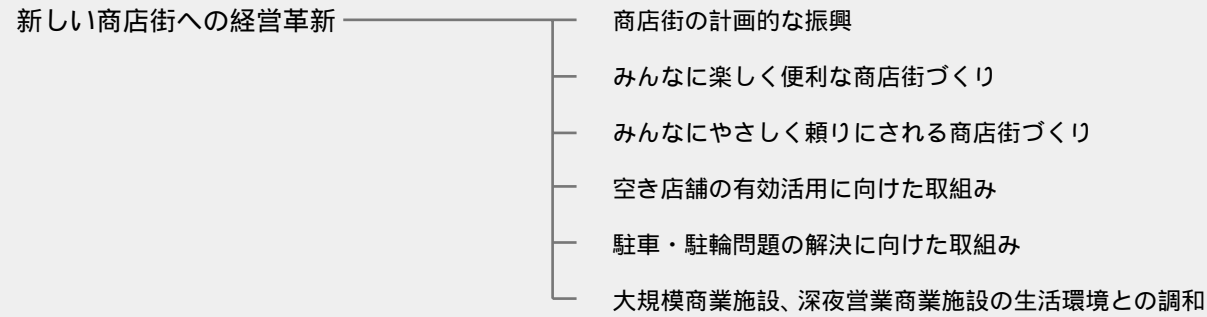
パートナーシップ
提携、協力関係、連合、共通の目的
のために共同で取り組む相互関係。

施策の体系

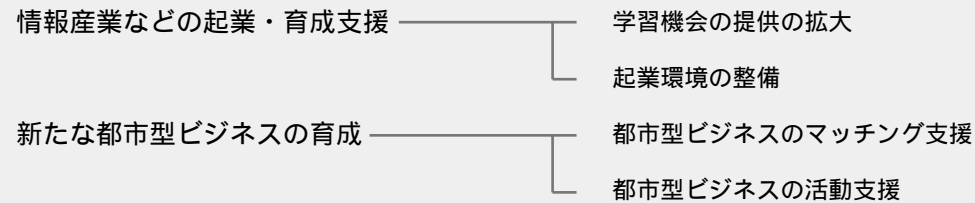
1 ものづくり産業の活性化



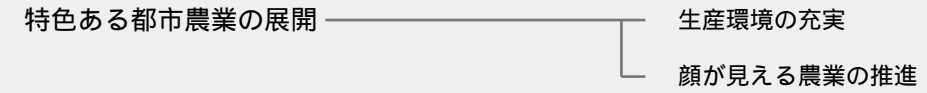
2 商業・生活サービス業の活性化



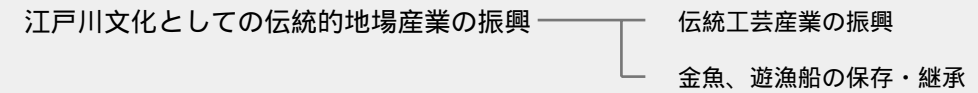
3 情報産業・都市型ビジネスの育成



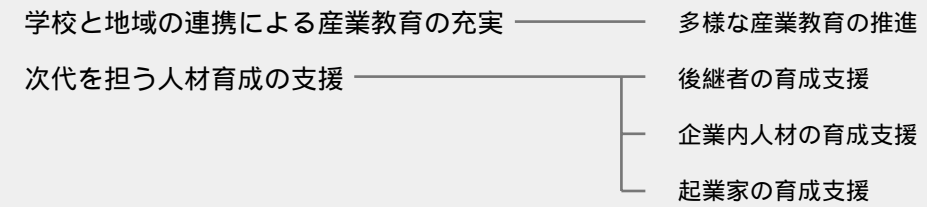
4 都市農業の継承



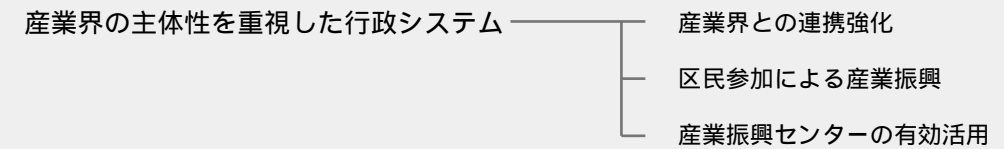
5 伝統的地場産業の継承、発展



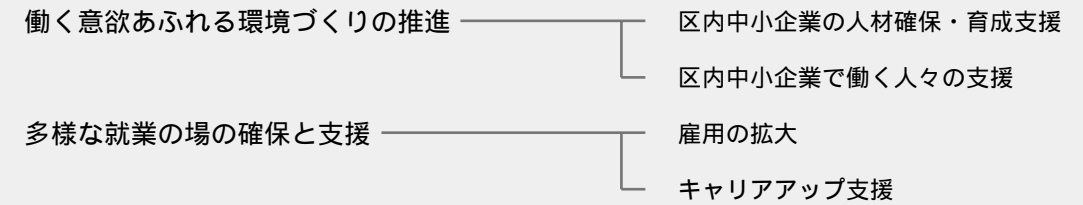
6 次代の産業を担う人材の育成



7 新たなパートナーシップの確立



8 働く意欲あふれる環境づくり



施策の内容

1 ものづくり産業の活性化

自立型中小企業の支援

マーケティング 強化支援
区民とともにいる製品開発

新たな製品開発ニーズを発掘し、区内中小企業の付加価値の高い製品開発を支援していくため、区民からの製品アイデアやニーズ、使われていない特許・実用新案などを募集し、新製品開発に取り組む意欲ある区内企業などに情報提供を行うしくみとして「産業アイデアBOX（仮称）」を整備していきます。

企業群をひとつの工場としたPR

区内中小企業の企業特性を集約したデータベースを拡充し、本区の企業群をひとつの工場として統一的に売り込むことにより、多様な加工ニーズに対応していくとともに、区内企業間の連携を促進し、区全体としての競争力を高めていきます。

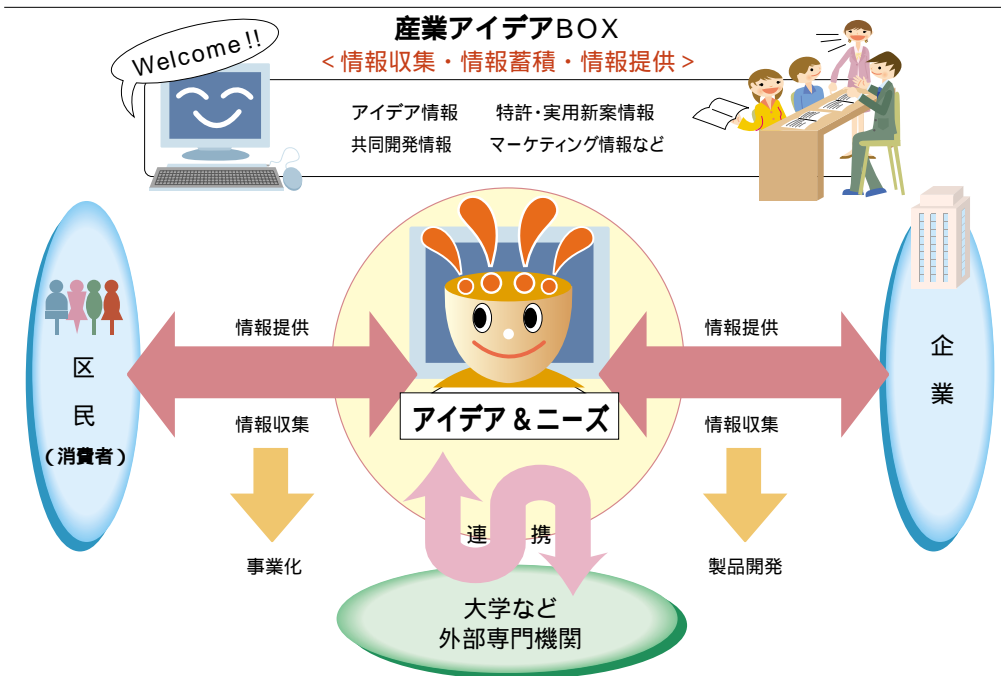
IT活用支援

区内中小企業のITを活用した効率的なマーケティング活動を促進していくため、ホームページの開設や電子商取引、グループウェアの活用などを支援していきます。

販促チャンネル拡大支援

区内中小企業の新たな販路開拓を支援していくため、産業ときめきフェアの充実や情報技術を活用した企業展を実施していくとともに、国際展示会などへの出展に対する助成などを行っていきます。

区民とともにいる製品開発



マーケティング
消費者の求めている商品・サービスを調査し、供給する商品や販売活動の方法などを決定することで、生産者から消費者への流通を円滑化する活動。

特許
工業所有権のうち、発明に対して与えられる権利。特許権。

実用新案
工業所有権のうち、物品の形状・構造・組み合わせに関して産業上利用することのできる考案に対して与えられる権利。

データベース
相互に関連のあるデータを蓄積したもの。特にコンピュータを使用して、情報や資料を収集・分類・整理し、多目的に利用できるような統合化ファイル。

ホームページ
WWW (World Wide Web) で提供される情報ページで、インターネットの情報提供者が、情報の簡単な内容を紹介するために持つページ。

電子商取引
インターネットなどの電子的ネットワークを通じて商取引を行うこと。

グループウェア
共同作業をする作業グループの支援を目的として開発されたコンピュータシステムの総称。

既存技術の応用・技術開発支援
江戸川型産学公連携の推進

既存技術の新分野への適用やナノテクノロジー（超微細加工技術）などの更なる技術開発を支援するため、区内中小企業と大学等を中心とした研究開発機関、TLO（技術移転機関）などとの連携を推進していくとともに、効果的なフォローアップ体制の確立を検討していきます。

共同化・協業化の促進

企業間の事業の共同化・協業化を促進し、事業の効率化と複合技術の開発・活用による製品の高付加価値化を図っていきます。

試作品製造・研究開発支援

区内中小企業の新たな取組みを資金面から支援していくため、試作品製造や先端技術の研究開発に取り組む企業を対象とした融資制度について検討していきます。

付加価値創造支援

区内中小企業の全社的な品質向上や環境対策を促進していくため、国際規格認証などを取得するためのセミナーやコンテストの充実などを行っていきます。

また、付加価値の高い製品開発を促進していくため、新製品開発などにかかわる特許・実用新案等の工業所有権の取得に向けた啓発、普及のためのセミナーなどを実施していきます。

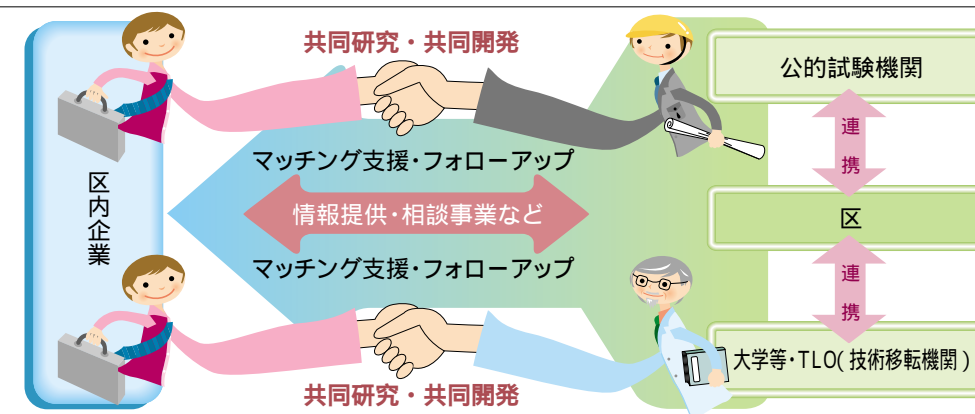
区民の暮らしと調和する生産環境の確保
生産環境の確保

住工共存について区民の理解を深めて、地域の連帯感を高め、生産環境と居住環境が調和するまちをつくっていきます。また、情報技術を活用し、産業における知の集積化を図っていきます。

いい街、いい環境、いい企業づくり

これからは都市が産業をつくる時代であり、区民と協働で、いい街、いい環境、いい企業づくりを行っていきます。

産学公連携イメージ



ナノテクノロジー
超微細加工技術。1ミクロンよりも3ケタ小さい単位のものをナノメートル（100万分の1ミリ）といい、ナノ単位で加工・計測する技術のこと。

TLO（技術移転機関）
大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び国の試験研究機関における技術に関する研究成果を民間へ移転する機関。

国際規格認証
国際標準化機構（ISO）などが定めた国際規格の仕様を、マネジメントシステム、要員または製品が満たしていることを、定められた機関が審査し登録すること。

工業所有権
産業上の発明・商標・意匠などを排他的に製造・利用・所有する権利。

企業間連携と情報化による競争力の強化

ネットワーク構築支援 人的ネットワークの強化

異・同業種交流グループの活性化のほか、工業・商業・農業などの異産業間の交流を深め、地域内でのネットワークを強化していきます。また、区内企業間の横の連携を強化するため、経営者や技術者同士などによるネットワークづくりの場の提供を検討していきます。さらに、区外の企業や業界・組織との連携を図るとともに、全国的なネットワークの構築について検討していきます。

産業情報ネットワークの構築

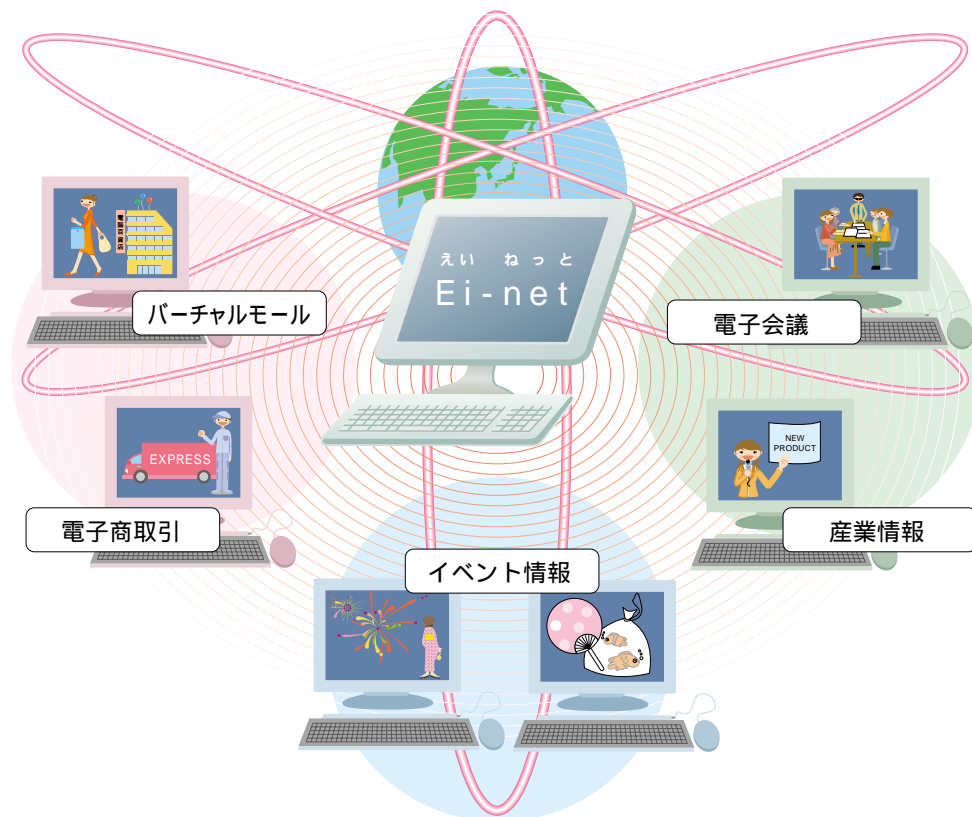
区内中小企業の効率的な情報提供、収集を支援していくために、Ei-net（えいねっと）の内容の充実を図っていきます。

また、これを拠点に他の自治体や民間の情報ネットワーク・サービスを活用した広域的な産業情報ネットワークを構築し、産業情報の共有化を図るなど、常に最新の利用環境を提供できるようにしていきます。

ボランティアエンジニア制度の設立

技術の継承や若手技術者の育成を行っていくために、退職した熟練技術者を「ボランティアエンジニア(仮称)」として登録し、技術継承のための研修会や講習会の講師として活用していきます。また、その豊かな経験と人脈を活かした新たな技術開発や取引先の開拓など、区内中小企業による企業外人材の有効活用を促進していきます。

産業情報ネットワーク



Ei-net えいねっと
(江戸川区産業情報ネットワーク)
産業振興課ホームページを拠点とした産業情報のネットワークの総称。

情報化に対する支援強化 総合相談体制の整備

区内中小企業の情報化を促進していくために、情報化による成功事例を中心とした情報提供を充実していくとともに、技術・技能のデジタル化 や産学公連携、起業などに対する総合的な相談体制を整備していきます。また、企業の実情にあわせたきめ細かな相談・指導が行えるように、アドバイザーの派遣制度(ドクターIT (仮称))を充実していきます。さらに、区内中小企業と情報産業との連携強化を図るために、交流の場などを提供していきます。

情報リテラシー の向上

区内中小企業の情報リテラシーの向上を図るために、情報関連の新分野を中心としたセミナーなどを充実していきます。

ものづくり技術の継承

技術継承者の育成支援 江戸川テクノロジスト(仮称)の養成・活用

国や都、関係機関との連携を深め、次代を担う若い技術者(江戸川テクノロジスト(仮称))たちへの技術継承を積極的に行い、技術力の向上を図っていきます。

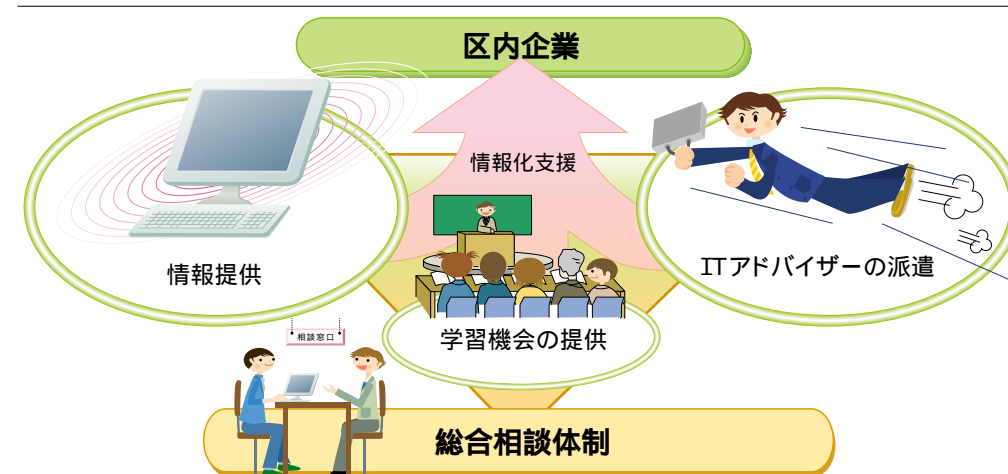
ものづくりのPR支援 ものづくり体験の推進

ものづくりの楽しさ、素晴らしさを認識してもらうために、情報技術などを活用した「ものづくりマップ(仮称)」などの作成による情報提供を積極的に行っていくとともに、身近な区内工場を見学できる制度を整備していきます。また、区内事業所が独自に実施するものづくり教室などの活動を支援していきます。

少年少女発明クラブ(仮称)の実施

少年少女を対象にした発明クラブなどをつくり、ものづくりの楽しさを体験してもらうだけでなく、柔軟な発想による個性豊かなアイデアの具現化を支援し、未来の起業家・発明家を育成していきます。

情報化に対する支援強化



デジタル化(電子情報化)
コンピュータで処理できるように、情報を0と1の数字の組み合わせに変換すること。対語は、アナログ化。

IT(情報技術)
インターネットに代表される高度情報社会の基盤となる、総合的な情報・通信技術。

情報リテラシー
パソコンなど情報通信機器・端末を操作・活用する能力や、情報の入手・利用・発信の方法や関連する制度などの知識、倫理など、情報社会に対応するための基礎的な能力。

2 商業・生活サービス業の活性化

新しい商店街への経営革新

商店街の計画的な振興

商店街の各個店の店主や若手後継者に将来展望をもってもらうために、商店街や区民の意見を交え、中長期的な視点に立った商業振興プランを作成し、商業支援を計画的・効率的に進めていきます。

さらに、個店のリニューアル や電子商取引 などの情報化、新商品・新分野への展開などを促進するため、経営相談機能の充実を図っていきます。

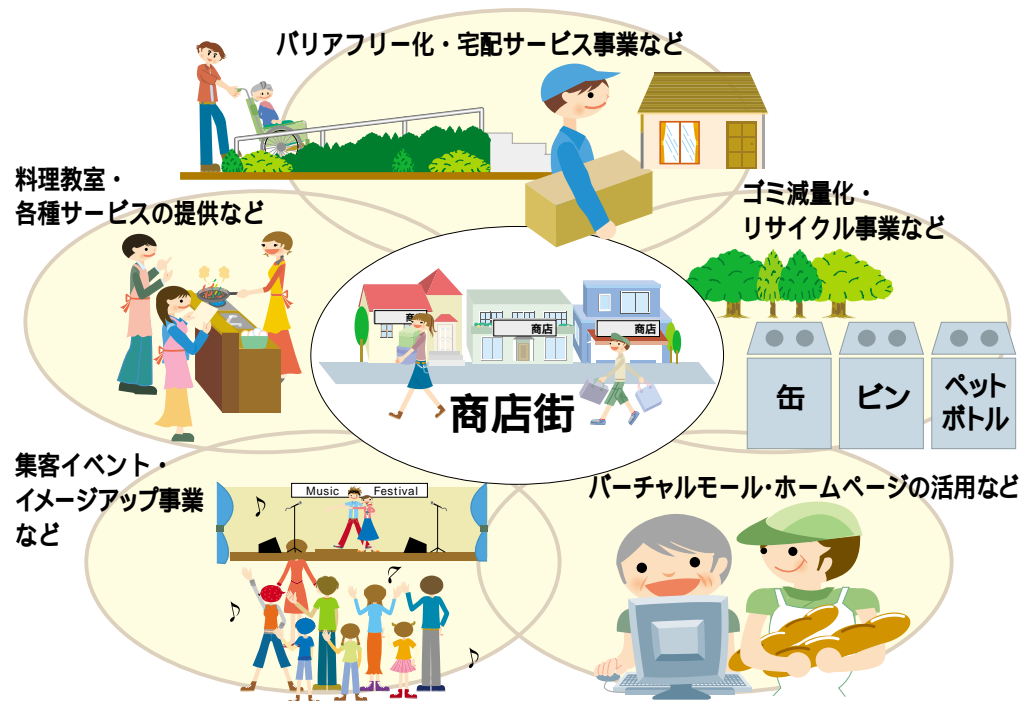
みんなに楽しく便利な商店街づくり

買い物の楽しさを満喫でき、地域住民に親しまれるように、各商店街・個店における魅力の向上や集客イベントの開催、イメージアップ事業など、楽しい買い物空間づくりに取り組む商店街を支援していきます。また、情報技術を活用した宅配注文サービスなど、利便性の向上に取り組む商店街を支援していきます。さらに、既存商店街のバーチャル モール化や電子商取引の推進、ホームページ の作成など、商店街の情報化を支援していきます。

みんなにやさしく頼りにされる商店街づくり

バリアフリー 化や福祉サービスの拠点となる機能づくりに取り組むなど、地域社会の福祉向上や環境に配慮した事業を行う商店街の活動を支援していきます。また、商店街が区民の知恵袋として機能し、地域から頼りにされるように、商品に関する情報提供や生活提案、料理教室、修理・相談サービスなどの活動を支援していきます。

時代の要請に対応した商店街



リニューアル
建物などを大規模に改良・改修すること。

電子商取引
インターネットなどの電子的ネットワークを通じて商取引を行うこと。

バーチャル (コミュニティ、モール)
現実にはない、仮想的なもの。最近では、インターネット上に構築する、仮想的なコミュニティやモール(商店街)などをさす場合に使用する。

ホームページ
WWW (World Wide Web) で提供される情報ページで、インターネットの情報提供者が、情報の簡単な内容を紹介するために持つページ。

バリアフリー
人が生活する上で妨げとなる障害(バリア)が、街、施設、道路、住宅、人々の意識、社会などから取り除かれた状態。

空き店舗の有効活用に向けた取り組み

空き店舗所有者と出店希望者のマッチング を図っていきます。また、物品販売だけでなく、情報産業やNPO などの入居促進や区民のアイデアを活かしたチャレンジショップ への支援など、空き店舗を活かした商店街振興を行い、話題性の高い商店街づくりをめざしていきます。

駐車・駐輪問題の解決に向けた取り組み

遊休地や空き店舗などを活用した駐輪場の整備について、各商店街の実態に応じた支援をしていきます。また、休日の事業所駐車場の開放などについても、区としても働きかけを行い、便利で快適な買い物空間の実現に努めていきます。

大規模商業施設、深夜営業商業施設の生活環境との調和

大規模商業施設や深夜営業商業施設の出店にともなう周辺地域の良好な住環境の悪化を防ぎ、周辺生活環境と調和できる環境づくりを行っていきます。

3 情報産業・都市型ビジネスの育成

情報産業などの起業・育成支援

学習機会の提供の拡大

情報産業などの起業を促進していくために、情報関連の新分野を中心とした内容のセミナーなどを充実していくとともに、起業ノウハウなどを通年で学べる場として「起業家ゼミナール(仮称)」を設けていきます。

起業環境の整備

立地メリット情報の提供

本区に情報産業などが立地するメリットを積極的にPRするために、Ei net を活用して、オフィスの空き情報やさまざまな地域情報を一元的に提供していきます。

スタートアップ 支援

区内でのスタートアップを促進していくために、情報産業などの都市型ビジネスの起業をめざす人材に対し、スタート時における空間面や資金面での支援策を充実していきます。

相談体制の充実

起業の促進と経営基盤の強化を図っていくために、起業の実現から起業後の経営面までのさまざまな課題について、気軽に相談できる相談体制を充実していきます。

起業シーズ の提供

最新の情報技術やノウハウ、人材などの経営資源データベース の構築や情報交換、人材交流などを目的とした場の整備など、情報産業などの集積と育成を図っていくための拠点、体制づくりを検討していきます。

マッチング
必要とするものと必要とされるものを引き合わせること。

NPO
Nonprofit (または Not-for-profit) Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

チャレンジショップ
一般的には、経営者としてのノウハウを学ぶ機会として、商店街の空き店舗などを借り上げ、開業意欲あふれる人々に低料金で提供し、街にぎわいを創出する事業。

Ei-net えいねっと (江戸川区産業情報ネットワーク)
産業振興課ホームページを拠点とした産業情報のネットワークの総称。

スタートアップ
産業分野においては起業(企業の立ち上げ)のこと。

シーズ
メーカーが新しく提供する特別の技術や材料など。

データベース
相互に関連のあるデータを蓄積したもの。特にコンピュータを使用して、情報や資料を収集・分類・整理し、多目的に利用できるようにした統合化ファイル。

新たな都市型ビジネスの育成

都市型ビジネスのマッチング 支援 事業化・製品化支援

都市型ビジネスにおける優れたアイデアの事業化・製品化を支援していくため、新たな分野への進出を図る企業や研究開発機関等とのマッチングの場などを提供していきます。また、消費者ニーズの発掘のため、「産業アイデアBOX（仮称）」などの活用による情報提供を充実していきます。

都市型ビジネスの活動支援 相談事業の拡大

都市型ビジネスのマーケティング を支援していくため、中小企業診断士をはじめとする専門の相談員（テクニカルマネージャー ）による製品開発や販路開拓、起業、事業継続の可否なども含めた総合的かつ継続的な相談事業を行っていきます。

新たな取組みへの支援

都市型ビジネスの活動がより活発になるように、時代のニーズに合った新たな製品の開発などを対象とした融資制度について検討していきます。

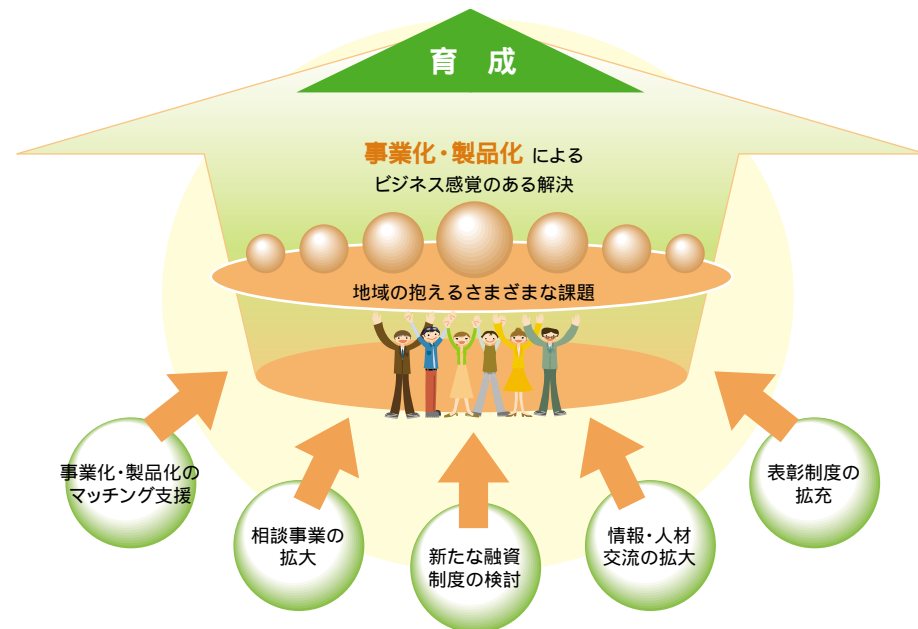
情報・人材交流の拡大

E i - n e t を活用して、起業後の企業間及び外部関係機関との情報交流を促進するとともに、これらの企業が交流できる場などを提供し、企業の知名度の向上と取引の拡大を図っていきます。

表彰制度の拡充

都市型ビジネスにおいて、企業が誇りをもって事業に取り組めるように、一定の基準を満たす企業を区が表彰し、区内外に広くPRしていきます。

新たな都市型ビジネスの育成



マッチング
必要とするものと必要とされるものを引き合わせること。

マーケティング
消費者の求めている商品・サービスを調査し、供給する商品や販売活動の方法などを決定することで、生産者から消費者への流通を円滑化する活動。

テクニカルマネージャー
技術的な相談・指導にあたる、実務経験豊富な専門家。

4 都市農業の継承

特色ある都市農業の展開

生産環境の充実 農地の保全

農地の保全を図るため、既存の生産緑地 を維持していくとともに、追加指定に努めていきます。

納税関連税制の改善要請

安定した農業経営を継続していくため、相続税納税猶予制度（租税特別措置法関係）の拡大や固定資産税・都市計画税など税制面での改善を国や都に要請していきます。

都市農業育成事業の充実

都市農業の高い生産性を維持していくため、時代に即した都市農業育成事業の充実を図り、農業経営の効率化と安定化を支援していきます。

環境にやさしい農業の促進

安全、安心な農産物の生産のために、環境にやさしい農業を促進していきます。また、農業者の堆肥づくりのノウハウとリサイクル 事業者の技術を結びつけ、区内での堆肥のリサイクルシステムについて研究していきます。

農業ボランティア制度（仮称）の導入

高齢化や後継者の不足により十分な活動を行えない農家を支援していくだけでなく、区民と農業者の交流を深めるため、「農業ボランティア制度（仮称）」を導入します。

後継者の育成

東京マイル農業協同組合や農業試験場、農業改良普及センターなどの関係機関との連携を強化し、都市農業の経営合理化と後継者の育成に努めていきます。

江戸川区の特産農産物



生産緑地
災害防止などに効用があり、かつ公園・緑地等の公共施設用地として適する500㎡以上の区域を区が指定している地域地区の一つ。指定後は原則30年間、所有者は農地としての管理が義務づけられ、その他の利用が制限される。

相続税納税猶予制度
相続人が農業を続ける意志があれば農地にかかる相続税の一部の納税を猶予する制度。

リサイクル
廃物や不要物を分類・収集して再利用すること。

顔が見える農業の推進

江戸川区ブランド農産物の確立

安全、新鮮、高品質の3拍子そろった農産物を「江戸川区ブランド(仮称)」として確立し、本区の都市農業の優秀性を区内外に広くPRしていきます。

直売所の設置

区内に都市農業があることのメリットを享受でき、区民と生産者の相互理解をいっそう深められるように、東京スマイル農業協同組合などと連携して直売所やもぎとり形式の農園の設置を行っていきます。

区民との交流の促進

区民の都市農業に対する理解を深めるため、花の祭典などのイベントや区民農園、ふれあい農園を通じ、区民と生産者との直接的交流を促進していくとともに、情報技術などを活用し、区内外に広くPRしていきます。

体験学習の場としての活用

子どもたちに都市農業の重要性を理解してもらうために、保育園・幼稚園、学校などと連携し、都会の中での貴重な自然とのふれあいの場である農地を体験学習の場として活用していきます。

農地とのふれあい



5 伝統的地場産業の継承、発展

江戸川文化としての伝統的地場産業の振興

伝統工芸産業の振興

伝統文化としての情報発信

本区の伝統工芸の製品や技術を区内外に広くPRしていくために、伝統工芸品や花火を紹介する常設展示の場を設け、区民が本区の伝統工芸品にふれることのできる機会を提供していきます。

また、情報技術などを活用した「デジタル伝承館(仮称)」を開設し、本区の伝統文化として世界に発信していきます。

江戸川区伝統工芸士制度(仮称)の創設

本区独自の伝統工芸士制度を設け、優れた伝統工芸職人を認定し、職人としての誇りを高めてもらうとともに、その技術と製品を区内外に広くPRし、販路拡大を図っていきます。

江戸川区ブランド(仮称)の認定

本区の伝統工芸品を「江戸川区ブランド(仮称)」として認定し、本区の伝統的地場産業として区内外に広くPRし、販路拡大を図っていきます。

伝統工芸展の拡充

伝統工芸月間を設定し、この間さまざまな啓発活動を行い、区民の伝統工芸に対する関心を高めていきます。また、伝統工芸展の内容を充実していくとともに、国際展示会などのコンベンションへの出展を支援していきます。

学習・体験機会の拡充

「江戸川総合人生大学(仮称)」や小中学校の総合的な学習の時間などの学習機会を活用し、区民が本区の伝統工芸品にふれる機会を増やし、区民の伝統工芸に対する関心を高めていきます。

また、本区の伝統工芸の技術を次代に継承していくため、最新の映像技術などを活用し、既存の伝統技術を記録、保存していくことで、技術の伝承や後継者の確保、育成に役立てていきます。

金魚、遊漁船の保存・継承

金魚の保存・継承

本区の特産物である金魚を伝統ある貴重な地域資源として保存・継承していくため、金魚まつりなどのイベントを通じて、区内外に広くPRしていくとともに、区民と生産者の直接的交流を促進していきます。

遊漁船の観光資源化

本区の特長ある観光資源として、江戸の風情を今に伝える網船や屋形船などの遊漁船を区内外に広くPRし、集客力の向上を図っていくとともに、網打ちなどの伝統技術の保存・継承を支援していきます。

江戸風情



コンベンション
国際会議などの大規模な会議や見本市。

6 次代の産業を担う人材の育成

学校と地域の連携による産業教育の充実

多様な産業教育の推進
体験学習の積極的な導入

子どもたちに地域の産業に対する理解を深めてもらうため、小中学校において、地域の商店や工場、農家などにおける体験学習を実施していきます。また、区内に限らず、企業などに勤めている地域住民にも協力を得て、それぞれの仕事について講義してもらうなど、子どもたちが働くことの意義や重要性を認識する機会を拡大していきます。

インターンシップの推進

学生の職業に関する知識や能力の向上と進路決定の参考となる機会としてだけでなく、起業を志す人々の事業経営に関する実体験の機会として、区内中小企業の協力を得て、インターンシップの実施を推進していきます。

情報化に対応できる人材の育成

急速な情報化に対応できる人材の育成を図っていくため、学校におけるIT教育の充実を図っていくとともに、情報関連の新分野を中心としたセミナーなどを実施していきます。

次代を担う人材育成の支援

後継者の育成支援
学習機会の提供

次代を担う後継者の育成のため、区内事業所などの後継者を対象としたセミナーを充実し、経営に関するノウハウを学ぶ機会を提供していきます。また、若手後継者のグループ化を促進し、研修会や勉強会などの自主研究活動を支援していきます。

企業内人材の育成支援
学習機会の提供

区内中小企業の人材育成を支援していくため、国や都、関係機関との連携により、ビジネススクールの内容をより専門化・高度化するとともに、時間的・空間的制約を軽減するバーチャルセミナーの実施など、柔軟かつ多様な運営方法により、受講者にとってタイムリーで効果的なセミナーを行っていきます。

起業家の育成支援
やる気のある人材の育成

起業意欲のある人材を対象に、起業に必要な法律・税務・マーケティング・事業計画などのノウハウを通年で学べる場として「起業家ゼミナール(仮称)」を設け、起業の実現と事業の成功に向けたバックアップ体制を整備していきます。

また、区の施設を活用し、起業家のための情報収集、交流の場としての機能を有するビジネス支援図書館などの設置を検討していきます。

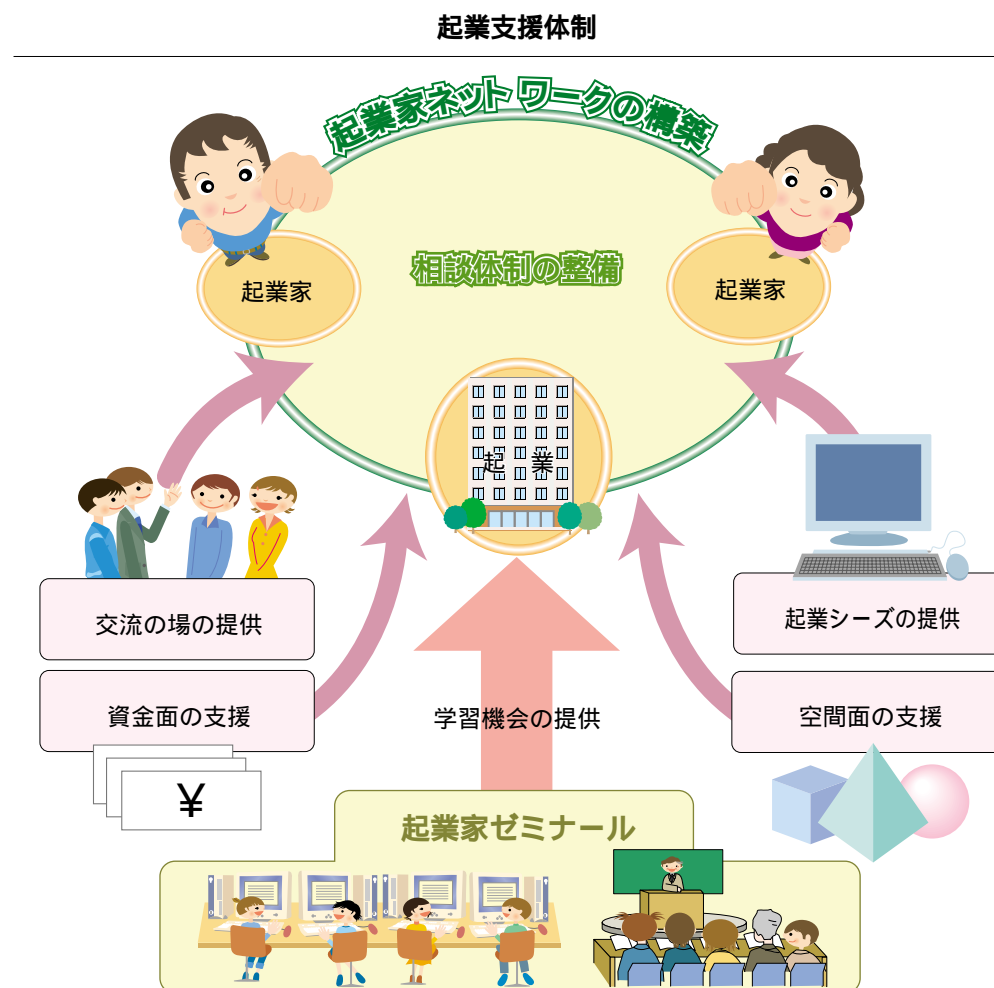
起業家ネットワークの構築

起業を志す人々や起業後間もない人々同士の交流の場を提供していくとともに、グループ化によるネットワークを構築していくことで、起業家の仲間づくりを支援していきます。

また、起業意欲のある区民や学生なども起業家予備軍としての交流、グループ化を支援し、次代の起業家として育成していきます。

未来の起業家の育成

「少年少女発明クラブ(仮称)」の実施など、子どもの頃から起業家精神を培える環境を整備し、起業意欲のある人材の芽を育てていきます。



インターンシップ
学生・生徒が在学中から企業などで自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度。

IT(情報技術)
インターネットに代表される高度情報社会の基盤となる、総合的な情報・通信技術。

バーチャルセミナー
インターネットなどのネットワークを通じて、文字、音声、動画、静止画などを使ってパソコンなどの端末画面上で受講できる講習会。

マーケティング
消費者の求めている商品・サービスを調査し、供給する商品や販売活動の方法などを決定することで、生産者から消費者への流通を円滑化する活動。

7 新たなパートナーシップの確立

産業界の主体性を重視した行政システム

産業界との連携強化
戦略的政策形成

企業の機動性、柔軟性、創造性をより発揮できる多様な施策や産業像を提唱するため、区内産業や専門家、地域の産業団体などとの連携を強化し、戦略的な政策形成を行っていきます。

ネットワークの構築

区内の地域的な産業団体の発足や工業団体連合会などの統一的な産業団体の発足を支援し、相互にネットワークを構築していくことで、産業界と区との連携を深め、よきパートナーとして効率的な産業政策を実施していきます。

区民参加による産業振興

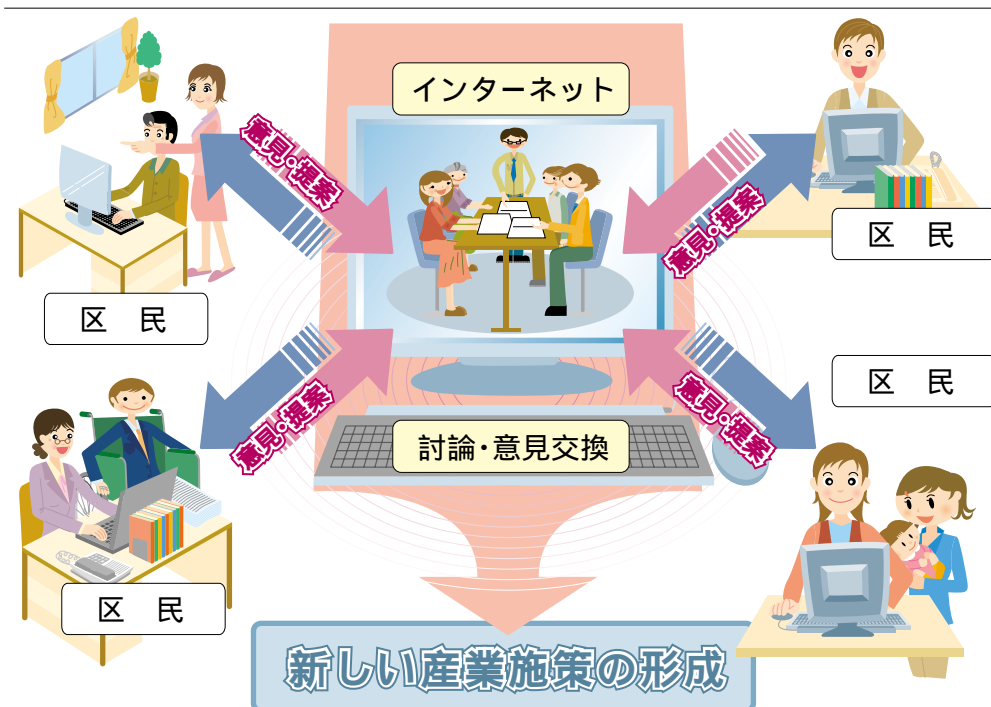
産業政策に区民の知恵やアイデアを活かせるように、情報技術などを活用し、多くの意見を幅広く収集できるしくみを構築していきます。

また、消費者センターとの連携を深め、消費者ニーズを産業活動や産業政策に反映させていくことで、消費者と産業界、行政の良質な関係を構築していきます。

産業振興センターの有効活用

産業振興センターの有効的な活用方法について、区内産業団体代表者や企業関係者などを交えた運営協議会を設け、時代のニーズに合った新たな産業振興拠点としての役割を担えるように検討していきます。

新しい区民参加の方式



パートナーシップ
提携、協力関係、連合、共通の目的のために共同で取り組む相互関係。

消費者センター
相談、情報提供、啓発、消費者活動の支援、消費者利益の擁護などを通じて、消費者自身が消費生活において主体性、自主性をもって行動できるよう援助する施設。

8 働く意欲あふれる環境づくり

働く意欲あふれる環境づくりの推進

区内中小企業の人材確保・育成支援

区内中小企業による優秀な人材の確保と育成、若手労働力の定着を図っていくため、国や都などとの連携を強め、区内中小企業のPR強化、若手従業員の研修制度などの充実を図っていきます。

区内中小企業で働く人々の支援
働く人々の福祉の向上

区内中小企業で働く人々の福祉の向上のため、総合文化センターやコミュニティ会館などの区の施設を企業の福利厚生事業に活用してもらうなど、さまざまな事業の推進に努めていきます。

また、労働衛生の向上のため、江戸川地域産業保健センターなどと連携を図り、区内中小企業で働く人々に対して健康指導や健康相談などを行っていきます。

労働環境の向上

区内中小企業で働く人々が良好な労働環境で働くことができるように、国や都などと連携を強め、必要な情報の提供などを行っていきます。

職業相談の充実

区内中小企業で働く人々の労働意欲を高めるため、国や都などと連携し、専門の相談員による職業適性相談やキャリア診断、適職アドバイスなどの総合的な相談体制の整備に努めていきます。

共済制度の加入促進

区内中小企業で働く人々の退職後の生活の安定を図っていくため、退職金制度をもつことが困難な中小企業に、勤労者退職金共済機構が行っている制度の周知を図り、その加入の促進に努めていきます。また、家内労働者対策として、労災保険への特別加入や傷病共済への加入など、諸制度の啓発と普及に努めていきます。

みんなを支える区内産業



江戸川地域産業保健センター
小規模事業所の事業者及び労働者に対する産業保健サービスを充実させることを目的として設置されている施設。

キャリア診断
求職者のこれまでの経験（学歴、職歴、資格など）が、希望する職種に求められる資質を備えているかどうかを診断すること。

適職アドバイス
求職者の自己分析を手伝い、個性や適性にあう職業・職種に関する助言を行うこと。

勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済制度を運営し、あわせて中小企業者及びその雇用する従業員の福祉の増進を図るために必要な施策を行うことを目的として設立された厚生労働省所管の政府関係特殊法人。

多様な就業の場の確保と支援

雇用の拡大

新規・成長分野事業による雇用の拡大

新規・成長分野事業の起業や事業化を支援し、新しい雇用の拡大に努めていきます。
また、ネットワークの構築により、情報交換や人材交流を活発化させていくことで、事業環境の向上に努めていきます。

NPO やワーカーズ・コレクティブ などの支援

NPOやワーカーズ・コレクティブなどを新たな雇用の場と位置づけ、区民への情報提供などを通じ、団体の育成や人材の確保を支援し、雇用の拡大に努めていきます。

また、テレワーク やワークシェアリング、短時間労働などの新しい働き方、多様な就業のしくみの普及に努め、いきいきとした生活、働く意欲にあふれた事業環境、就業環境の実現を図っていきます。

キャリアアップ支援

就労相談の機会の充実

求職者の求める身近な場所での求職相談に対応するため、国や都による就労相談を補完し、中高年齢者や女性を中心とした職業相談などの充実に努めていきます。

職業能力の開発支援

区内中小企業で働く人々が、産業構造の変化や技術革新のスピードに対応した職業能力を身につけられるように、国や都などと連携し、各種セミナーなどを充実していくとともに、目的と能力に合った職業訓練が受けられるようにしていくことで、雇用の流動化にも対応できるようにしていきます。

多様な就業の場の確保と支援

NPO

Nonprofit（または Not-for-profit）Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

ワーカーズ・コレクティブ

雇う・雇われるという関係ではなく、社会的・経済的自立をめざす人々が集まり、それぞれが協同で出資した事業主として、地域に開かれた働く場をつくり、事業を行う組織。

テレワーク

パソコンなどの情報通信機器を利用し、事業所や顧客先などの物理的条件に拘束されず、遠く離れたところで仕事を行う就業形態。

ワークシェアリング

従業員一人当たりの労働時間を減少させることで雇用水準を維持する政策手法。仕事と家庭を両立できる働き方としても注目されている。



第2章 基本計画の内容

第6節 区民の暮らしを力づくよく支えるまちづくり

第6節 区民の暮らしを力づくよく支えるまちづくり

施策の背景

江戸川区は、区民と力をあわせて、国や都などの事業を積極的に導入し、総合的・計画的に、安全で快適な暮らしやすい理想のまちづくりを進めてきました。この成果として、目標としてきた環境が着実に整いつつあります。

これからは、都心から至近にある都市の利便性を活かしながら、本区の資源と個性を活用し、6地域の身近な生活圏で、住み、働き、学び、楽しむなど満足感をもって生活でき、この生活圏を基に、さまざまな交流を深めつつ、文化、スポーツ、レクリエーション、健康などのニーズを幅広く充足でき、生涯住み続けられる魅力的な都市として江戸川区を築いていくことが大切です。

そのためには、主人公である区民がまちづくりに積極的に参加していくことが重要です。

1 都市基盤の充実・質の向上

本区は、住宅と工業、商業、農業などが共存する職住近接の都市です。これからも、長期計画のまちづくり分野を担う「江戸川区街づくり基本プラン」を基とした計画的なまちづくりを進め、安全で魅力ある都市の形成をめざします。このため今後とも、社会経済状況の変化や価値観の多様化に的確に対応しながら、区民生活の質が高まるような土地利用や市街地整備などを進めていくことが大切です。

都市基盤が整いつつある本区において、これからのまちづくりは、区民が主体的に活動し、地域毎に将来のまちの姿について区と認識を共有しながら、地区の個性に応じた区民発意のまちづくりを進めていくことが必要です。また、生活圏を基礎としたコミュニティが深まるように、個性あるまちづくりを進めていくことが重要です。

さらに、「江戸川区街づくり基本プラン」は、まちづくりの進展や社会経済の環境変化などにより、弾力的に見直しを行うことが必要となります。

2 利便性の高い道路、交通、情報ネットワークの整備

都市計画道路は、防災性の向上や住環境の改善、適正な交通機能など多くの役割があり、安全で快適な都市づくりを進めるうえで、ネットワークを充実させることが大切です。そのため、未完成部分についても、今後とも着実に整備を続けていくことが必要です。

また、主要道路や橋梁の防災面、日常面でのネットワークを強化するためには、整備並びに機能向上を欠かすことは出来ません。

区内を通る5本の鉄道路線は、東西方向には大変便利ですが、それらを南北につなぐ路線がありません。今後、首都圏全体の中で、その実現に向けて取り組んでいかなければなりません。

バス交通は、区民にとって身近な公共交通手段であり、今後とも区民の利用実態にあった利便性の向上を図ることが大切です。

自転車は、平坦な地形の本区にとって、通勤・通学や買い物などの交通手段として大変便利であり、自動車に比べて環境にやさしい基礎的な交通手段として今後ますます大切となります。このため、駐輪場整備や放置自転車対策、安全快適な走行空間の確保な

江戸川区街づくり基本プラン
江戸川区の総合的かつ継続的な街づくりの方針を示したもので、平成11年2月策定。

ど、いっそうの自転車の利用環境への取組みが必要です。

高度情報化については、携帯電話やパソコン、インターネットなどの発達によって、区民の生活や産業活動に大きな変化をもたらしています。区民生活の利便性を高め活力あるまちづくりを進めるため、行政の電子化が急務となっています。同時に、情報通信基盤整備が必要です。

3 地域の魅力を高めるまちづくり

本区は親水公園、親水緑道、緑道や街路樹など水と緑の環境づくりを進めてきました。これからは、区民一人ひとりの発想と行動を活かしながら「水と緑のまちづくり」に取り組み、区民と区が協働し、水と緑を楽しみ、育て、愛するいきいきとした暮らしを実現することが大切です。

本区の特長である河川においては、快適な水辺環境が整いつつあります。河川空間は魅力ある環境資源であり、水面利用をはじめとする豊かな水辺環境を日常生活に生かすとともに、自然と共生するための貴重な空間として、保全や自然環境の回復に努めていくことが必要です。

また、これからは地域の特性を活かした個性ある景観形成を推進していくことも必要です。駅周辺や商店街が地域の顔にふさわしい都市景観となるよう整備を進めるとともに、美しくうまいのある都市景観づくりのためには、建物の外観デザインの周辺環境との調和や電線類の地中化を積極的に進めることが重要です。

住宅は、区民生活の最も基本的な要素のひとつであり、永く快適に暮らし続けることができる住宅が必要とされています。そのため、多様で良質な住宅が供給されるしくみづくりに取り組むことが大切です。

さらに、誰もが交通事故や犯罪被害に遭わず、安心して暮らせることを望んでおり、交通安全施設の充実や交通安全啓発、地域ぐるみの防犯まちづくりを進めることが必要です。

そして、まちの魅力を高めるために、心身ともにリフレッシュできるような歩いて楽しめる空間づくりを進めることが求められています。

4 安全で災害に強いまちづくり

安心して住み続けていくためには震災や風水害などの災害に強いまちをつくるのが重要です。そのため、木造密集市街地の改善を行うなど都市基盤を整備していくことが必要です。

また、都市化の進展による都市型水害に対する適切な対応を行うことが大切です。さらに、災害時の対策として、貯水槽の確保や備蓄物資、防災無線の整備などを充実していくとともに、実際の被害を想定しながら、避難所の設置、医療救護所の設置も含め、合理的かつ効果的に配備・配置していくことが求められています。

そして、「自らの生命は自らが守る」という自己責任に基づく自助、「自分たちのまちは自分たちが守る」という助けあいの原則に基づく共助の意識による十分な備えを行うことが重要です。特に、高齢者や障害者などの要援護者の安全確保については、共助による地域ぐるみの支援活動が必要です。

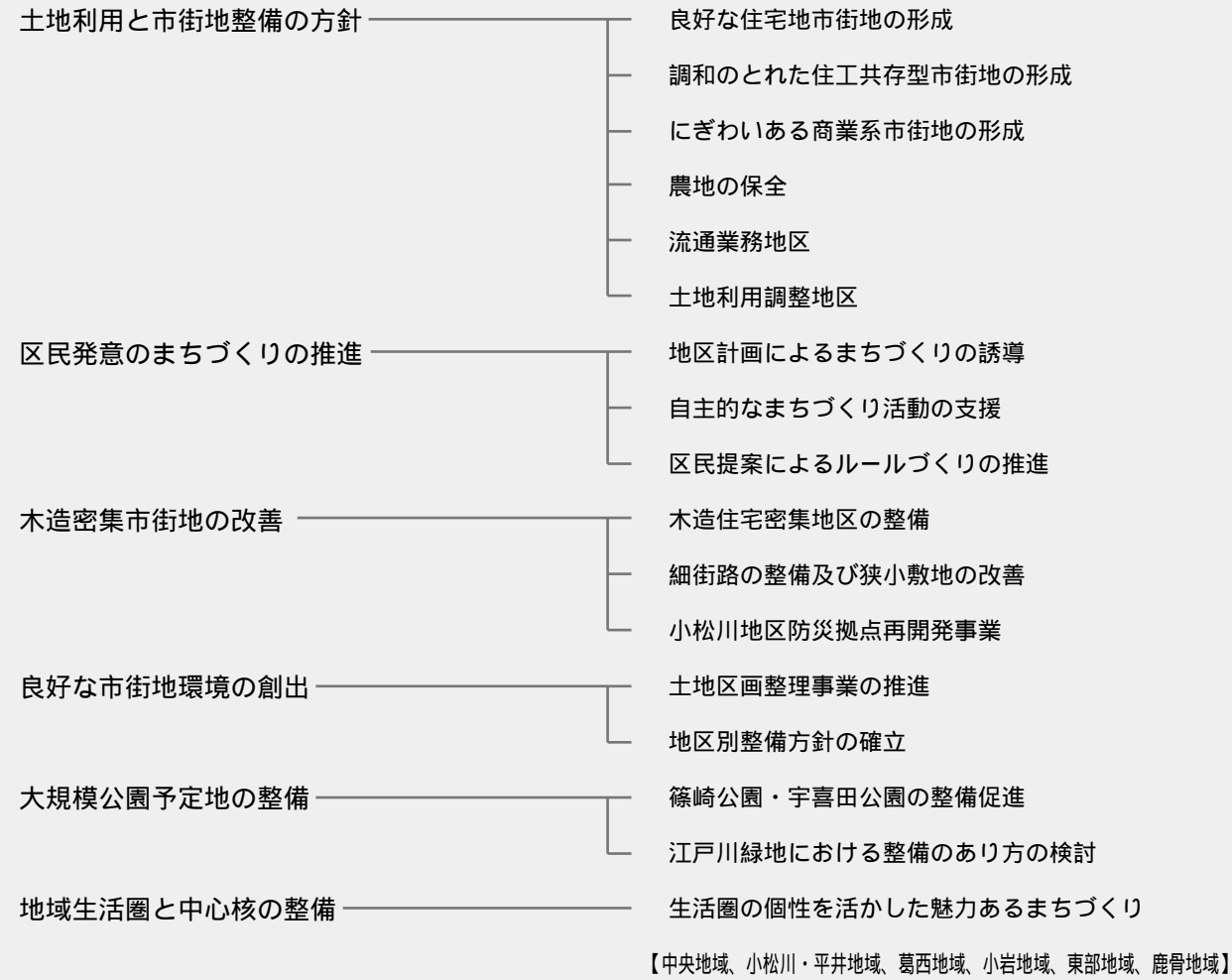
インターネット
世界中のさまざまなコンピュータネットワークが相互に接続されることにより形成された情報ネットワーク。

木造密集市街地
木造住宅の密集度が高く、その中に老朽住宅が相当数含まれ、道路等の公共施設整備の水準が低く、防災危険度が高い地区。

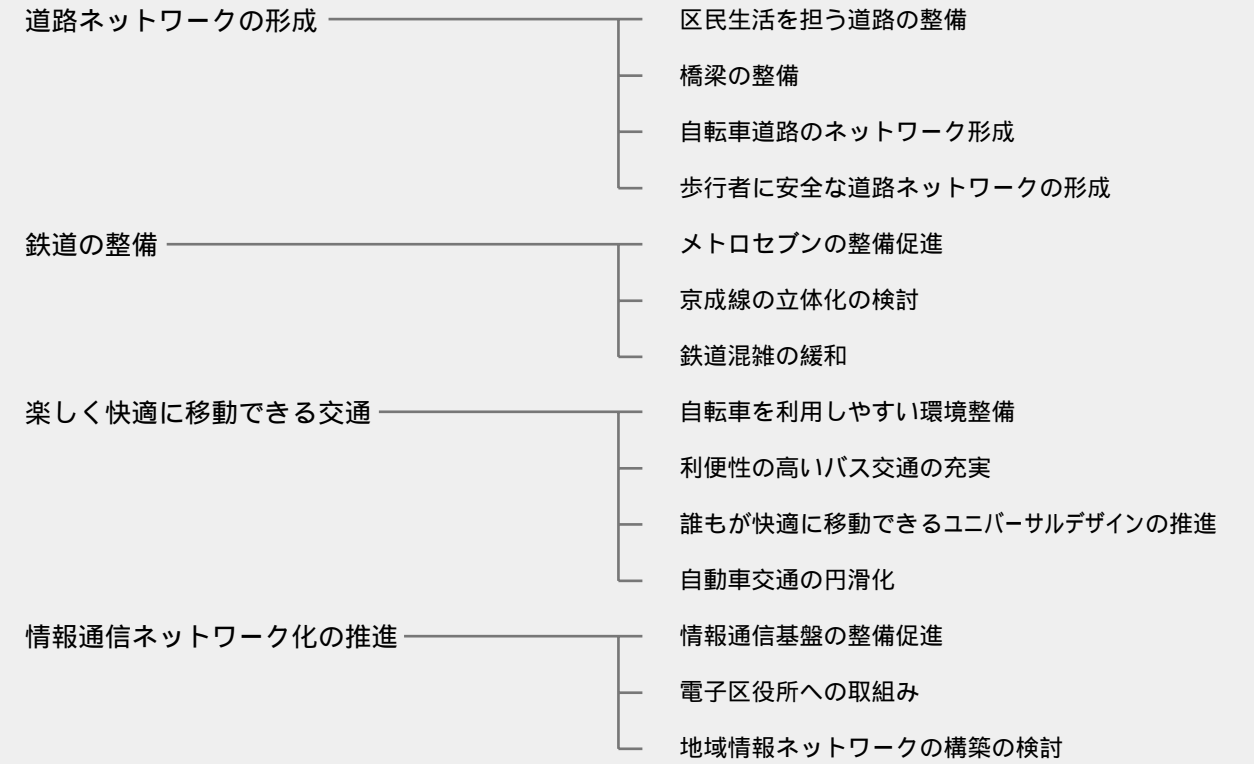
都市型水害
都市への集中豪雨などにより、地下街や地下室などに被害をもたらす水害。

施策の体系

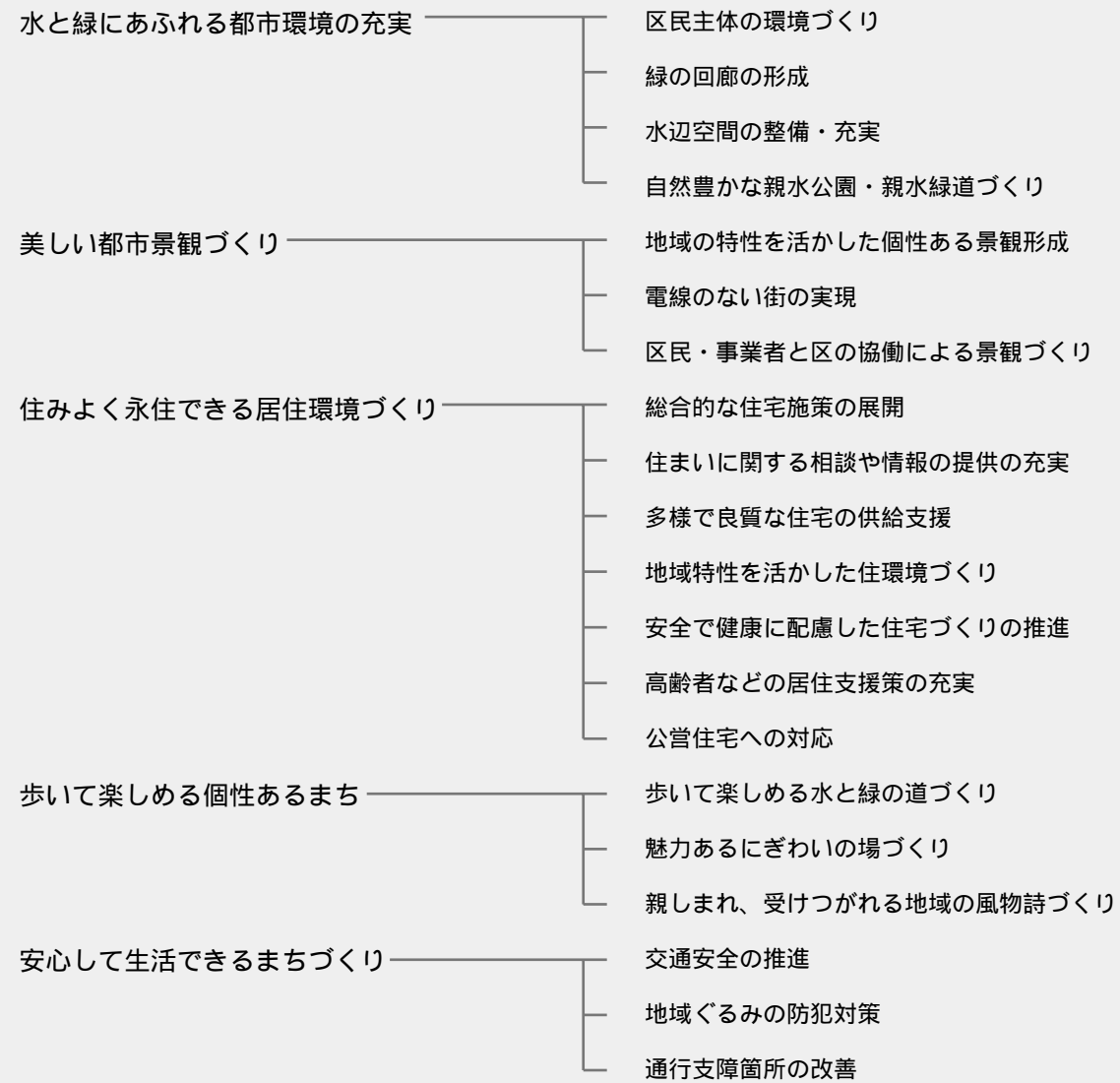
1 都市基盤の充実・質の向上



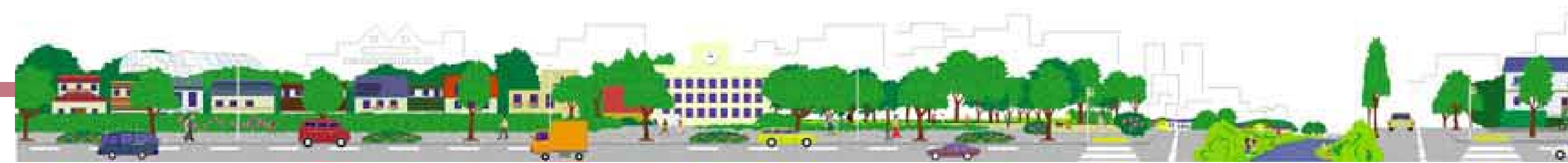
2 利便性の高い道路、交通、情報ネットワークの整備



3 地域の魅力を高めるまちづくり



4 安全で災害に強いまちづくり



施策の内容

1 都市基盤の充実・質の向上

土地利用と市街地整備の方針

良好な住宅市街地の形成

低層住宅地は、地域地区 指定、地区計画 、建築協定 などにより、土地の細分化防止や建ぺい率 、高さの規制を図り、良好な環境を保全・育成します。生活道路が不足している地区においては、道路拡幅など、既存道路の改良を進めます。また、道路などの都市基盤が未整備な地区は、建替え時のセットバック を指導することで道路整備を図ります。さらに、狭小宅地は、敷地の買い増しを誘導します。

一般住宅地においては、住宅地にふさわしい良好な住環境を創出及び保全するため、地区計画の導入により基盤を整えつつ、建物の高さなどきめ細かく土地利用を定めます。また、ミニ開発 などの狭小宅地を改善するため、細街路 の整備に併せた建物の共同化による周辺環境と調和した高度利用や敷地の買い増しを誘導します。

中高層住宅地においては、店舗、事務所などと調和した利便性の高い住宅地として、住環境悪化防止のための対策を講じていきます。

これらの方針に基づき、木造住宅密集地区を改善し、住宅地における建物の高さを意識した調和のとれた美しいまち並みの形成に努めます。また、まとまった土地を開発する場合は、周辺の環境と調和のとれた住宅形態や住環境が形成されるよう誘導します。

調和のとれた住工共存型市街地の形成

住宅と工場・倉庫などが混在している地区については、土地利用方針及び用途地域指定の状況を考慮し、地区計画などによるきめ細かい地区ルールづくりを進め、住工が共存する環境を整えていきます。

既に住居系への土地利用転換が図られている地域については、地域の実状を考慮しながら、住環境の保持のため適正な土地利用の誘導を図ります。また、工場移転などによる集合住宅などへの土地利用転換が図られる場合には、周辺環境との調和に十分に配慮します。

にぎわいある商業系市街地の形成

主要鉄道駅の周辺は商業や交通の拠点となる地域中心核として、周辺環境と調和した高度利用を誘導し、にぎわいある商業機能、事務所などの業務機能の充実を図ります。また、建物の不燃化を促進し防災性の向上を図ります。

近隣型商業が集積する地区では、地元に着した近隣商店街の維持、育成に努めながら、周辺住宅地と調和した商業系市街地の形成を図ります。

幹線道路沿道において環状7号線、京葉道路などは、広域幹線道路としての特性や立地性を活かした商業、業務、流通の立地を図ります。また、船堀街道、柴又街道、今井街道、千葉街道及び補助120号線の沿道は、交通利便性を活かし、商業やサービス施設の立地を図るとともに、都市型住宅を整備し、にぎわいある周辺環境と調和した高度利用複合市街地を形成します。さらに、沿道における建物の不燃化と適正な高度利用を促進し、延焼遮断帯の形成と後背地への道路騒音の緩衝帯を形成します。

農地の保全

農地は、生鮮野菜などの供給のみならず、都市にゆとりやうるおい空間を演出し、防災機能をもたらします。このため、可能な限り生産緑地 地区指定への働きかけを行うとともに、営農環境の保全策について検討を進めるなど都市農業の保全・継承に努めます。

流通業務地区

流通業務地区においては、東京東部の流通拠点としての環境を維持するとともに、時代変化に応じた施設の更新などにより高機能な物流拠点としての整備を図ります。

土地利用調整地区

西臨海公園駅北側地区をはじめ、今後大規模な都市的機能の配置が考えられる地区は、立地特性、機能特性を活かし、周辺市街地との調和に十分配慮し、周辺地区の環境形成と活性化に貢献するよう、適切な誘導を図ります。



生産緑地

災害防止などに効用があり、かつ公園・緑地等の公共施設用地として適する500m²以上の区域を区が指定している地域地区の一つ。指定後は原則30年間、所有者は農地としての管理が義務づけられ、その他の利用が制限される。

地域地区

都市計画区域内の土地を利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課すことにより、土地の合理的利用を図るもの。

地区計画

小規模な地区を対象として、用途地域では決められない詳細な土地利用、建築の形態などを決める計画。計画の策定過程で住民参加が行われるように定められている。

建築協定

土地所有者等の全員の合意によって建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠などの基準を定めた協定。

建ぺい率

建築基準法に基づく建築物の形態制限の一つで、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。

セットバック

指定された壁面線に沿って建築物を建てたり、細街路(幅員4m未満の道路)を拡幅するために、現在よりも後退して建築物などを設置すること。

ミニ開発

大都市やその近郊に見られる小規模な木造戸建て住宅群の開発。

細街路

幅員4m未満の道路。

用途地域

住宅・商店・工場などが混在して立地するのを防ぐため、地域ごとに建てられる建物の種類を規制したもの。

区民発意のまちづくりの推進

地区計画によるまちづくりの誘導

木造密集市街地の中で住民のまちづくり活動への気運の高い地区、土地区画整理事業が事業中の基盤整備が進んでいる地区、都市計画道路事業にあわせた一体的なまちづくりを進める必要がある地区、一定の基盤が整っているものの効果的な土地利用が図られていない地区、良好な市街地環境を保全する地区については、住民合意を基本とした地区計画制度を積極的に活用し、地区の将来像にふさわしい建築物の建替えの誘導や住環境整備事業の導入などにより安全で快適なまちづくりを推進します。

自主的なまちづくり活動への支援

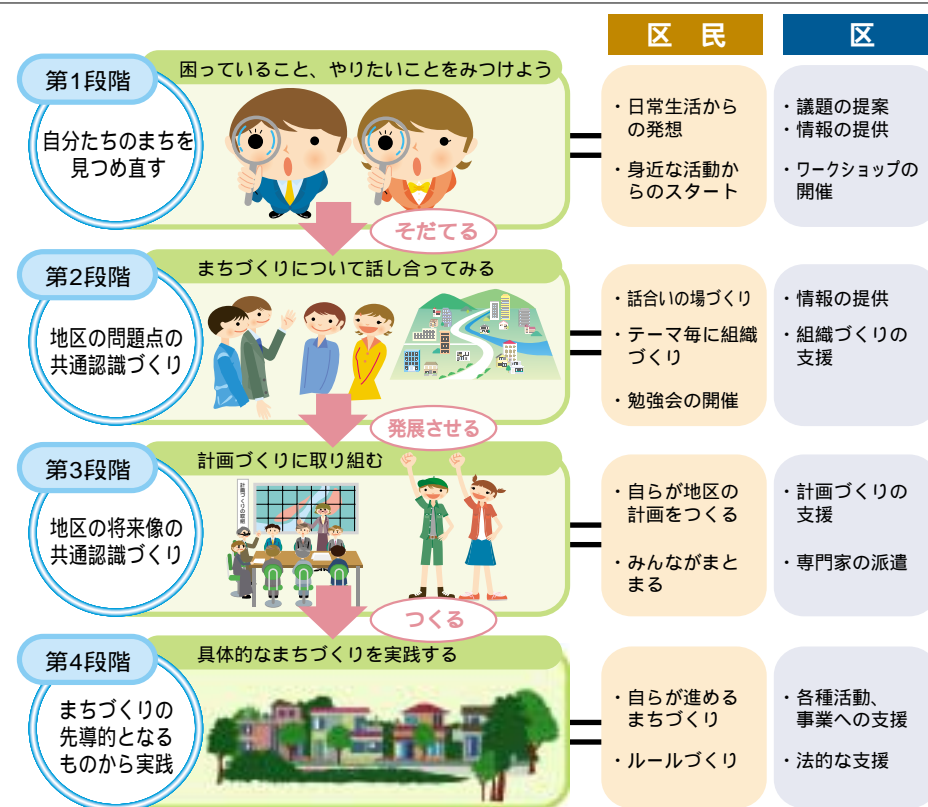
自主的なまちづくりをより促進するためのしくみづくりを行うとともに、まちづくりの主人公である区民が主体的に活動し、まちづくり協議会やワークショップなどをおして“その地区らしい”個性あるまちづくりを進めます。また、建築行為などあらゆる機会をとらえて、区民・事業者・区の三者が地区の将来像などまちづくりを話しあう場の設定に努めます。

さらに、まちづくりの専門家などを派遣するとともに、情報技術を活用した情報ネットワークづくりを進めます。

そして、地区の歴史や現況を知る“我がまちマップ”の提案など、子どものうちからまちを見る目を養うため、小中学校などと連携した取り組みを進めます。

区民提案によるルールづくりの推進

住み続けたい区民の気持ちを大切に、区民提案による地区計画、建築協定などのルールづくりの推進を図ります。



木造密集市街地
木造住宅の密集度が高く、その中に老朽住宅が相当数含まれ、道路等の公共施設整備の水準が低く、防災危険度が高い地区。

土地区画整理事業
土地所有者などから土地の一部を提供してもらい、道路や公園などに活用し、市街地を面的に整備することで居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化し利用増進を図ることを目的とした事業。

住環境整備事業
住宅事情の改善と公共施設などの生活関連施設の整備を行う事業。

ワークショップ
計画づくりなどにおいて、多様な人々が参加して、地域課題の整理や解決方策などを検討する共同作業。

木造密集市街地の改善

木造住宅密集地区の整備

木造住宅密集地区は、区民と区の協働によるまちづくりを推進し、これまで培われてきたコミュニティのよさを活かしながら、効果的な取り組みにより、防災性及び居住環境の向上を図ります。このため、優良建築物等整備事業による共同化や敷地の買い増しを図ることなどにより、老朽建築物の建替えを促進します。さらに、密集住宅市街地整備促進事業などにより細街路の整備を進めます。

防災都市づくり推進計画に基づく地区

区と都が一体となって定めた「防災都市づくり推進計画」における防災性の向上を早急を図るべき「重点整備地域」の南小岩、松島、平井地域において密集住宅市街地整備促進事業を実施し、基礎的な安全性の確保を図ります。

まちづくり事業に関連した地区

一之江、春江町や西瑞江など都市計画道路事業などのまちづくり事業に関連している地域や住民のまちづくりへの気運が高まっている地域については、住民の主体的取り組みのもとにまちづくり計画を策定し、地区計画によるルールづくりを行い各種支援事業の活用によって、住環境の向上を図ります。

細街路の整備及び狭小敷地の改善

総武線沿線の早くから市街地を形成した地域や耕地整理事業などによる農業基盤を前提とした地域や昭和40年代の市街化が急速に進んだ木造密集市街地においては、地域の安全性や快適な住環境づくりをするため、建築物の建替えなどの機会をとらえ細街路の拡幅整備を図ります。特に、地区における利用状況により必要性の高い路線や角敷地などの重要な箇所については、効果的な方策を検討して拡幅に努めます。

また、密集住宅市街地整備促進事業などの施行区域では、細街路を一定の間隔で骨格路線と位置づけ、建替えを促進し拡幅を進めます。

そして、狭小敷地については、敷地や建物の共同化及び街づくり宅地資金貸付制度を活用した敷地の買い増しなどを促進し、その解消に努め、地域の安全性や快適な住環境づくりを進めます。

小松川地区防災拠点再開発事業

防災性の向上のため整備中の小松川地区防災拠点再開発事業については、未着工住宅街区の整備並びに京葉道路の拡幅工事を促進し、暮らしやすい市街地環境の早期整備を要請します。

優良建築物等整備事業
既成市街地において、土地利用の共同化や高度化などに寄与する優良建築物の整備促進を図ることにより、市街地環境の改善と住宅供給などを促進する事業。

密集住宅市街地整備促進事業
老朽木造住宅が密集している地区において、道路や公園等の公共施設、生活環境施設の整備や老朽木造住宅の建替えなどを促進し、居住環境の向上や良質な住宅供給を行う事業。

良好な市街地環境の創出

土地区画整理事業の推進

瑞江駅、篠崎駅、一之江駅周辺で施行中の各土地区画整理事業については、早期完成に努め、地区計画や共同建替えなどにより良好な市街地環境の創出を図ります。

また、葛西、東葛西の組合施行による土地区画整理事業については、早期完成をめざし支援していきます。

地区別整備方針の確立

土地区画整理事業を施行すべき区域 など面的な基盤整備が未実施、または不十分な地区については、区民との協議により整備方針を定め、土地区画整理事業に限らず、地区計画などにより、生活道路、公園などの市街地整備と良好な住環境整備を進めます。なお、都市計画道路事業などの重要な公共施設整備を含む地区や、防災上危険性の高い地区については、重点的に整備方針を検討します。

また、土地改良事業により土地区画整理事業に準じた基盤整備が行われた地区については、区民との協議により地区計画など整備方針を検討し、適正な土地利用の促進を図ります。

大規模公園予定地の整備

篠崎公園・宇喜田公園の整備促進

大規模公園は、都市計画公園としてうおいややすらぎを与える都市の緑の拠点であるとともに、都市における防災拠点としての機能ももちます。

このため、篠崎公園については、周辺の道路整備、市街地整備の計画との整合を図り、事業の実施時期、施設内容など、整備の見通しについて早期に明らかにするよう都へ要請します。なお、補助288号線は、篠崎公園の一体性や道路整備を考慮に入れた計画路線の見直しを検討します。

また、宇喜田公園については、現況の利用形態を十分に考慮した公園整備を都に要請します。そして、船堀街道西側部分については、周辺市街地整備と整合した公園整備を要請します。

江戸川緑地における整備のあり方の検討

高規格堤防 の整備や周辺市街地の整備の方向づけとも調整を行い、地域の実態を踏まえ整備のあり方を検討します。



土地区画整理事業を施行すべき区域
戦災復興のもと市街地の拡大を抑制するために緑地として整備することを指定された旧緑地地域の解除にともない、土地区画整理事業により基盤整備水準を上げる予定地域として指定された区域。

高規格堤防（スーパー堤防）
河川後背地の再開発などと併せて堤防背面の盛土を行い、耐震性及び親水性の向上を図った堤防。

地域生活圏と中心核の整備

生活圏の個性を活かした魅力あるまちづくり

区内には多様な区民生活に応じた重層的な生活圏が形成されています。また、それぞれの地域ごとに個性ある街並みや歴史などが息づいています。今後は、多様化した区民生活の共通舞台として、区内6つの地域がそれぞれ快適性、利便性、安全性を高め、区民が誇りと愛着をもって生活できるよう、地域中心核の整備を進めながら生活圏の個性と魅力あるまちづくりを推進します。

中央地域

情報・文化の発信基地としてのまち

区役所周辺は、区役所をはじめとする行政機関の集積と、総合文化センター、中央図書館などの施設や親水公園の存在する地域として、快適な中に文化性を高めるとともに、情報・文化の発信基地としての機能を強化していきます。

道路利便性の高い住みやすいまち

京葉道路小松川立体の整備を促進し、千葉街道、補助286号線、288号線などの整備を進め、中央地域全体の利便性を高めるとともに街路樹などにより快適性の向上を図り、いっそう住みやすいまちづくりを進めます。

にぎわいと魅力ある商店街のまち

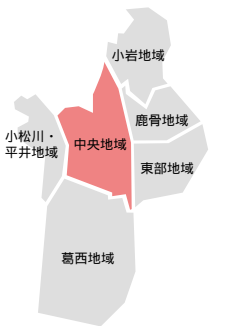
一之江駅周辺は、土地区画整理事業により駅前広場などの都市空間や地下駐輪場を整備するとともに、環状7号線と今井街道の結節点としての良さを活かし、商業・業務機能などの進出を誘導し、にぎわいと魅力ある地域中心核の形成を促進していきます。

船堀街道や松江地区の商店街などは、地域に高齢者が多くなるなかで地域に役立つ商店街として振興を図るため、情報化の整備を促進するとともに、歩きやすい歩道やポケットパーク の整備を進めます。

また、個々の商店の更新や建替えに併せた建物のセットバックの誘導、共同店舗化などにより、特色のある商店街を形成し、にぎわいの維持を図ります。

さらに、同潤会通り、松島通り、鹿骨街道、はなみずきロードなどの地域に根ざした商店街は地域住民の日常生活を支えるとともに、人々の交流の場として、快適な歩行者空間の創出と周辺住宅地の環境に配慮した商業環境の充実を図ります。

そして、家電や飲食など自動車利用型の大型店舗の立地する環状7号線、京葉道路、船堀街道などについては沿道型の商業・サービス施設などの土地利用を誘導します。



ポケットパーク
都市生活の中でちょっとした潤いや休憩のために整備された小規模な空間。

さまざまな住まいが調和した安全で住みやすいまち

木造密集市街地では、中高層住宅と低層住宅の調和を図りつつ、耐火建築物への建替え、敷地の共同化などの促進により、住環境を改善し防災性の向上を進めます。一之江駅西部土地区画整理事業地区においては、事業の円滑な推進を図るとともに整備された基盤を活かした利便性の高い多様な機能の共存した住宅地を形成します。そして、それ以外の地域においては、地区計画などにより低層住宅と中層共同住宅の調和した住宅地への誘導を図り、良好な住環境をめざします。

住宅と工場などの生産環境が混在する地区については、道路整備を進め、流通、輸送機能を向上させるとともに、地区計画などにより、工場と住宅が共存できるルールづくりを進めます。

環状7号線、京葉道路、船堀街道の沿道は、交通利便性を活かし、商業やサービス施設の立地を図るとともに、都市型共同住宅を整備し、にぎわいのある高度利用複合市街地として建築物の不燃化と高度利用を誘導します。

せせらぎと緑のあるまち

緑道をいっそう充実し、親水公園とのネットワークにより環境の向上を図ります。また、小松川境川、一之江境川親水公園などは自然を活かした空間として沿道建築の修景や緑化により、うるおいのある環境づくりを進めます。

新中川をボートやレガッタなど水上スポーツに親しめる身近な親水空間として活用するため、河川敷整備を促進するとともに、水門や網舟などの多様な河川空間や文化資源を活かした景観形成を図ります。

小松川・平井地域

にぎわいと界隈性のあるまち

平井駅周辺は、駅の南北に立地する商店街それぞれの特色を活かした楽しいにぎわいのある空間づくりと住民の利便性の向上を促進します。

楽しさと快適性、利便性を高めるための広場、歩行者優先道路などの整備を推進していくとともに、地域の歴史資源をつなぎ、回遊性の向上を図り、地域中心核の機能をいっそう高めていきます。

安全で楽しさのあるまち

小松川地区防災再開発事業の早期完成を促進します。また、東大島駅周辺や防災再開発内の住民の日常生活を支える商店街などの振興と人々の楽しさとふれあいの場となる広場、道路などの整備事業を進めます。

良好で住みやすい住宅のまち

木造密集市街地については、都市計画道路を整備し、地区計画や建替え時のセットバック誘導により安全で快適な住宅地を形成します。また、街区が整っている地区については、良好な基盤をもとに平井駅周辺の商業地と調和のとれた住宅地を形成します。そして、住工混在地区は、都市計画道路の整備を進めるとともに地区計画による基盤整備を検討し、住工共存市街地の形成を図ります。テクノタウン などの工業流通地区は、

テクノタウン
(小松川テクノタウン)
亀戸・大島・小松川市街地再開発事業
業地内にできた集合工場地区。

工場の生産環境を維持していきます。

京葉道路、蔵前橋通り、補助120号線の沿道は、主として流通、業務、住宅などの立地を誘導するとともに、周辺市街地に調和した高度化による沿道の不燃化を促進します。

親水空間に囲まれた水と緑豊かなまち

大島・小松川公園周辺は、高規格堤防や連絡橋及び散策路の整備により、一体性のある整備を行います。荒川河川敷は、千本桜事業の推進やスポーツやレクリエーション機能の充実を図るとともに、ピオトープ など自然環境を創出し、水辺にうるおいを持たせ、親しみのある環境整備を進めます。そして、水上バス発着所、シンボルツリー周辺を水と緑の拠点とするとともに、平井駅からのアプローチ 空間を整備します。

旧中川は、周辺の公園や建物との調和を図り、市街地と一体性のある整備を促進します。また、主要幹線道路の沿道は、街路樹の充実により豊かな緑の空間をつくるとともに、ポケットパークの整備など、うるおいのある環境づくりを進めます。

災害に強く快適なまち

補助120号線は、地域幹線道路として全線完成をめざし整備を促進します。また、高規格堤防については、地域のまちづくりと一体となった整備を促進します。

そして、地区計画や開発誘導により生活道路を整え、不燃建築物の誘導により防災性の高い住宅地を形成します。

葛西地域

人々が集う魅力とにぎわいのあるまち

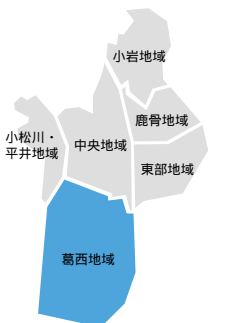
葛西駅周辺は、地下駐輪場の整備などにより、新しくなった駅前広場を中心に、新しい時代にふさわしい地域中心核として安全で安心できる、快適で利便性の高い地区をめざします。

葛西駅周辺は、環状7号線やバス交通など交通ターミナル としての機能の充実をいっそう図り、地下駐輪場の整備を推進するとともに、まちの発展や集う人々の増加に対応し、地域中心核として整備を進めます。

船堀駅周辺は、総合区民ホールを中心とし、利便性や快適性をいっそう高めるための周辺環境の拡充に努め、江戸川区の地理的中心にふさわしい魅力を高め、地域中心核として充実を図っていきます。

葛西臨海公園駅周辺は、東京湾の臨海エリアの魅力が高められるよう、海を臨む公園、水族園の入口となる都内唯一の特長を最大限活かせるような対応を進めます。また、特色ある駅としてその可能性が十分に発揮されるよう、利便性の面で開発を積極的に図り、魅力ある交通拠点としていきます。

そして、中高層の集合住宅や業務系ビルが建ち並び、区の最大の人口が集まり、商業、事務所、事業所の集積がいっそう進むなかで、葛西臨海公園、水族園、観覧車、球技場、陸上競技場、新左近川、なぎさ公園などの施設そのものを楽しめるとともに、緑道やサイクリングロードなどの充実により、快適に歩け、自転車やバスで回遊できる楽しい魅力にあふれた地域として整備を進めます。



ピオトープ
多様な生物が棲息できる生態系としての湖沼、湿地、草地、雑木林など。

アプローチ
ある場所へつながる道など。

ターミナル
多くの交通機能が集中して発着する場所。

水と緑の身近なまち

荒川や中川・旧江戸川・新川の広い水辺空間がより身近に楽しめるよう緩傾斜護岸や散策路などの水辺環境づくりを進めます。また、新川は「塩の道」としての歴史的な背景を生かした景観形成を図っていきます。

宇喜田公園については、現況の利用形態を十分に考慮した公園整備を都に要請し、船堀街道西側部分については、周辺市街地整備と整合した公園整備を要請します。江戸川緑地については、地域の実態を踏まえ整備のあり方を検討します。

交通利便性の高いまち

地域内の交通をスムーズにするため、放射16号線の都県橋整備を促進し、新川西水門付近の新設橋梁整備を都に要請するとともに、補助289号線の整備を進め、市街地環境の改善や道路ネットワークの充実を図っていきます。

また、首都高速葛飾江戸川線や湾岸線の渋滞を解消するため、東京外かく環状道路など首都圏における高速道路ネットワークの早期完成を要請していきます。

快適に住まえるまち

低層住宅地域は、それぞれの地域の特性を踏まえて、地区計画など各種手法により、また建替などの機会をとらえて細街路の解消などを進め、より良好な住宅地の形成を図っていきます。

中高層住宅地域は、住宅地としての土地利用を促進し、中高層住宅を中心とした、調和のとれたまち並みのある、利便性の高い住宅地を形成していきます。

住工混在市街地は、地区計画や生活道路の拡幅整備などにより基盤の整備水準を高めるとともに、地域の生産環境維持のために住工が共存する環境づくりに努めていきます。

多様な機能が集まるまち

葛飾西部地区における医療機関、娯楽・生活支援施設などの立地または立地が予定されている地区については、それぞれの特性を活かし、各種機能が発揮され住民に大きなメリットがもたらされるように、交通・情報などについての対応を進めていきます。

また、流通・研究などの業務地区及び工場地区は、地域の将来における変化・発展に適切に対応していきます。

小岩地域

魅力的な商店のあるにぎわいのまち

JR小岩駅周辺は、古くからの集積を活かした特色とにぎわいのある商業地を形成しています。南口再開発事業を促進するとともに、駅前広場の拡充や南北の連絡道路整備などの検討を進め、地域中心核としての整備を図ります。

京成小岩駅周辺は、都市計画道路や駅前広場のあり方を検討し、北小岩地区の拠点としての機能をもつ駅前商業地の形成を促進します。また、京成線は、沿線の道路整備や市街地整備にあわせ、立体化の検討を進めます。

住宅地にある地域に密着した商店街は、区民にとって便利な個性的で親しみある近隣商業地として整備に努めます。

安心して暮らせる落ち着いたまち

小岩北部の住宅地においては、地域地区指定、地区計画などによる建築物の規制などを図り、良好な住環境の確保・向上に努めます。

また、小岩南部の木造密集市街地については、生活道路を拡幅するとともに耐火建築物への建替えや敷地の共同化により住環境の改善を図り、災害に強い住宅地を形成します。

地域幹線道路の沿道地区では、都市計画道路の整備にあわせて、周辺環境と調和した沿道の高度利用を図り、延焼遮断機能を有した複合市街地を形成します。

緑と水辺空間の豊かなまち

江戸川や新中川は、スポーツやレクリエーション機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を活かした環境整備を進めます。親水緑道や公共の緑を一体的に活かし、水と緑のネットワークを充実するとともに、善養寺周辺では、「影向の松」や周辺の豊かな緑を景観資源として活かし、水辺からのアクセスの向上や駅からの案内サインの充実などにより、連続性のある環境整備を進めます。

東部地域

人々が交流する温かなまち

瑞江駅周辺は、土地区画整理事業を進め、地区計画などによりにぎわいのある商業地として魅力ある地域中心核づくりをしていきます。そのため、一定の高度利用による商業・業務機能の充実を図るとともに、地下駐輪場の整備など歩行環境などを含めた駅周辺の環境整備を進めます。

まち並みの整う住みよいまち

土地区画整理事業により基盤整備が整った地区は、地区計画により全体として調和のとれたまち並みを形成していきます。

また、木造密集市街地は、都市計画道路などの整備に併せ、地区計画などの導入により、生活道路の整備を進めながら、敷地の買い増しや建物の共同化により、住環境と防災性の向上を図ります。

緑と水辺のあるまち

ポニーランド、篠崎堤、水門や閘門、スポーツランド、今井児童交通公園、水上バス、サイクリングロード、親水緑道など江戸川や旧江戸川沿いにある多様な施設や資源をリンクすることにより、さまざまな楽しみにあふれた緑豊かな水辺環境の形成を進めます。

さらに、幹線道路は、その沿道に緑の軸を形成するよう街路樹などの充実を図ります。そして、篠崎公園予定地は、住民の生活再建に配慮した早期整備を都に要請していきます。

緩傾斜護岸

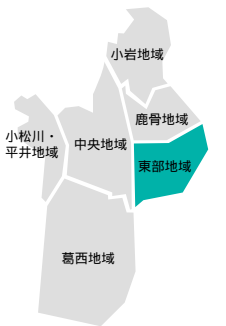
河川堤防の幅幅を広げ、勾配を緩やかにすることにより、耐震性、親水性を向上させた堤防や護岸。

塩の道

江戸時代下総国行徳で生産されていた塩を江戸市中に運んでいた航路や道。

東京外かく環状道路（外環）

都心から約15km圏の大田区から市川市に至る延長約85kmの環状道路。



アクセス

接近・到達、またはそのための手段。コンピュータ用語では、情報の出し入れを意味する。

道路交通の整ったまち

柴又街道は千葉県と連結する地域幹線道路として整備を促進します。また、補助285号線、288号線は地域を結び、市街地の骨格を形成する重要な道路であるため土地区画整理事業などに併せて整備を進めます。

地域生活に根ざした商店街のあるまち

地域生活に根ざした商店街が、住民の日常生活を支え、人々が交流する役割を保つため商業環境の充実を図ります。

鹿骨地域

花と緑と水辺が豊かなまち

花卉栽培や農地を特長ある地域資源として、生産緑地の指定、農地の保全や花の道など、個性あるまちづくりを進めます。また、農業試験場及び鹿骨事務所周辺は、花卉栽培や農地の集積を活かし、特色ある地域の顔づくりを進めます。

篠崎公園は、緑の拠点として区民生活をより豊かなものとするとともに、今後とも周辺市街地と調和した魅力ある公園整備として、住民の生活再建に配慮した早期整備を都に要請します。また、高規格堤防事業により江戸川と一体的整備を図り、区民まつりや花火大会など人が集まる場所にふさわしい水辺と緑豊かな拠点となる環境づくりを図ります。

都市的な快適空間のあるまち

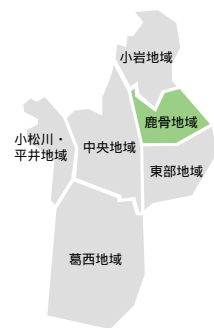
篠崎駅周辺は、地域の玄関口としての機能を高め、緑化や建築物のデザインなどにより、ゆとりある都市にふさわしい快適空間を創出し地域中心核として整備します。

良好な住宅地のまち

住宅地については、篠崎駅東部及び篠崎駅西部土地区画整理事業を進めるとともに、地域それぞれの基盤整備水準に応じて地区計画などにより、良好な住宅地の形成を図っていきます。

親しみのある商店街のあるまち

地域内の商店街は、それぞれの地区における個性や特色を活かし、日常生活を支える利便性に役立つ親しみのある地域商業地としての形成を図ります。



2 利便性の高い道路、交通、情報ネットワークの整備

道路ネットワークの形成

区民生活を担う道路の整備

幹線道路の整備

都市計画道路の整備については、広域幹線道路の京葉道路(亀戸・大島・小松川地区) の拡幅と放射16号線都県橋及び小松川立体、環状七号線の立体整備を促進します。そして、地域幹線道路となる補助線街路は、今後10年間に区施行5路線を新規に着手し、概ね20年を目途に全線完成をめざします。

また、区内道路交通網の機能効率を高める、区外における高規格幹線道路の3環状9放射の早期ネットワーク化、特に東京外かく環状道路、首都高速中央環状線、第二東京湾岸道路の整備促進を関係機関に要請します。

さらに、都市計画道路を補完する準幹線道路の特例都道450号線の整備を促進します。

幹線道路を補完する地域内主要道路の整備

地域内主要道路は、各地区のまちづくりや土地利用にあわせた整備手法を採用し、優先順位に沿って計画的に整備を進めていきます。

生活道路の整備

生活道路は、建替えや開発計画などと調整を図りながら、計画的に道路の維持管理を行い安全性・利便性の向上を図ります。また、住環境や防災面で課題のある細街路は、まちづくりや開発行為に併せ整備を推進します。さらに、細街路の中でも居住環境改善や防災性向上に役立つ路線は、優先的に拡幅整備に努め、特に細街路の入口となる位置にある角地の効果的な拡幅整備を検討します。

橋梁の整備

多くの河川に囲まれた本区にとって、橋梁は防災面や交通面において非常に重要な機能を果たします。

計画橋梁については、都市計画道路整備にあわせて江戸川区と千葉県を結ぶ橋梁や新川の新設橋梁の整備を進めます。

また、既存橋梁については、新中川の上一色中橋・松本橋について、取付道路の形態の見直しを図り架替るとともに、鹿本橋・春江橋・瑞江大橋については、今後の整備方針を検討します。

旧中川の中平井橋は、墨田区と共同で架替えます。また、新川橋は、護岸の親水化にあわせ整備を進め、新川西水門付近においては、新設橋梁整備を都に要請します。

さらに、荒川、江戸川などに架かる橋梁の歩行者自転車道の整備や、河川敷などへのアクセスなど既存橋梁の機能の充実を促進します。

3環状9放射
首都圏における環状部分と放射部分で構成される高速道路網。

東京外かく環状道路(外環)
都心から約1.5km圏の大田区から市川市に至る延長約8.5kmの環状道路。

第二東京湾岸道路
湾岸道路の南側に計画されている東京と千葉を結ぶ道路。

細街路
幅員4m未満の道路。

アクセス
接近・到達、またはそのための手段。コンピュータ用語では、情報の出し入れを意味する。

自転車道路のネットワーク形成

自転車歩行者道路や自転車レーンなど、自転車道路ネットワーク化を進めるとともに、違法駐車などをなくすことにより利便性や安全性の向上を図ります。また、レクリエーション活動が身近に行えるよう、本区の特徴である河川堤防上通路などを利用しサイクリングロードの充実を図ります。

歩行者に安全な道路ネットワークの形成

都市計画道路の整備による地域内の交通環境の変化にあわせ、歩道を整備するなど、安心して歩ける道路に改修します。見通しの悪い交差点の改善や、片側歩道の両側歩道化など、歩行環境の向上を図ります。また、公園、区民施設、文化財などを結ぶ、歩行者道路ネットワークの充実を図ります。



鉄道の整備

メトロセブンの整備促進

東京の再生という視点から、その機能と役割を整理し、事業主体や採算性などの課題を克服しメトロセブンを含む区部周辺部環状公共交通の整備を促進していきます。

京成線の立体化の検討

東京都、葛飾区、京成電鉄と連携を図り、まちづくり事業とあわせて、京成線の立体化の検討を進めます。

鉄道混雑の緩和

通勤・通学の混雑緩和を図るため、快速の停車をはじめダイヤ改正や車両の改善などを鉄道事業者に要請します。

楽しく快適に移動できる交通

自転車を利用しやすい環境整備

瑞江駅、一之江駅、葛西駅については、地下駐輪場の整備を進め、船堀駅、篠崎駅については、整備に向けて検討をしていきます。また、JR小岩駅では、再開発などのまちづくりとあわせ、駐輪場整備の可能性を検討します。

買い物や一時的な駅利用を目的とした駐輪需要への対応については、住民とのまちづくりの中で、協働の取り組みを進め、駐輪需要を発生させる施設の設置者などに対し、十分な収容能力を確保するよう駐輪場の設置を指導していきます。

また、自転車利用における安全走行や駐輪方法などのルールやマナーについて学ぶ機会を充実します。

さらに、放置自転車をなくし道路や駅前広場の適正利用を促す啓発活動を区民や関係機関と協力して、多面的かつ継続的に行い、「迷惑駐輪のないまちづくり運動（仮称）」を推進するとともに、放置自転車の撤去を効果的に進めます。

そして、公共レンタサイクル など自転車の共同利用について検討します。



レンタサイクル
駅周辺の放置自転車を少なくする対策の一つとして、自治体や鉄道会社などが扱う貸し自転車。

利便性の高いバス交通の充実

駅や交通結節点となる主要バス停などではターミナル 機能を強化し、乗り換えの利便性の向上を図ります。また、ミニバス などの試験運行をバス事業者へ提案するとともに、コミュニティバス の検討を行うなどバス運行空白地区の解消や利用者の実態にあった取組みを積極的に行います。

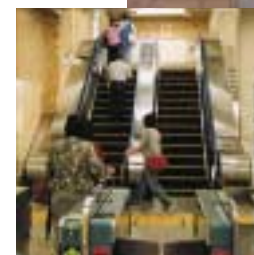
さらに、バスロケーションシステム の充実など情報化に対応した利用しやすい環境づくりを事業者に要請します。

そして、区内拠点に可能な限り乗り換えなしで移動が可能となるよう、また、都市計画道路などの整備進捗に併せ、効率的な路線編成ができるよう事業者との調整を行います。小岩・羽田空港間の長距離バスの利用が増加していることから、区民のニーズに応じて羽田空港以外への運行などを事業者と調整していきます。

誰もが快適に移動できるユニバーサルデザイン の推進

鉄道駅では、ホームドア の設置・案内版（時刻表・出口案内）など、高齢者や障害者をはじめ誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに基づく環境づくりを鉄道事業者に要請していきます。また、まちの顔であり、重要な交通結節点である駅前広場のイメージアップを図るとともに機能性の向上を図ります。バス停では、上屋やベンチなどを整備し、利用者にやさしい交通施設づくりを進めます。

公共施設や民間施設については、整備の可能な箇所から効果的に改良を進め、ユニバーサルデザインに基づいて移動しやすい環境を整えます。



ターミナル
多くの交通機能が集中して発着する場所。

ミニバス
大型の路線バスなどが運行できない地域で運行可能な小型のバス。

コミュニティバス
住民の利便向上などのために、行政側の支援を受け、一定地域内で運営されるバスサービス。

バスロケーションシステム
バスの走行位置をバス停などで表示し、バス待ち客の利便を向上するシステム。

ユニバーサルデザイン
年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、どんな人でも使えるように設計されたデザイン。

ホームドア
鉄道のホームについている転落防止のための構造物。車両がホームに着いてから駅舎のドアが開く。

自動車交通の円滑化

地域の交通の支障となっているボトルネック 箇所や交差点を改善し、円滑で安全な交通を確保します。リバーシブルレーン の設置など交通実態を的確にとらえた対策を関係機関と連携し進めます。

駅周辺における駐車施設の拡充を進めるために、民間駐車場の積極的な誘致と支援の拡充を図ります。また、駐車対策路線の拡充を図り、区民主体の違法駐車をなくす取り組みを進めます。さらに、駐車場の場所、利用状況などの情報案内システムの導入を検討し、違法駐車の解消を図ります。

国や都、交通管理者と連携を図り、ロードプライシング やパークアンドライド など自動車利用の総量抑制を目的とした交通需要マネジメント (TDM) の取り組みや、高度道路交通システム (ITS) に対応するETC VICS などの新システムの普及啓発に努めます。

また、レンタアンドレールライド を推奨するなど、商用車などの通勤利用の抑制を図ります。

情報通信ネットワーク化の推進

情報通信基盤の整備促進

高度情報化社会の早期実現に向けて、各事業者と調整し、光ケーブルなどの情報インフラ の整備を促進し、ブロードバンド に対応した情報通信環境を区民の誰もが享受できるようにしていきます。

電子区役所への取り組み

住民記録や子育て、福祉、教育などの事務、施設の利用などの情報化を進めるとともに、区民が必要とする情報が、身近な場所で得られ、区民と区とのコミュニケーションが向上するよう、電子区役所に向けて取り組んでいきます。

地域情報ネットワークの構築の検討

地域内の情報交流と地域からの情報発信を高めるために、関係機関と連携し、地域ネットワークの構築を検討していきます。

ボトルネック
道路の隘路部分などの交通の障害・難関となっている場所。

リバーシブルレーン
交通量の多い時間帯などに、進行方向などが変化する車線。

ロードプライシング
一定の混雑地域へ進入しようとする自動車等に課金し、自動車交通量を抑制する施策。

パークアンドライド
郊外の駅等に駐車場を設け、公共交通機関に乗り換えてもらうことにより、混雑地域への自動車乗り入れを抑制する取り組み。

交通需要マネジメント(TDM)
自動車による道路の混雑を緩和し、大気汚染を減らすために、公共交通機関などの移動手段に誘導しようとする総合的な対策。

高度道路交通システム(ITS)
情報通信技術の活用により、道路交通情報の提供、自動運転などを実現し、安全性、輸送効率及び快適性を向上させる交通システム。

ETC(ノンストップ自動料金収受システム)
料金所などで車を止めずに通行料金などの支払いができるシステム。

VICS(道路交通情報通信システム)
電波などを利用し、車内の画面で道路形態や混雑などが確認できる自動車用道路情報システム。

レンタアンドレールライド
鉄道とレンタカーやレンタサイクルとの組み合わせ利用のこと。

インフラ
経済活動や社会生活を維持し発展させるための基盤。運輸、通信、道路、港湾施設などが含まれる。

ブロードバンド
高速でデータを伝送する大容量の通信。

3 地域の魅力を高めるまちづくり

水と緑にあふれる都市環境の充実

区民主体の環境づくり

「みんなの家に花いっぱい運動(仮称)」の推進

「花と緑とともに生きましよう」をスローガンとして、家や事業所などのベランダや玄関先などを花や緑で飾る「みんなの家に花いっぱい運動(仮称)」を推進し、四季おりおりの花と緑があふれるまちづくりを進めます。

緑の里親制度の導入

区民一人ひとりの発想と行動を活かしつつ、経験のあるボランティアやNPO などの参加も得て、水と緑を守り、育て、ふれあうことのできるしくみを整えていきます。このため、個人やグループで楽しみながら愛情をもって世話に取り組んでもらえるような「緑の里親制度」を導入するとともに、公園や緑道、道路などにおいて花や樹木を育てることに適した場を提供していきます。

また、水と緑を守り育てるためのノウハウを教え、さまざまな相談にも応じることのできる人材の育成を図ります。そして、この活動に携わる区民同士が交流し、実践的なアイデアを共有しつつ、さまざまな相談に応じ、関連する情報なども提供できる場を整備していきます。



NPO
Nonprofit (または Not-for-profit) Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

緑の回廊 の形成 緑の核の整備と充実

大規模公園（葛西臨海公園、篠崎公園、宇喜田公園、大島・小松川公園、総合レクリエーション公園）について、河川との一体整備やレクリエーション施設の充実などを図り、区民のオアシス や防災拠点として機能する、緑の核としての整備を進めます。

また、その他の身近な公園についても、緑の充実と質の向上を図りながら、人々がふれあえ、子どもたちがのびのびと遊べる、個性ある公園整備を進めていきます。

さらに、学校については、生垣緑化や花・実のなる木の植栽をよりいっそう充実するとともに、屋上緑化に努めていきます。

そして、このような公園や学校などを緑の豊かな道路で結び、「緑の回廊」を形成していきます。

河川敷の並木づくり

荒川、新中川、江戸川、旧江戸川、旧中川の河川敷などにおいては、高木を植えるなど緑を増やし、河川敷の並木づくりに努めます。

このことにより、区民が安らぎとゆとりを存分に感じることができる、水と緑が調和した河川環境づくりを進めます。

地域の緑の活用と保全

まち全体が緑の連続性をもち、公共と民間の緑が一体となった環境づくりを進めるため、屋上緑化・生垣緑化・壁面緑化などを促進します。公共施設についても、屋上緑化、壁面緑化など新しい緑化方法の検討を進め、区が率先した取り組みを行います。

また、実のなる木や花の咲く木の植栽などについて、区民への技術指導や情報提供、相談などの支援を行います。提供公園 や接道部緑化についても、地域の人々による花の植付けなどの活動支援を行います。

さらに、緑のあるオープンスペースとして、区民農園やふれあい農園などのいっそうの充実を図るとともに、農地の保全に努めていきます。

駅周辺や学校などの地域の中心となる地区においてはシンボル樹の植栽などによる景観整備を推進します。

また、土地区画整理などのまちづくり事業や建替えなどで移植が必要となった樹木の仮移植地を確保し、長年育て愛着のある樹木を引き続き育てていける取り組みを進めます。

そして、やむを得ず植えておくことが困難になった樹木については、「グリーンバンク制度(仮称)」を創設し、その情報を広く提供することにより、新たな植樹先を確保していきます。

このようなさまざまな取り組みによってみどり率 を高めていきます。



緑の回廊

大規模公園（葛西臨海公園、篠崎公園、宇喜田公園、大島・小松川公園、総合レクリエーション公園）、親水公園や身近な公園、河川、学校などの緑の核をなす施設を、親水緑道や緑道など、緑豊かな道路で結んだ回遊性のあるネットワークをいう。

オアシス

やすらぎを与えてくれるような場所のこと。

提供公園

マンション建設などにおいてつくられた、区が管理している公園。

みどり率

区の面積に占める公園、樹林地、街路樹、宅地の緑、草地、農地に河川、水路、湖沼などを加えた面積割合。

水辺空間の整備・充実 水辺の自然の復元・再生

荒川河口の干潟や、江戸川樋門 の取水口などでは、鳥や昆虫、魚や水生生物など多様な生き物が棲息しやすいような自然環境の復元・再生をはかります。また、水辺に親しみ学ぶ活動を広げていくような環境学習の場を設けるとともに、ボランティア団体と協働し、清掃活動などの環境保全活動を広げ、より良い水辺づくりを推進していきます。

楽しめる水辺空間の形成

多くの区民が利用しやすいように、水辺空間における休憩施設や木かげの充実を図るとともに、レガッタやカヌーなどスポーツ・レクリエーションを楽しむ場や防災拠点など多目的に活用できるオープンスペースとして整備します。

また、誰もが安全で快適に水上を利用できるようにするため、水上バス・釣舟・ボート・レガッタ・カヌーなど水上スポーツの利用ルールの策定やマナーづくりを推進します。

新川や旧中川では、美しさと安らぎある水辺に誰もが近づける親水性のある空間として、また、人々のふれあいを生み出す地域コミュニティの場として、整備を進めます。

新中川では、魅力ある水辺環境を形成するため、水景軸 とあわせて橋梁空間を整備します。

臨海部では、東京湾の臨海エリアとしての魅力を高めるため、自然環境の保全と水辺空間の利用との調和を図ります。

安全、安心な水辺

荒川・中川・江戸川・旧江戸川については、市街地との一体的なまちづくり計画を作成し、治水対策やうるおいあるまちづくりを進めます。これとともに、国や都に対し、高規格堤防 の整備や、安全対策としての耐震補強整備、災害時の物資輸送などの防災拠点としての船着場整備の促進を要請します。

また、災害時における正確で素早い情報のやり取りができるよう堤防に敷設された情報インフラ 施設の利用体制を整え、レクリエーションや災害時における緊急道路として利用できる高水敷管理道路の整備促進を図ります。

自然豊かな親水公園・親水緑道づくり

親水公園や親水緑道などを生態系に配慮した構造に改修し、魚や水生生物、鳥や昆虫など多様な生き物が棲息しやすい自然豊かな環境「いのちのオアシス」づくりを進めます。これらを活かして、水辺で学べる環境学習の場として、多様な体験ができるようにするとともに、今まで以上に、誰もが歩いて楽しみ、人々のふれあいの場となるような水と緑のネットワークを形成します。



樋門

堤防の下をトンネル状に横断してつくられた構造の取水口のこと。

水景軸

河川を軸として、水や水辺、緑、橋梁などを活かした景観。

高規格堤防(スーパー堤防)

河川後背地の再開発などと併せて堤防背面の盛土を行い、耐震性及び親水性の向上を図った堤防。

インフラ

経済活動や社会生活を維持し発展させるための基礎。運輸、通信、道路、港湾施設などが含まれる。

美しい都市景観づくり

地域の特性を活かした個性ある景観形成

まちの景観を整えるため、駅周辺、商店街、住宅地、歴史的資源のある地区など、それぞれの地域の特性を活かしながら、都市景観づくりを推進します。そのために、地区計画 やまちづくり協定などを活用し、きめ細かなルールづくりを進めます。

また、橋梁などの公共施設は、地域のランドマーク となり、そのデザインなどが永く区民に親しまれるような整備を図ります。

地域の顔となる駅周辺や商店街については、公共サインなどの充実や歩行などの妨げになる看板、商品のせり出し、違法駐車、放置自転車のないまちの実現に努めます。

また、花卉栽培や金魚の養殖など特色ある産業が営まれている地域については、その環境に配慮した景観整備に努めます。

住宅と工場が共存する地域については、敷地内緑化の促進や工場などの建替え時に周辺の景観と調和した外観となるよう誘導します。

そして、海を望む葛西臨海公園駅周辺は、その貴重な空間を活かし、葛西臨海公園をレクリエーション拠点の核とし、海や河川の一体性あるゆとり空間の形成を図ります。

幹線道路の沿道や大規模開発事業による民間施設については、周辺との一体感のある景観向上に配慮した計画となるよう誘導します。また、都に対して、船堀街道のシンボルロードについて整備を促進するよう要請していきます。

電線のない街の実現

都市計画道路の整備や土地区画整理事業 の施行にあわせて、電線類の地中化を図ります。

また、地中化が困難な路線については、電線の集約化や経路変更などの整備を積極的に行うことにより、電線のない街を実現できるように努めます。

区民・事業者と区の協働による景観づくり

区民に対し、情報提供や専門家の派遣などを行い、景観づくりに対する意識の高揚を図るとともに、自主的な取組みを支援します。また、事業者に対しても、よりいっそうの意識啓発を図ります。



地区計画

小規模な地区を対象として、用途地域では決められない詳細な土地利用、建築の形態などを決める計画。計画の策定過程で住民参加が行われるように定められている。

ランドマーク

都市や地域の目印となるものや特徴づける象徴的な景観要素。

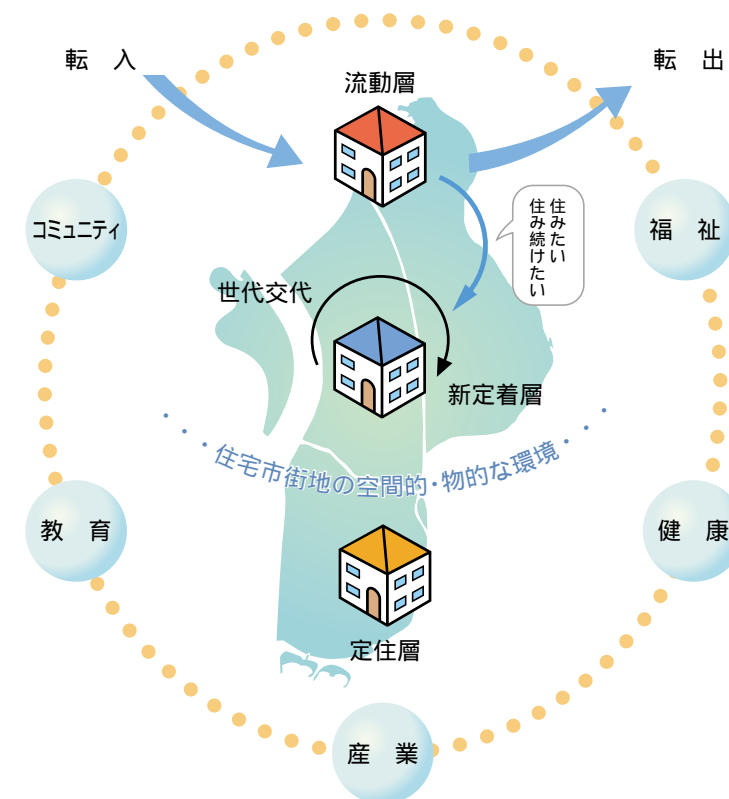
土地区画整理事業

土地所有者などから土地の一部を提供してもらい、道路や公園などに活用し、市街地を面的に整備することで居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化し利用増進を図ることを目的とした事業。

住みよく永住できる居住環境づくり

総合的な住宅施策の展開

「誰もが快適に安心して住み続けられる」住みづくりのため、区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力して、総合的かつ計画的な住まい及び住環境づくりに取り組んでいきます。また、住まいに対する考え方やライフステージに応じた住まい方など、多様な住宅ニーズを把握し、区民と区が課題の認識を共有するため「住宅白書」を定期的に作成し、その現状と課題を分析するとともに、「住まいの基本計画」を必要に応じて見直していきます。また、住宅ストック がニーズに幅広く円滑に対応できるシステムを形成できるよう検討を進めます。



住まいに関する相談や情報の提供の充実

住みづくりに関する情報や知識を区民がもっていることは、住みに関する主体として各個人が考え、行動するために必要不可欠であることから、住宅に関する相談や情報提供、専門家の派遣、学習の機会の提供などをさらに充実させていきます。

安全で住みよいバランスのとれた住みを実現するためには、どのような住みをつくっていくかについて作り手と住み手が共通理解を深めることが必要であり、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の適正な運用を促進しながら、住みづくりやまちづくりに関する相談や情報の提供を行います。

ストック

蓄え、貯蔵。次の段階への貴重な資源や財産となるもの。

多様で良質な住宅の供給支援 中古住宅市場の活性化

必要に応じ住替えを円滑に進めるため、既存の住宅ストックに関しては、中古住宅の履歴や客観的評価の情報が得られるしくみづくりを検討するなど、中古住宅市場の活性化を図ります。

また、良質なストック形成を進めるため、住宅改善資金融資あっせん制度の活用・相談や情報提供の促進により、リフォーム市場を活性化します。

良質な新規住宅の供給誘導

新規に供給されるものに関しては、街づくり宅地資金貸付制度や住宅等整備指導要綱による指導などを活用し、住宅敷地規模のいっそうの拡大、良質で長持ちする住まいづくりの推進、定住できるファミリー向け住宅の供給誘導など、良好な居住水準への誘導を図ります。

民間賃貸住宅の有効な活用

民間賃貸住宅については、ファミリー層や高齢者などにも有効な選択肢の一つとして機能し活用されるよう、需要と供給の一致を図るためのしくみを検討します。

分譲マンションの適正管理

分譲マンションについては、老朽化に対応するため、所有者自らが適正な管理の必要性を認識し主体的な取組みを行えるよう、相談体制の充実を図ります。また、情報交換の場や連絡会の形成を促進します。

地域特性を活かした住環境づくり 魅力ある住環境形成へのルールづくり

日々生活する住民が互いの生活を認めあい支えあう地域コミュニティの形成を図り、地域環境資源を活かした魅力ある住環境を形成するため、地区計画や建築協定の制度を活用し、地域ごとのルールづくりを支援していきます。

建築紛争解決のための支援

中高層住宅の建築にともなう近隣住環境の問題に対しては、土地利用の詳細化やルールづくりなど、それぞれの地域の実情に応じた住環境整備がなされるための手法を検討していきます。また、建築紛争に関しては、地域住民がまちづくりを学習するための情報や紛争解決の手引きを提供します。

安全で健康に配慮した住宅づくりの推進 バリアフリー 住宅の整備の促進

ハートビル法 や福祉のまちづくり条例に基づく届出・指導、住宅等整備指導要綱による事前協議を徹底し、新築時のバリアフリー住宅の整備を促進します。

既存の住宅についても、住宅改善資金融資あっせんや三世代同居住宅資金貸付などの制度を活用することによりバリアフリーを含む住宅改造やリフォームの促進を図ります。

災害に強い住宅づくり

災害に強い住宅づくりを進めるため、地域コミュニティによる助けあいや防災意識の向上など、被害を最小限にとどめるしくみを形成しながら、新築時における中間検査・完了検査制度の他、耐震コンサルタント派遣制度、住宅改善資金などの活用により防災性を総合的に高めていきます。

健康と環境に配慮した住宅づくり

快適で健康的な住宅づくりを誘導していくため、敷地内や屋上の緑化、建材のホルムアルデヒドの対策などについて、公共建築物への積極的な採用や住宅等整備指導要綱の活用を検討していきます。

また、耐久性が高く省エネに配慮した住宅の普及など、環境と共生できるような工夫を可能な限り採り入れられるよう誘導します。そのため、事業者に対する指導と同時に、区民に対する学習の機会や情報の提供を行い、環境意識の向上を図っていきます。

高齢者などの居住支援策の充実

高齢単身者、要介護者などの居住を確保するため、身元保証制度などを活用し安心して生活できる賃貸住宅市場を整備していくとともに、高齢者向け優良賃貸住宅制度の活用などを図ります。

公営住宅への対応

移管される都営住宅については、区民ニーズにきめ細かくかつ柔軟に対応できる区営住宅となるよう適切な運営を検討します。あわせて、区民の多様なニーズに応えるため公営住宅敷地の有効利用を検討します。

また、都営住宅については、スーパーリフォーム や大規模団地の建替などに際して、より質の高い住宅環境と地域のまちづくりに貢献する整備を要請していきます。



ホルムアルデヒド
壁紙などの接着剤の原料、防腐剤として使われている、シックハウス症候群の原因になる物質。

高齢者向け優良賃貸住宅制度
高齢者の安定した居住の確保を図るため、高齢者居住用の優良な賃貸住宅に対し建設費の一部助成などを行う制度。

スーパーリフォーム
構造体を残し住宅内部を改善して居住機能を高め、建物躯体の物理的耐用年限近くまで活用を図るもの。

住宅等整備指導要綱
中高層共同住宅や一定規模以上の土地利用において、基準を定め、指導を行う協議制度。

建築協定
土地所有者等の全員の合意によって建築物の敷地、位置、構造、用途、形態などの基準を定めた協定。

バリアフリー
人が生活する上で妨げとなる障害（バリア）が、街、施設、道路、住宅、人々の意識、社会などから取り除かれた状態。

ハートビル法
「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。

歩いて楽しめる個性あるまち

歩いて楽しめる水と緑の道づくり

地域の水と緑の資源を活かし、オブジェなどの設置を検討するなど歩いて楽しめる道や、ポケットパークなどを整備することで沿道の魅力を高め、ゆったりと過ごせる道空間を提供します。そして、これらの情報の充実を図ります。

健康の道には、必要箇所公共サインや歩行距離・消費カロリーを表示し、健康づくりが目に見え、誰もが利用しやすい環境を整えます。

魅力あるにぎわいの場づくり

商店街や駅前広場及びその周辺的美観や利便性の向上を図り、地域の特色をいかした魅力づくりを推進します。そのため、誰もが快適に利用できる施設や歩道など、歩行空間のユニバーサルデザイン化に努め、まちに歩いて出かけたくなる環境づくりを進めます。

親しまれ、受けつがれる地域の風物詩づくり

誰もが気軽に参加したり、出かけたりできる機会をつくるため、まちのイベント情報や花の植付け、リンゴの収穫など公園を利用した地域のボランティア活動などの情報をインターネットや公共施設での文字情報などによる配信サービスを通じて提供します。また、金魚、花卉園芸栽培などの伝統的地場産業や地域の年中行事を地域住民のふれあいの場や機会に活用していきます。



ポケットパーク
都市生活の中でちょっとした潤いや休憩のために整備された小規模な空間。

健康の道
健康増進を目的に堤防や親水緑道などにソーラー灯や距離表示、健康サインなどを設置し、散策などを楽しむように整備した道。

ユニバーサルデザイン
年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、どんな人でも使えるように設計されたデザイン。

インターネット
世界中のさまざまなコンピュータネットワークが相互に接続されることにより形成された情報ネットワーク。

安心して生活できるまちづくり

交通安全の推進

ドライバーの視認性を高めるため、交差点での見通し改善や特殊舗装などを実施し、歩行者の安全性を高めるため、歩車道の分離や路肩のカラー化などを実施して安全対策を進めます。

町会・自治会、学校、幼稚園、保育園、警察署、消防署及び関係団体とともに、幼児・児童や高齢者への交通安全啓発・教育を推進します。また、実態調査を行い、通過車両が生活道路へ進入するのを防ぐための方策を講じます。

迷惑ドライバーや危険な自転車運転者などには、警察署と協力し、秩序ある道路の使用を促す講習などを推進します。また、交通事故被害者への相談などを充実させます。

地域ぐるみの防犯対策

日頃からあいさつなど顔の見える関係を大切にした地域のコミュニティの中で、家庭や地域を守る防犯対策を目的とした、文化・スポーツ活動やイベントの開催など、区民が気楽に参加できる地域活動を推進します。

適切な街路照明を確保するため、徒歩などによる点検や町会・自治会の意見を聞くなどして、問題のある路線の改善を図ります。公園、街路樹などにより見通しの悪い箇所に対しては、点検や工夫・改善を行い、住民とともに地域の目が届くコミュニティの場となる利用の促進を図ります。

通行支障箇所の改善

道路・公園・親水緑道などにおける段差や電柱などによる通行支障箇所の改善を図るとともに、誰もが安心して安全に利用できる歩行者空間を形成します。



4 安全で災害に強いまちづくり

防災まちづくり

災害に強い都市基盤の整備

防災性や居住環境上に課題のある地区については、密集住宅市街地整備促進事業などを実施し、防災上の機能向上を図ります。また、新築時における建築物の不燃化、耐震構造化を進め、既存建築物の耐震補強など、都市防災機能の向上を図ります。

さらに、橋梁については、災害時における安全性をより向上させるため、計画的な改修を行います。

そして、電線類の地中化、都市ガスの整備を促進するとともに、水道管などの老朽管の計画的な入替えなど、災害に強いライフラインの整備拡充に努めます。

緊急時の陸上交通網の補完や緊急物資搬入の確保のため、今後も防災船着場整備を促進します。また、河川敷や大規模公園などは緊急時のヘリポートとして活用します。



密集住宅市街地整備促進事業
老朽木造住宅が密集している地域において、道路や公園等の公共施設、生活環境施設の整備や老朽木造住宅の建替えなどを促進し、居住環境の向上や良質な住宅供給を行う事業。

ライフライン
電気、ガス、上下水道、電話などの都市生活を支えるための、供給処理施設や情報通信施設。

細街路
幅員4m未満の道路。

防災空間の確保

道路、緑道、親水公園、公園、児童遊園、防災公園などの整備、農地の保全などを行うことにより、避難路や延焼防止のための防災空間の確保を図ります。学校など公共施設は、避難所としての防災機能の強化を図るとともに、細街路については拡幅整備を推進します。また、小松川防災拠点への避難路として重要な役割を担う平井北部地区の補助120号線の早期完成を都に要請します。

高規格堤防 などの整備促進

江戸川、旧江戸川、荒川、中川の治水安全度及び堤防の耐震性を高めるため、高規格堤防の整備を促進します。現在、中川、旧江戸川で進行中の耐震護岸整備については、早期完成をめざします。

都市水害への対策

公園や学校の校庭など公共スペースにおける雨水貯留施設を整備するとともに、共同住宅など民間施設における雨水貯留施設の整備を促進します。戸建て住宅では、各戸雨水貯留槽の普及に努めるとともに、雨水貯留型下水道施設の整備を促進します。

雨水を地下に還元するため、歩道部や細街路、私道の整備には透水性舗装を進めていきます。また、既設歩道部の透水機能を回復させるため、路面洗浄などのメンテナンスを強化します。

これらの取組みを通じて、水害対策にとどまらず、地球的視点にたった環境保全のため水資源の活用を促進します。

ヒートアイランド現象 への対策

局所的な豪雨の発生の原因とされる都市のヒートアイランド現象を緩和するため、緑地や農地の保全に努め、屋上緑化や生垣緑化、壁面緑化などを促進します。

また、道路や駐車場などについても、透水性舗装や保水性舗装を推進していきます。

そして、江戸川や荒川といった河川、海、緑などにより生み出される風の流れを活かす研究を進め、まちづくりに活用する取組みを進めます。

防災体制の充実

災害対応力の強化

災害時の初動体制を確立するため、夜間、休日などの職員の非常参集体制を強化し、区長を本部長とする災害対策本部を迅速に設置します。

また、災害応急活動マニュアルの整備に努めるとともに、実践的な防災訓練を通じて、都や防災関係機関及び防災区民組織との連携を強化し、区の災害対応力を高めます。

災害情報の効果的・効率的な収集と伝達

災害発生時に的確な応急対策やパニック防止対策を進めるため、防災行政無線、IT機器、FMえどがわなどを活用し、防災関係機関、避難所などからの情報を効果的・効率的に収集するとともに、正確な情報を迅速に区民に提供できる体制を確立します。

連携体制の強化

大規模な災害の発生に備え、他の自治体、民間団体、事業所などから円滑な協力がえられるよう協定団体との連携強化を図っていくとともに、防災上必要な協定の締結を進めます。また、ボランティア団体などとの情報交換を行い、災害時のボランティア活動が効果的に実施されるよう、必要な環境整備に努めます。

高規格堤防（スーパー堤防）
河川後背地の再開発などと併せて堤防背面の盛土を行い、耐震性及び親水性の向上を図った堤防。

透水性舗装
雨水の地中への浸透により、雨水流出抑制や雨天時の歩行性の向上などに効果がある舗装。

ヒートアイランド現象
都市中心部の都市活動の結果として生じる気温上昇現象。

保水性舗装
道路の舗装断面に保水機能をもたせた舗装。雨天時に吸収した水分を晴天時に蒸発させ、気化熱を奪うことにより路面の温度が下がる効果が期待できる。

救援・救護体制の強化

災害が発生した場合の、人命の安全と被災後の生活の安定を確保するため、地区ごとの被害想定、要援護者支援の視点から、地域ごとの備蓄物資の拠点配置を進めるとともに米穀や麺類協同組合などとの協力のもとに食料、生活必需品などの備蓄物資の充実を図ります。そして、医師会及び防災関係機関などの協力のもと、医薬品及び医療資器材の備蓄と供給体制の整備に努めるとともに、初動期における医療救護体制の確立を図ります。

また、区民一人ひとりがその情報を日常においても知ることができるよう、情報技術の活用や防災マップなどの充実を行っていきます。さらに、関係機関との連絡体制や活動マニュアルの整備に努めます。

介護を必要とする人々をはじめとして避難所で適切な生活ができるよう避難所づくりを行うとともに、被災者の精神的ショックや避難所生活のストレスを軽減するため、心のケアの実施体制づくりを行います。

みんなで守るまちづくり

自主的な防災の推進

「自らの生命は自らが守る」という原則のもと、防災に対する自主的な取り組みとして、家庭や地域で適切な防災対策や行動がとれるよう、広報えどがわや情報技術の活用、実践的な防災訓練を通じて、区民の避難路や避難場所の認知度を高めるなど、日常から防災対策意識の啓発や防災知識の普及向上をいっそう図ります。

また、地域において初期消火や救助活動が的確に行えるよう自発的に動ける自主防災組織やボランティア、NPOの活動を支援します。

さらに、行政や防災機関による本格的な応急対策が始まるまでの間、地域住民による自立的な運営ができようなくみづくりを進めます。

地域における防災コミュニティの確立

災害時においては近隣で助けあいができることが大切です。地域で町会・自治会・子ども会・PTA・くすのきクラブなどのさまざまな団体による多様な活動がいっそう活発に行われるよう支援し、住民同士が顔の見える関係を深め、地域の防災コミュニティ意識をさらに高めていきます。

また、ボランティア団体が災害時に円滑に活動できるしくみをつくとともに、地域住民やボランティアが特に救助を必要とする高齢の人々や障害のある人々などの災害弱者を支援できる体制づくりを進めます。

さらに、商店会、事業所、ボランティアなどのさまざまな団体・個人が区と連携・協力し、区民や区で働く人々が助けあうネットワークづくりに取り組んでいきます。

実践的な防災教育・防災訓練の充実

子どもや保護者などが災害発生時に適切な行動をとれるよう学校教育や生涯学習などのあらゆる機会を通じて、実践的な防災教育・防災訓練を充実し、防災意識の高揚の拡大を図ります。

第3章

基本計画の実現 のために

第1節 信頼と協働による推進

第2節 区民本位で効率的な区政運営

第3節 計画を実現するための横断的取組み

第1節 信頼と協働による推進

この計画を実現するためには、区民・地域社会・ボランティア・NPO・事業者などが、区との信頼に根ざした協働関係のもとに、地域づくりの担い手としてその役割を果たすことが大切です。

ボランティアやNPOをはじめとする区民の活動は、子育てや教育、福祉、環境、まちづくりなど幅広い分野においてますます拡大しており、その人たちにしかできない活動を通して、区民生活の向上に貢献しています。

今後はさらに、こうした活動を支援し、育てるとともに、区民と区がお互いの特性と能力に応じた役割を分担し、それぞれが責任をもってその役割を果たす、多様で豊かな協働関係を築く必要があります。

このため、協働のための指針を策定するとともに、情報技術などを活用して区民と区が良好にコミュニケーションできる体制をさらに整備するなど、円滑に協働を進めるための環境づくりに取り組みます。

第2節 区民本位で効率的な区政運営

この基本計画は、区民を主役として、区民と区が協働して推進することを前提としています。したがって、それに応じた区政の体制やしきみを整える必要があります。

同時に、こうした体制やしきみの整備を通して、区の将来像を見据えた質の高いサービスの提供体制を整備するとともに、簡素で効率的な行財政運営を進めていかなければなりません。

電子区役所への取組み

区の行政サービスを、より便利で、より身近なものにするため、「電子区役所」への取組みを進めます。

これにより、申請・届出などの電子化や各種の行政手続きを1箇所ですべて済ませることができるワンストップサービス化など、迅速で便利な行政サービスを提供します。

また、情報技術の活用を通じて、内部事務の大幅な見直しと簡素化を進め、効率的な事務の執行体制を確立します。

さらに、その取組みにあたっては、個人情報の保護対策やセキュリティ対策を講じるとともに、すべての区民がそのメリットを享受できるような工夫を行います。また、パソコンなどのIT機器が使えない人たちに対する情報格差の解消に取り組みます。

区民への積極的な情報提供

区の行政を区民から見て分りやすくするため、区民への積極的な情報提供を推進します。

そのために、情報をさらに公開するとともに、情報技術などを用いて、区民と区、区民相互の情報交流を促進します。そして、情報の共有化と区政への共通認識を高め、区政への区民参加を広げていきます。

NPO
Nonprofit（またはNot-for-profit）
Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

ワンストップサービス
用件を一カ所ですべて済ませることができるサービス。

行政評価のしくみづくり

施策・事業の目的達成度や効率性などを各種の指標を用いて評価する、行政評価システムを導入します。これにより、施策や事業がどのように実施され、どの程度達成できているかなどを区民にわかりやすく説明するとともに、施策の有効性や改善すべき課題、方向性を明確にし、区民のニーズにあった施策を展開していきます。

民間活力の導入

事業の性格や民間の対応能力から、民間に委ねることが可能で、区民サービスの向上につながると判断できるものについては、NPOや事業者など民間の力を積極的に取り入れます。

また、民間の資金と経営ノウハウを活用するPFIの導入を検討します。

職員の能力開発と意識改革

施策や事業を区民本位で、かつ効率的に実施していくために、職員のいっそうの能力開発と意識改革を進めます。

そのために、区民第一主義に立ち、区民にわかりやすく説明する能力や柔軟な政策形成能力などを育成するとともに、コスト感覚や経営意識、新たな課題に対する果敢な挑戦意欲などを養っていきます。

財政基盤の強化

健全な財政運営を長期的・計画的に行うために、事務事業や執行体制のあり方を探究するとともに、税収などの確保に努めます。

また、財政自主権を強化する観点から、国からの税源移譲や都区財政調整制度の充実などを国や都に働きかけていきます。

広域的な連携・協力の推進

基本計画の施策や事業のうち、災害時の対応や防犯対策、広域交通網の整備、自動車環境汚染対策など本区だけでは対応や解決が困難な課題について、国や都に必要な働きかけを行うとともに、周辺自治体と連携・協力して進めていきます。

第3節 計画を実現するための横断的取組み

「人生の節目」において必要となり、また「より良く生き、より良い地域社会をつくる」ために求められる「学び」は、基本的施策を貫く大きなテーマです。

また、ボランティア・NPOなどの活動は、「ボランティア立区」を推進する本区の基本的施策を貫く重要な役割を担っています。

さらに、情報がもたらすメリットをすべての区民が享受できるようにすることは、高度情報化の中できわめて重要な課題です。

このため、区は、長期計画の着実な実現をめざし、全庁をあげて組織横断的に取り組んでいきます。

PFI
Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略。民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共施設などの建設、維持管理、運営などを行う手法。



r e f e r e n c e
d a t a

資料編

1. 人口推計（事務所地域別・年齢別）

2. 長期計画の策定経過

- (1) 長期計画立案委員会
- (2) 区民参加による意見交換の実施
- (3) 長期計画審議会
- (4) 議決

1 人口推計（事務所地域別・年齢別）

各年1月1日 単位（人）

		2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
区全体	合計	626,503	662,000	687,000	697,000	701,000
	0～14歳	91,531	94,900	98,500	99,700	100,900
	15～64歳	460,018	469,400	470,300	460,500	457,300
	65歳以上	74,954	97,700	118,200	136,800	142,800
小松川	合計	52,262	55,000	57,700	59,100	59,200
	0～14歳	6,908	6,800	7,300	7,400	7,800
	15～64歳	36,793	38,000	39,000	38,700	37,900
	65歳以上	8,561	10,200	11,400	13,000	13,500
小岩	合計	94,850	96,200	97,000	95,600	94,400
	0～14歳	11,704	11,700	12,200	12,500	12,500
	15～64歳	67,052	65,900	64,300	60,500	58,800
	65歳以上	16,094	18,600	20,500	22,600	23,100
中央	合計	126,100	131,900	134,000	133,600	133,700
	0～14歳	17,680	18,100	18,300	18,300	18,400
	15～64歳	90,177	90,400	88,700	85,700	84,700
	65歳以上	18,243	23,400	27,000	29,600	30,600
葛西	合計	223,345	237,300	248,400	254,500	258,300
	0～14歳	36,166	37,300	38,300	39,000	39,600
	15～64歳	169,622	175,800	177,800	174,800	174,300
	65歳以上	17,557	24,200	32,300	40,700	44,400
東部	合計	82,220	90,100	95,600	98,300	99,100
	0～14歳	12,046	13,300	14,300	14,400	14,500
	15～64歳	60,605	63,000	64,200	64,400	64,900
	65歳以上	9,569	13,800	17,100	19,500	19,700
鹿骨	合計	47,726	51,500	54,300	55,900	56,300
	0～14歳	7,027	7,700	8,100	8,100	8,100
	15～64歳	35,769	36,300	36,300	36,400	36,700
	65歳以上	4,930	7,500	9,900	11,400	11,500

2 長期計画の策定経過

（1）長期計画立案委員会

専門委員などにより、長期計画（基本構想及び基本計画）に関する共同調査研究を行い、長期計画（素案）を立案しました。

長期計画立案委員会専門委員（敬称略50音順） 役職は、選出時のものです。

会 長	京 極 高 宣（日本社会事業大学学長）
委 員	天 笠 茂（千葉大学教授）
"	馬 木 知 子（公募区民）
"	大 村 謙二郎（筑波大学教授）
"	岡 島 成 行（青森大学大学院教授）
"	北 川 健 吾（公募区民）
"	黒 瀬 直 宏（専修大学教授）
"	柴 崎 正 行（東京家政大学教授）
"	田 中 三 郎（公募区民）
"	西 垣 克（静岡県立大学教授）
"	早 瀬 圭 一（東洋英和女学院大学教授）
"	山 田 典 子（公募区民）

産業部門別会議調査員（敬称略50音順） 役職は、選出時のものです。

調 査 員	杉 本 英 臣（江戸川区商店街連合会副会長）
"	鈴 木 孝 男（千葉商科大学助教授）
"	松 本 藤 隆（松本産業（株）社長）
"	森 高 弘 純（（株）ワイズウェア・コンサルティング社長）

立案経過

立案委員会	1回（平成12年9月5日開催）	
部門別会議	子ども（学齢期以前）部門別会議	9回
	子ども（学齢期）部門別会議	9回
	生涯学習・文化・コミュニティ等部門別会議	9回
	健康部門別会議	9回
	福祉部門別会議	10回
	環境部門別会議	8回
	産業部門別会議	8回
	まちづくり部門別会議	12回
	合同部門別会議	2回

(2) 区民参加による意見交換の実施

基本構想(素案)を作成し、広報臨時号の発行やホームページによる議事録の公開などの情報提供を行い、周知に努めました。

また、広報臨時号の綴じ込み封筒や電子メールを活用し、基本構想(素案)に対する意見や提案を募るとともに、江戸川区の未来を中学生と語る会の開催など、次代を担う若い世代からの意見や提案を聞く場を設けました。

基本構想(素案)広報臨時号の発行

222,000部(平成13年7月1日発行)

広報臨時号の綴じ込み封筒による意見・提案

150通(平成13年9月1日締め切り)

平成13年7月10日「江戸川区の未来を中学生と語る会」

出席者:区内中学生代表18名など

平成13年7月23日「江戸川区の未来を高校生と語る会」

出席者:ゴスフォード市区民(高校生)訪問団22名など

平成13年9月11日「新成人フォーラム(江戸川区の未来を語る)」

出席者:新成人区民12名など

(3) 長期計画審議会

長期計画(基本構想及び基本計画)について必要な事項を調査、審議し、「長期計画に関する答申」を区長に提出しました。

長期計画審議会委員(敬称略50音順) 選出団体名・役職は、選出時のものです。

会 長	松 下 彰 男(江戸川区議会議長)
副 会 長	太 田 錦 吾(江戸川区連合町会連絡協議会会長)
委 員	石 川 哲 男(くすのきクラブ連合会会長)
"	岩 楯 欽 市(東京スマイル農業協同組合副組合長)
"	上 野 純 子(私立幼稚園協会PTA連合会相談役)
"	大 島 玉 枝(公募区民)
"	亀 井 利 雄(私立幼稚園協会会長)
"	北 川 浩 浩(江戸川区議会副議長)
"	小 泉 敏 夫(江戸川区議会議員)
"	小 暮 堅 三(江戸川区医師会会長)
"	小 林 田 鶴子(江戸川区ボランティア団体連絡協議会副会長)
"	斎 藤 敏 浩(公募区民)
"	真 田 幸 吉(江戸川区体育会理事長)
"	白 木 三 秀(健全財政推進区民懇話会委員(大学教授))
"	須 賀 與 孫(江戸川区民生・児童委員協議会会長)
"	杉 栄 一(私立保育園園長会会長)
"	杉 本 英 臣(江戸川区商店街連合会会長)
"	瀬 端 勇(江戸川区議会議員)
"	竹 内 進(江戸川区議会議員)
"	棚 橋 公 夫(健全財政推進区民懇話会委員(公認会計士))
"	平 田 善 信(東京商工会議所江戸川支部会長)
"	藤 居 阿 紀子(江戸川区議会議員)
"	間 瀬 恵 二(健全財政推進区民懇話会委員(企業経営者))
"	松 井 朋 子(公募区民)
"	武 藤 容 子(公募区民)
"	横 山 巖(健全財政推進区民懇話会委員(企業経営者))
"	吉 越 邦 夫(江戸川区議会議員)

審議経過

開催回	開催日	審議内容
第1回	平成13年 7月10日(火)	会長・副会長の互選及び審議会の運営
第2回	平成13年 7月30日(月)	基本構想の全体構成と概要、将来人口
第3回	平成13年 8月 6日(月)	基本構想(素案)「未来を担う人づくり(学齢期以前)」
第4回	平成13年 8月28日(火)	基本構想(素案)「未来を担う人づくり(学齢期)」
第5回	平成13年 9月13日(木)	基本構想(素案)「いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくり(区民の健康づくりのために)」
第6回	平成13年 9月28日(金)	基本構想(素案)「いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくり(高齢の人々・障害のある人々のために)」
第7回	平成13年10月11日(木)	基本構想(素案)「学びと協働による区民文化づくり」
第8回	平成13年10月25日(木)	基本構想(素案)「区民参加による環境づくり」
第9回	平成13年11月 8日(木)	基本構想(素案)「活力を創造する産業づくり」
第10回	平成13年11月26日(月)	基本構想(素案)「区民の暮らしを力づくよく支えるまちづくり」
第11回	平成13年12月11日(火)	基本計画(案)「いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくり(区民の健康づくりのために)」
第12回	平成13年12月25日(火)	基本計画(案)「未来を担う人づくり」
第13回	平成14年 1月11日(金)	基本計画(案)「いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくり(高齢の人々・障害のある人々のために)」
第14回	平成14年 1月18日(金)	基本計画(案)「区民参加による環境づくり」
第15回	平成14年 1月28日(月)	基本計画(案)「活力を創造する産業づくり」
第16回	平成14年 2月 7日(木)	基本計画(案)「学びと協働による区民文化づくり」
第17回	平成14年 2月15日(金)	基本計画(案)「区民の暮らしを力づくよく支えるまちづくり」
第18回	平成14年 2月27日(水)	基本計画(案)「基本計画の前提」「基本計画の実現のために」
第19回	平成14年 3月15日(金)	長期計画に関する答申(案)
第20回	平成14年 3月22日(金)	「長期計画に関する答申」を区長に提出

(4) 議決

基本構想は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、平成14年7月4日、区議会において議決を得ました。



未来に向かってアプローチ



EDO GAWACITY PHOTOGRAPH

EDO GAWACITY PHOTOGRAPH

江戸川区長期計画
えどがわ新世紀デザイン ~共育協働安心への道~

発行日 平成14年7月

編集・発行 **江戸川区経営企画部**
〒132-8501
江戸川区中央1-4-1
Tel: 03-3652-1151 (代表)
<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/>